

「心を育む緑の里 ——

住んでよかった、この西戸田に」

西戸田 里づくり計画

当初計画策定	平成13年6月
第1回目変更	令和2年8月
第2回目変更	令和3年1月
第3回目変更	令和3年10月

西戸田里づくり協議会

目 次

はじめに	1
第1章 関連上位計画（里づくり計画の前提）	2
第2章 計画対象地区の概要	5
2-1 平野町の概要	5
2-1-1 立地条件	5
2-1-2 生活関連施設	5
2-1-3 平野町の自治組織	7
2-2 西戸田地区の概要	10
2-2-1 立地条件	10
2-2-2 気候条件	10
2-2-3 歴史	10
2-2-4 社会的条件	17
2-2-5 西戸田地区の自治組織	19
第3章 計画対象地区の現況	21
3-1 土地利用	21
3-2 営農状況	23
3-2-1 現況	23
3-2-2 今後の展望	34
3-3 生活環境	41
3-3-1 地区内道路環境	41
3-3-2 地区内環境	45
3-3-3 広域的な環境	54
第4章 計画対象地区の課題	58
4-1 土地利用の課題	58
4-2 営農の課題	58
4-3 生活環境の課題	59
4-3-1 道路環境の課題	59
4-3-2 生活環境の課題	60
第5章 里づくり計画	61
5-1 基本方針	61
5-2 土地利用計画（農村用途区域区分）	61
5-3 営農計画	64
5-4 道路環境整備計画	66
5-5 生活環境整備計画	71
5-6 計画のキャッチフレーズ	74
5-7 農村定住起業計画	75
5-7-1 全体計画	75
5-7-2 個別計画	76
参考資料	81

西戸田里づくり計画の策定にあたって

西戸田里づくり協議会
川崎 哲生

平成8年4月に、神戸市が農業の振興や農村の活性化とあわせて、市民相互のふれあいを進めるために条例を制定して、「人と自然との共生ゾーン整備」を進められています。それを受け、西戸田集落も「活力と魅力にあふれた快適農村空間の形成・緑豊かで活力ある里づくり」をめざし、平成12年4月に「西戸田里づくり協議会」を設立しました。

西戸田集落は、すでに土地改良事業による農地の整備・上下水道の環境整備・自治会館の建設も完了しており、地域の生活環境もある程度整って来ました。

しかし、集落の中央を南北に通る、集落を2分する国道175号線の拡幅工事も近々着工される状況にあります。それに伴う接続道路等に関し、地域住民の生活が安全第一で、且つ利便性を確保することが必要です。また、明石川の改修工事も平野橋の橋脚が完成した時点より工事の施工が始まることになり、これは災害防止・景観の改善につながります。さらに、旧少年保養所の跡地に、地域住民の交流・スポーツ・レクリエーションの拠点となる公園、即ちCCP（カントリー・コミュニティーパーク）が計画されています。

このような状況を踏まえ、西戸田里づくりは、京都大学の高橋教授・九鬼助手をはじめ行政各位のご指導を受けるとともに、住民の皆様にご協力を頂き、アンケート調査や現地調査を本に計画策定に取り組みました。

その結果、「心を育む緑の里・・・住んでよかったこの西戸田に」のキャッチフレーズに一歩ずつ近づく「農村の振興・環境の整備・秩序ある土地利用」を主眼においた住民主体の『西戸田里づくり計画』が、ここに作成できました。

最後に、この「西戸田里づくり計画」の策定に当たり、指導、協力して頂いた関係各位、並びに住民の皆様にお礼を申し上げますとともに、これからの里づくり活動等につきまして、いろいろご指導、ご意見を賜りますようお願いいたします。

第1章 関連上位計画（里づくり計画の前提）

1-1 里づくり計画とは

神戸市の貴重な魅力の一つに、北区・西区に広がる田園地域があります。この田園地域の人々が撫育する農地は、神戸市の総面積の約10%（5,500ha）を占め、農業粗生産額は政令指定都市の中でも上位を誇ってきました。（農振地域 10,512ha）

しかしながら、近年、農業従事者の高齢化や減少と相俟って、市街化調整区域の農地が虫食いの的に転用され、資材置き場、廃車置き場、駐車場等が増加し、農業を持続する環境や貴重な緑地資源が破壊されつつあります。

そこで神戸市では1996年4月に、都市近郊農業と田園環境を確実に保全するための「人と自然との共生ゾーンの指定に関する条例（以下、「共生ゾーン条例」）」が制定されました。「共生ゾーン条例」に基づいて既存の都市計画法や農業振興地域整備計画との整合性に配慮しながら、神戸市独自の土地利用規制として「農村用途区域」を指定するほか、農業の振興に関する計画や環境の整備に関する計画などを含めた「里づくり計画」が作られますが、計画づくりの主体は『里づくり協議会』が担います。この『里づくり協議会』の特色としては、協議会のメンバーに非農家も加わることや、「農村用途区域」の計画に農振地域以外も積極的に取り組むこと、さらには用途区域の変更をする場合に意向を反映する権限もあります。

1-2 里づくり計画に関連する上位計画

西戸田地区における里づくり計画を策定する際の前提となる主な上位計画として、以下のものが挙げられます。

(1) 第4次神戸市基本計画

平成5年9月に「新・神戸市基本構想」が策定され、これを受けて、平成7年10月に2010年を目標として策定されたもので、平成7年1月に起きた阪神・淡路大震災の復興に取り組むために策定された「神戸市復興計画」の精神も十分に踏まえられています。里づくり計画の前提としては、本計画にある8つの重点プランの中の『人と環境の共生プラン』が該当しており、ここでは

- ① 新鮮で安全な食料を始めとする農産物を安定的に供給するとともに、農業のもつ自然空間の維持やアメニティの醸成などの多面的機能が発揮されるよう、環境にやさしい農業を推進し、人と自然とが共生するまちづくりを進める。
- ② 市域の自然的・社会的・経済的条件を最大限に生かすとともに、高度技術の開発・利用による生産性の向上と、付加価値の高い農水産物の開発によるブランド化を進め、活力ある農業の展開を図る。
- ③ 労働時間・所得を他産業従事者と同程度の水準とすることを目標に、高品質化や生産性・収益性の向上に努め、産業として成り立つ魅力ある農業を展開する。
- ④ 都市と農村の交流を促進し、市民に憩いと安らぎの場を提供するとともに、地域の活

性化に資する農業の拠点を整備し、市民に親しまれ支持される農業をめざす。
という4つの基本方針が掲げられています。

(2) 第4次神戸市農漁業基本計画

第4次神戸市基本計画の中で、市域農業にも世界とふれあう市民創造都市・アーバンリゾート都市づくりに貢献することが強く求められており、震災の教訓を生かした安全都市づくりの一翼を担うとともに、市民生活や地域の視点に立ち、自然と共生した魅力ある農漁業を市民とともに構築することによる活力ある農漁業の持続的発展を目指して、「第4次神戸市農漁業基本計画」が策定されました。その中で、地域に密着した「里づくり計画」で生産環境、生活環境、自然環境の保全と整備及び景観の創出を進め、都市住民との交流を積極的に進めることにより「活力と魅力あるれた快適農村」の実現が求められています。

(3) 区別計画

区別計画とは、市基本計画より更に身近な計画として、区のあるべき姿とその実現のためのまちづくりにおける目標、施策の方向を区民に示す区単位の計画です。本計画も市基本計画と同様平成7年10月に2010年を目標として策定され、この中で平野地域のまちづくりについては「快適で住みよい田園環境の広がるまち」をめざし、明石川の環境整備、少年保養所跡地の活用の検討、大規模区民グラウンドの整備の検討、平野町南西部の計画的なまちづくりが事業として考えられています。

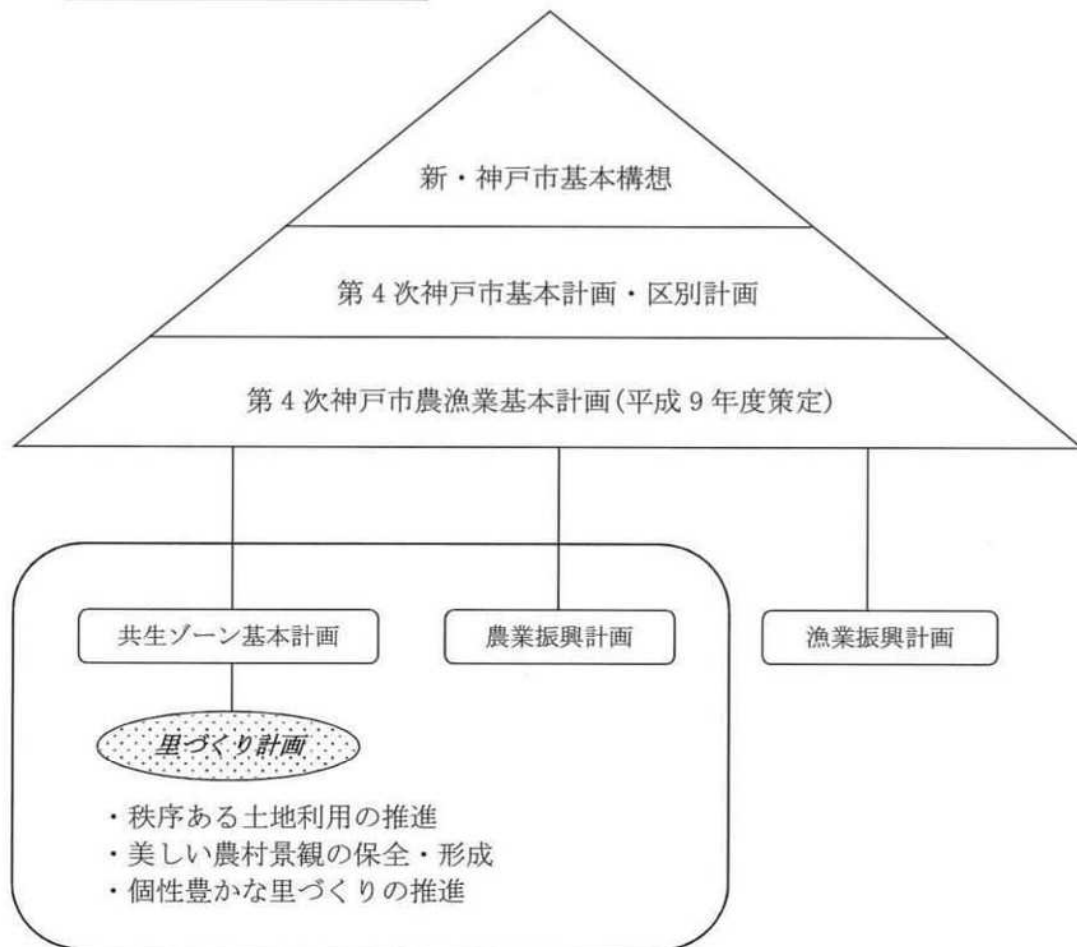
(4) 神戸市農業振興地域整備計画

本計画は第4次神戸市基本計画を受けて平成9年5月に策定されたものです。ここでは市の農業について、市街地と農業地域とが有機的に調和し、都市機能の発揮に寄与できるように以下の3つの方向から保全育成に努めることとされています。

- ① 大都市に立地する有利性を生かした需要に応じた生産と、生産性の向上を図るために、米麦、園芸、畜産の3部門を土地利用上および農業経営上有機的に連携させる。また農地の流動化を促進して中核的担い手を中心とした市域農業を確立する。
- ② 可能な限り圃場整備事業等の土地基盤整備事業を実施し、経営規模の拡大を図る。また、農業近代化施設を適切に配置して、生産・集出荷販売の合理化を図る。
- ③ 農業集落の保健性、快適性、利便性、文化性、安全性を守るため、緊急災害時にも対応した道路・下水道の整備、集会施設、農村公園、体育施設等の生産環境施設の整備を図る。

さらに各論として農用地利用計画、農業生産基盤整備計画、農業経営の規模拡大及び農用地等の農業上の効率かつ総合的な利用の促進計画、農業近代化施設整備計画、農村生活環境施設整備計画、活力あるむらづくりに関する計画があり、西戸田地区に関係するものとしては現況山林および国有林に樹園地を造成することが農用地利用計画において示されています。

■ 里づくり計画の位置づけ



第2章 計画対象地区の概要

2-1 平野町の概要

2-1-1 立地条件

平野町は、図 2-1 に示すように西区の中央部西側に位置し、明石川の中流域に広がる田園地帯で、温暖な気候と平坦な農地という自然的・土地的条件に恵まれた地域です。

明石川の左岸には大野、慶明、芝崎、福中、向井、下村、宮前、大畑、繁田、下堅田、上堅田の 11 の集落が立地しています。この南側には玉津町の市街化区域が広がっており、さらに国道 175 号線も位置すること

から、慶明、芝崎、向井の各集落では昭和 30 年代から住宅開発が進み、農家より非農家の割合が高くなっています。また東側に西神ニュータウンがあることから、交通面での結びつきでニュータウンと関連が深い地域です。

明石川の右岸には黒田、常本、西戸田、印路、中村、上津橋の 6 集落が立地し、これらは左岸の集落に比べ、各集落とも集落の面積、世帯数など規模が大きいのが特徴です。右岸側は左岸側に比べて都市化の影響が少なく、大半の集落は農家を中心とする農業集落です。

都市化の浸透、土地利用の競合、交通施設・運送手段の発達など社会経済情勢の急激な変化によって、平野地域の農業はその影響を強く受け農業構造に変化が生じました。特に、西神ニュータウンの開発計画を機に、積極的な農業の保全と育成が重要な課題となりました。

そして、農業の生産基盤を整備・強化して生産性を高め、合わせて集落の生活環境を向上させ、農業振興地域のほぼ全域に圃場整備を行うことが急務となりました。圃場整備ではパイプライン敷設などにより、用排水の分離や田畑の輪換による農用地の高度利用が図れるようになり、現在も引き続き道路整備、河川改修が実施され、地域の生活環境が総合的・全体的に整えられつつあります。

2-1-2 生活関連施設

西戸田の住民が利用する平野町にある生活関連施設は主に次のとおりで、これらを含めた平野町周辺の地図を図 2-2 に示します。

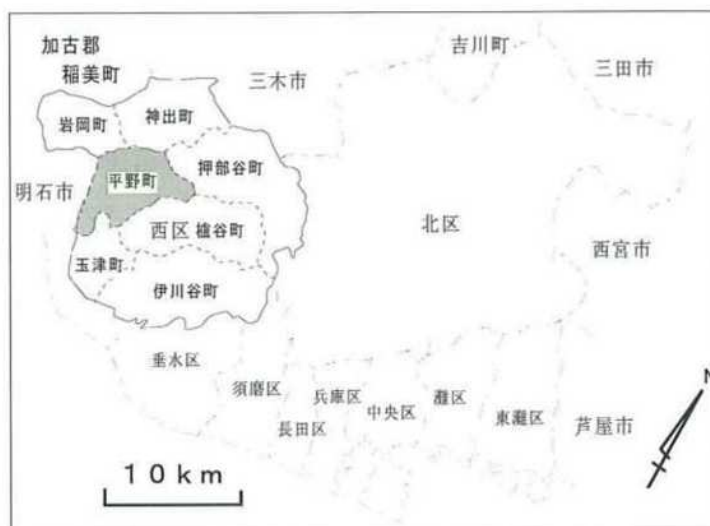


図 2-1 西区平野町の位置

①平野公民館平野地域福祉センター

平野公民館は、農業経営合理化と地域の文化的向上を目指した公民館建設の要望が平野町全体から高まって作られました。しかし、神戸市西区役所平野出張所の廃止と西神中央出張所平野連絡所への機能転換に伴って平野町公民館は廃止され、現在は平野連絡所の施設となっています。

②環境局西事業所

西事業所は「美しく住みよい町づくり」を事業目的に、一般廃棄物（ゴミ・し尿）の収集・運搬を主たる業務としています。以前は西神地区のほとんど、もちろん平野町も一般廃棄物（ゴミ・し尿）は自家処理が主でした。しかし昭和45年の『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』施行後は平野町の一般廃棄物も神戸市が収集することとなりました。昭和40年代後半まで西神地区の清掃業務は垂水事業所が担当していましたがその後、押部谷町の神戸電鉄沿線の開発や玉津町の区画整理事業に伴って人口が急増したため、昭和48年に垂水事業所内に西神地区担当のゴミ及びし尿収集作業班が設置されました。昭和52年には現在地に事業所が完成し、西神事業所及び西車庫が新設され、現在に至っています。



図 2-2 平野町周辺的生活施設の位置

家庭ゴミの収集作業は約1900ステーションを週2回

(1日平均288トン)、荒ゴミ回収は約750ステーションを月2回(1日平均81トン)の間隔で行われています。その他、月2回の空き缶・ペットボトル・空き瓶回収も行われています。し尿収集は平野町など農村地域を中心に約2900戸(全市の約40%)に対して行われています。

③西消防署

西消防署は、西区内のあらゆる災害から区民を守るために地域愛護の精神に基づいて設置されました。西消防団7支団(玉津・伊川谷・榎谷・押部谷・神出・岩岡・平野)と西消防団本署、伊川谷消防出張所、押部谷消防出張所の2出張所があり、それぞれが消防業務に当たっています。

西消防署では50m級はしご車などを所有し、住宅防火対策の推進、ケアライン事業の充実など災害弱者対策を図り、市民救命士の養成等による高度救急体制の強化に努めています。また、大震災で培われた助け合いの精神を根拠に、防災福祉コミュニティ事業

などを推進し、西区住民が安全で安心して暮らし、働き、学べる「災害に強い安全なまちづくり」に取り組んでいます。

④神戸市立西体育館

市民の身近なスポーツ・レクリエーション施設としてでなく、神戸市民はもとより多くの人に利用される拠点的・大規模施設として平成元年に開設されました。開設当初は交通の不便が目立ち、一日あたりの利用者は150人程度でしたが、市バス路線の延長・増便、無料駐車場の開設によって利用者は年々増加し、平成10年度では一日あたりの利用者が295人となりました。これは西区人口の増加と、スポーツ人口の増加を示すもので、体育館のスポーツ教室の受講希望者も大幅に増えています。

⑤兵庫県西警察署西戸田駐在所

この駐在所の現在の受け持ち区は西戸田、印路、中村、上津橋、下村、福中、向井、芝崎、大野、慶明の各集落です。西戸田駐在所は、緑豊かな平野町の農村地帯を走る国道175号線、県道野村・明石線、平野・三木線など交通の要所を抱え、西神ニュータウンに隣接して都市化しつつある農村地域の駐在所として活動しています。「地域の治安は地域で守る」の基本原則のもと、住民とともに平和な地域社会を守るために努力しています。

⑥神戸市西農業協同組合平野支所（現JA兵庫六甲平野支店）

集落の農会組織を一本化し、各作物別部会等の組織化に取り組んでいます。農会組織では、地区農会代表による事業運営を基本に神戸市より農政協力員の委嘱を受け、農政調査・啓蒙・農業共済事業・米生産調整推進対策事業などの処理、取りまとめを行っています。

なお平野町印路の経済センターには撰果場、育苗センター、カントリーエレベーター、精米施設、農業倉庫、予冷施設、差圧式予冷兼保冷库、機械整備センター、農産物直売所などがあります。

⑦その他の福祉施設

核家族化、少子化、高齢化などの乳幼児から老人に至るまでの困難な問題を精神的・物質的・労力的などすべての側面で支える多様な分野別の専門性を持った社会福祉施設が、いくつか平野町に設けられています。順次挙げると、平野保育園、平野児童館、透鹿園（特別養護老人ホーム）、花園ホーム（特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター）、西神戸エルダーハウス（特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター）、なでしこの里（障害者施設）です。

2-1-3 平野町の自治組織

①平野町自治会

昭和22年、明石郡の7ヶ村が神戸市に合併して神戸市垂水区に編入され、平野町として発足したのと同時に平野町自治会が結成されました。以来平野町17集落が自治会長を中心に結集しその時代の課題に取り組み、乗り越え、町の発展に貢献しています。現在自治会は、恒常的には各集落の自治会長を結集した定例自治会長会を年7~8回開催し、各集落間の意見調整、情報交換等を行い、平野町自治会としての望ましい対応のあり方や、実施すべき事柄を図っています。

また平野町自治会は年間の行事として「敬老会」と「運動会」の開催を執り行っています。年を追って内容も充実し、各集落あがりの参加もあり、好評を得ています。なお、「元気アップ神戸市民運動」の一環としての平野町一斉クリーン作戦も実施しています。

さらに、行政との「自治懇談会」を毎年行い、住民の要望を取りまとめて、長期的・短期的見通しのもとに交渉を続けています。

②平野町ふれあいのまちづくり協議会

ふれあいのまちづくり協議会は昭和 63 年に設立総会を開いて結成され、活動を開始しました。設立の趣旨は、平野地域福祉センターその他の地域施設等を有効に活用し、平野小学校区住民の自主的な福祉活動・交流活動を実施・推進しようとするものです。

主な活動内容には、①福祉センターの管理運営に関する事項、②地域福祉活動・交流活動の内容及び実施に関する事項、③施設の活用に関する事項、④他地域との交流に関する事項、⑤その他協議会の目的達成のために必要と認められる事項、があります。具体的な事業としては「平野ふれあい夏まつり」「グラウンド・ゴルフ大会」などの開催があり、町民相互の交流、親睦等の推進を図っています。これらは年々参加者が増え、期待もふくらみ定着してきています。

③平野地区老人クラブ連絡協議会

平野老人クラブでは「健康」「友愛」「奉仕」の三大目標を掲げ、21 世紀の「高齢化社会」に対応するため、民主的で地域性を生かした運営を心がけています。保健・福祉増進のための研修や事業、社会奉仕活動や、会員相互の親睦を図るための旅行・昼食会・誕生会・ゲートボール・グラウンドゴルフ・カラオケ等の事業を行っています。また各種団体との交流を深めるために、夏まつり、敬老会、町内運動会などの行事や各種サークル活動にも積極的に参加し、清掃活動も実施しています。

④平野婦人会

平野婦人は、平和な農山村地帯の恵まれた環境の中で、時代の流れと共に活発化し発展してきました。現在も実行委員のリーダーを中心にコミュニティの輪を広げる努力をしています。主な活動として、

- ・民謡のつどい出演（神戸国際会館）
- ・ママさんバレーボール大会参加
- ・フラワーベース手入れ（神戸市による審査）
- ・敬老会（自治会主催 賛助）
- ・夏祭り（平野ふれあいのまちづくり協議会主催 賛助）
- ・運動会（自治会主催 賛助）
- ・ふれあい年忘れ
- ・老人ふれあい給食会
- ・友愛訪問（西神戸エルダーハウス）
- ・平野児童館施設開放（開放委員会 賛助）
- ・春・秋の交通安全週間（キャンペーン賛助）
- ・婦人市政懇談会

があり、婦人会主体の行事はもちろん、他の諸団体主催の行事にも積極的に参加・援助し、平野町の発展向上に努めています。

⑤連合子ども会

各集落で以前から続けられてきた子ども会は、平成 12 年度から平野町として一体化されました。子どもたちが社会の一員としての必要な知識や態度を身につけ、健やかな心身に成長することを目標とします。そのために、学校・家庭・地域が一体となって子どもたちの健全育成に努める地区の行事や作業に参加しています。また異なった年齢の子どもたちとの交流を深め、いろいろな体験を通して豊かな心を養い、自主性、主体性のある人間性を培うものです。

子ども会の活動には、夏・冬・春休み中の季節的な行事（レクリエーション、ラジオ体操、マラソン、クリスマス会、歓送迎会）、奉仕活動（廃品回収、通学路等を掃除するクリーン作戦）、町民運動会参加、年 3 回の役員連絡会（行事報告、運営の問題点等）があります。

この他にも、民生委員児童委員協議会、青少年問題協議会平野支部、神戸市西消防団平野支部、神戸市西交通安全協会平野支部が地元組織として挙げられます。なお平野青年団は昭和 20 年 11 月に結成されたが昭和 38 年頃解消されました。

2-2 西戸田地区の概要

2-2-1 立地条件

西戸田地区は図 2-3 に示すように平野町の北西部に位置します。明石川の右岸にあり、常本地区、印路地区、そして神出町に接しています。国道 175 号線が地区中央を通過し、県道平野・三木線、市道神戸・二見線、中村・西戸田線が、当地区内においてそれぞれ国道に交わっているため、自動車交通の要となっています。特に国道は昼夜を問わず車が走り、朝晩の渋滞が目立ちます。

国道 175 号線には拡幅計画があり、それにともなった土地買収も進み、工事の開始を待つ状態で、平野橋には新しい橋脚が据えられました。

本地区は、人口が 600 人(平成 7 年・国勢調査)と平野町の中で最も大きい集落で、古くから居住している人が多く、昭和 40 年代に国道沿いを中心に多くの転入者がありました。農業面においては、当地区全体の耕地面積が多い割に専業農家は少なく、兼業農家が多い状況です。

西戸田地区では、農業の構造改善、基盤整備をめざして、昭和 54 年から 59 年にかけて合わせて 47.7ha の圃場整備事業が行われました。



図 2-3 平野町西戸田地区の位置

表 1-1 集落の世帯人口

年度	総戸数	総人口	農家戸数	農家人口
1985	158	642	63	299
1990	159	590	55	253
1995	166	600	56	246

2-2-2 気候条件

本地区は瀬戸内海気候に属します。年平均気温は 15.6℃、最高気温平均は 19.7℃、最低気温平均は 12.1℃と比較的温暖な気候です。平均年間降水量は 1315.5mm と少ないため、降雨量対策として数多くのため池が作られています。また年平均日照時間は 1918 時間です。

2-2-3 歴史

(1) 西戸田の地名に関わる伝説

弥生時代から古墳時代にかけては、新羅、百済などからの渡来者たちが高度な文明をもって播磨平野に多く住み着き、次第に土地を開拓して勢力を拡張していきました。

日本に仏教が伝わった西暦 538 年直後の西暦 600 年頃、百済の聖明王の王子童男行者が明石の浦に来着した。彼は西戸田住人の案内で、丹生山の西（現在の三木市）にある戸田に入り、丹生山明要寺と志染（三木市）の高男寺を開創した。また伽耶院の本尊毘沙門天もつくったと言われています。こうして王子童男行者は仏教を広めながら大和へ入っていきました。そして、当村は案内した丹生山の西にあるので「西戸田」という名になりました。このあたりでは西戸田が最も古い歴史を持っています。

新羅や百済が滅亡した後、大陸から渡来者が大挙してやってきました。これらの人々は、自分たちで土地を開拓していきました。この開拓地を「どた（奴田）」といい、転じて「とだ（戸田）」になったともいわれます。

(2) 主な名所・旧跡

①北岑山勝明寺

北岑山勝明寺は集落の西山を背にして建っています。曹洞宗の禅寺で、明石城主松平忠国が寺地を寄進したとのお墨付きがあります。慶安 4 年（1561 年）の創建となっており、観音堂があり、聖観音菩薩を本尊としています。また貞享 2 年（1685 年）に始まった明石郡三十三箇所札所の十四番札所であり、国道 175 号線がなかった昭和初期には、4 月が来ると寺では幟（のぼり）や吹き流しを立て、村の念仏衆の年寄りが賑やかに湯茶



写真 2-1 勝明寺

の接待の準備をして巡礼衆を待っていました。平野橋の方から寺へ通じる土手道を遍路姿の巡礼衆が三々五々行き来する、のどかで楽しげに見える風景がありました。

またお盆の 8 月 17 日の夜には、村の青年を中心に、寺の境内で盆踊りが行われました。真ん中に高い櫓を組み、村の声自慢が語る明石音頭や吉川音頭を聞きながら輪になって踊りました。村衆の飛び入りもあり、村中が夜更けまで賑わっていたそうです。終戦後には復活しましたが、いつのころからか姿を消してしまいました。なお、明石四国八十八ヶ所の九番札所でもあります。

檀家は西戸田の他に大畑、岩岡町の南古と赤坂の一部です。

②立石の道しるべ

「平野町道路元標」のことです。西戸田の古川に残っており、土地の人はこれを「たていし」と呼んでいます。明治 6 年の太政官通達で定められた里程取り調べ・里程標の位置及び記載に則っています。



写真 2-2 立石の道しるべ

③皇大神社（皇大神宮・御神山）

皇大神・水天宮・天児屋根命を祭神とします。ご利益は五穀豊穡、家内安全。地元では御神山と呼ばれています。創建年月は不詳。しかし境内の石灯籠に「寛政五年（1793）三月九日 奉納」とあるので寛政年間

前後の創建かと思われます。また、立木のモチノキは太さ目通り4尺5寸あって樹齢約250年と推定され、創建当時の植樹と思われます。社殿は明治31年9月に再建されました。また昭和56年には現社殿に建て替えられ、同時に鳥居・灯笼一對も新設されました。境内社として大神社・若宮社の二社があります。

10月6日の秋祭りには、自治会・消防団員約50人の奉仕により3枚重ねのフトン太鼓屋台が町内屋台庫より引き出されて神社を往復します。午後7時ごろからおはやし1人、金摺2人、しめ太鼓2人などの小学高学年の奉仕によるおはやしや小遣り、大人によるはやくち等の諸行事が境内で繰り広げられます。

氏子15軒が講員となって「伊勢講」を組織し、神社の維持管理を行っています。そのうち2軒が当番となり、毎年1月11日には自治会館において仕出し料理などを取って酒宴を開き親睦を深めるとともに、6年ごとに当社の本宮である伊勢神宮へ参拝する習わしとなっています。

④林崎掘割水路の起源

明石方面の台地には雨不足の飢饉から逃れるための「皿池」が多くありました。しかし、雨水をためるだけでは雨量の少ない年には稲作ができませんでした。江戸時代の林崎地方（和坂、鳥羽、林、東松江、西松江、藤江の林崎六カ村）は昔からため池があっても灌漑用水は少なく、干ばつに苦しんでいました。そこで当時の村々の庄屋たちが、和坂に住む測量師山崎宗左衛門の協力を得て、西戸田付近の明石川の上流から掘割を作って水をひき、野々池（明石市）に貯水して村々の田に配ることにしました。この大用水路はその後300年以上も明石市の水田を潤してきました。現在は明石市の上水道水としても利用されています。毎年、需給地の明石市長、水道関係者、掘割、地元代表者が集まり、水上の西戸田代表者達も招待されて「掘割まつり」が実施されています。

この掘割の水が取水されてきた明石川は東播用水の完成後、井堰を設けて上流水を直接取水するように切り換えられてきました。平成11年には西戸田にかつてあった中湧あたりに井堰が完成しました。

この井堰の他、西戸田地区明石川沿いに湧（自噴井）が3ヶ所あり、その跡が現在も一部残っています。林崎掘割水路の起点を上湧といい、ほかに印路湧、矢利湧があります。



写真 2-3 皇大神社



写真 2-4 林崎掘割水路の起点(上湧)



写真 2-5 印路湧

⑤春日神社の祭り

氏神は宮前に存在する春日神社です。秋の祭りには昔から、自治会の拍子方を先導に、消防団員がリードして青年・熟年の男達が一団となって櫓太鼓を担ぎ宮入りします。鼻高(猿田彦)も後に先になりながら先導します。櫓には小学校1年生の男児が乗って太鼓をたたきながら「ヤーレ、ヤーレ」と声を張り上げて囃します。祭り前になって太鼓たたきの稽古が始まり、その音が風に乗って村中を流れてくると、何とも言えず心が弾みます。村中からは「御祝儀」を送って太鼓乗りの子供たちを祝っています。

「祇園囃子(ぎおんばやし)」もあります。消防団や青年たちに中学生が加わって「祭礼歌」を語る「セーエーエエエ…」と唱え始めると、太鼓と金を擦って囃します。社前は勿論、神事を終えて櫓太鼓を蔵に納めた後、村中の一戸一戸を、高提灯(たかちょうちん)を掲げて囃して(祝って)回り、家々では御神灯(提灯)を灯し「ご祝儀」を用意して待ちます。祭りが終わると、昔は秋の刈り入れに取り組んだものです。

近年は出生数の減少や若者たちの都会への転出から、重い櫓太鼓(2t)を担ぐ負担や、囃子方の人出不足が問題になっています。そこで近年は女兒も櫓太鼓に乗ることになりました。



写真 2-6 太鼓部屋

⑥八幡宮・毘沙門天

当神社は元来、当地(平野町西戸田住吉元)に鎮座していました。明治41年1月12日に大歳神社(平野町西戸田越前)に合祭出願し、同年3月13日に聞き届けられました。また毘沙門社合祭も同時に聞き届けられました。その後、大歳神社へ合祭認可されたものを分祭し、元の地へ御遷座になったのは大正7~8年頃のことです。当時感冒が流行り、

「上の最寄り」の働き盛りの人が多く亡くなりました。神仏に「うけひ」を立てるとお宮が遠くなったため、また「上所」の人々がお参りしなかったためです。以後「諸病」の神様として地元の信仰を得ています。



写真 2-7 毘沙門天

⑦道標(道しるべ)

旧三木街道上にあります。江戸時代に日本橋を基点にして全国一里塚の制度が敷かれました。また街道や街の重要な分岐点には道しるべを立ててその行き先や里程を示し、旅人の便宜を図られました。西戸田にあるものは、両掌に宝珠を奉じている地蔵坐像の下部に次のような行き先を刻んでいます。正面(地蔵像)右には「あふご」、左

には「三木道」、側面右には「施主中村亀五郎」とあります。
あふご（淡河）への道は圃場整備で今は存在していません。

⑧西戸田郵便局

西戸田郵便局は明治24年(1891年)に創設され、平野町・押部谷町の郵便業務一切を担当してきました。平成2年8月、西神ニュータウンの開発により、「神戸西郵便局」として西神中央に移されたため、現在は簡易郵便局として窓口業務のみを取り扱っています。



写真 2-8 西戸田郵便局

⑨権願寺池と二つの塚山(伝説)

権願寺池は西戸田字住吉元の国道175号線沿いにあります。国道開通の際に一部が埋め立てられ、今回の拡幅計画でもさらに埋め立てられる予定です。池の傍には毘沙門天と八幡社が一つの社に祀られており、最寄りの者が順番に祭祀に当たっています。このあたりは毘沙門山と呼ばれています。

昔、ここには権願寺という大きな寺がありました。羽柴秀吉の別所攻めの際、権願寺はこの地方の性海寺や太山寺と共に別所方に味方したため、夜討ちにあって焼き払われ、池のみ残っています。

旧明石―三木線は神出町に入る手前あたりで、国道175号線と交差して西に方向をとり、山の中に進んでいます。その旧道を100m程進んだあたりの東側10m位中に、2m近く土が盛り上がり竹が生い茂っています。手前の方には井戸の跡があります。更に旧道を50m程進むと、今度は反対側に3~4mくらい入ったあたりに、土が盛り上がり竹が生い茂っています。これらを土地では「塚山」と呼んでおり、権願寺が焼き討ちにされた時の武者や僧兵馬などを葬った塚だということです。



写真 2-9 権願寺



写真 2-10 天理教神岡分教会

⑩天理教神岡分教会

昭和27年(1952)に西戸田に天理教神岡出張所として設けられ、翌28年に現在の権願寺池のほとりに創設されました。現在は天理教神岡分教会として、平野・神出・岩岡町を中心に布教活動が行われています。平成6年に、現在の神殿が新築されました。



写真 2-11 住吉神社

⑪住吉神社（上大年神社～上の大年さん～）

大年大神・素盞鳴大神。愛宕大神・多賀大神・八幡大神・住吉大神・春日大神を祭神とします。ご利益は五穀豊穡、家内安全。当社の創建は神社調書によると「用明天皇春正月四日」とあるが定かではありません。社殿は本殿・拝殿共に木造茅葺で、モチノキなどがうっそうと茂っている中に鎮座します。境内に小宮二社と石鳥居一基があるが、灯籠・手水鉢等はありません。

神社の維持管理は、氏子 25 戸が一人ずつ順番に「オトウ」を務め、毎月六斎日に御米・酒・榊をもってお参りすることになっています。

1 月 4 日に拝殿で旧年オトウから新年オトウへ神社の「鍵渡し」が行われます。昔はその席で謡の「狸々」が謡われていたが、今では行われていない。続いて「花振」行事が行われる。各自が持参した新芽の榊、または榎の小枝に藁束を付けた「大年花振」を右手に持ち、オトウの先導で「拝し奉る大年大神、秋トウは某氏(次オトウ者名)春トウも同じ、早生にもとづく中生稲にかずかず、ヨイヨイヨイ(花振を上下に振る)、晩生稲は取る手に五束に八升ヨイヨイヨイ、大年花振りヨイヨイヨイ」と唱えた後、直会をなす。シュウシと称する直会の肴は数の子・田作・豆・刺身・焼物・膾・煮しめと決まっています。

9 月の秋祭りには、昔は生きた淡水魚も供えていたが、池と魚の絶滅により今では鯛を供えています。子供相撲もありましたが子供の減少で 15 年前からなくなりました。

春秋ともに白蒸で俵型のおにぎりをつくり、小宮も含めお供えした後、おさがりとして持って帰って食しています。

⑫大歳神社(下大年神社～下の大年さん～)

大年神を祭神とします。ご利益は五穀豊穡、家内安全。当社の創建は不詳ですが、用明天皇二年(587)正月四日と伝えられています。

鬱蒼とした樹林に囲まれ鎮座していた社殿は、平成 7 年の阪神淡路大震災で被害を受けたため、平成 9 年 10 月に本殿・拝殿共に瓦葺で全面改築再建されました。再建時に「王歳大明神鎮守祭祈祷大祓五穀成就守護」、裏面に「寛政三癸亥年(一七四三)一略一」と 16 名の講中の名が記されている棟札が発見されました。境内には、古い石製角型手水鉢と新しく建立された鳥居があります。

神社の維持祭儀は現在 8 名の講中で講宿(神社守)1 名を決め、その講宿が大晦日の鳥居注連縄飾りをするなど、1 年交替でその年の祭儀すべてを執り仕切っています。

祭礼は 1 月 4 日に「春とう」が行われます。講宿が早朝から神殿の両側に榊を飾り、御神酒・白蒸・昆布・剣先スルメをお供えし、神主祝詞奏上に参列します。午前 11 時頃から講中衆が花振り(榎の小枝に藁で作った俵を結びつけたもの)を持って参集し、神殿に向かって「秋とうは一(次の講宿の名前を言う)、春とうも同じことなり、早生にもとづく、中生にかずかず、晩生は五束で八升、五穀豊穡、大歳花振り、ヨイヨイヨイ」と花を振り五穀豊穡を願う奉詞を奏上した後、直会をします。

9 月第 2 日曜日の「秋とう」には花振りがありません。



写真 2-12 大歳神社

2-2-4 社会的条件

(1) 人口

本地区の人口は図 2-5 に示すように 1975 年をピークに 1985 年にかけて減少の傾向を示していましたが、その後 600 人程度で横ばい状態となっています。

これを 5 歳階級別にみると (図 2-6)、40 歳代後半と 75 歳以上の人口が多いことがわかります。また全体的には 40 歳代後半から 60 歳代前半の人口が他の階級に比べて多いです。60 歳代後半と 70 歳代前半の人口が比較的少ないので、この地区は 1995 年の国勢調査時点では高齢化はしていませんが、10 歳以下の人口が少ないことを考え合わせると、今後、高齢化が予想される地区といえるでしょう。

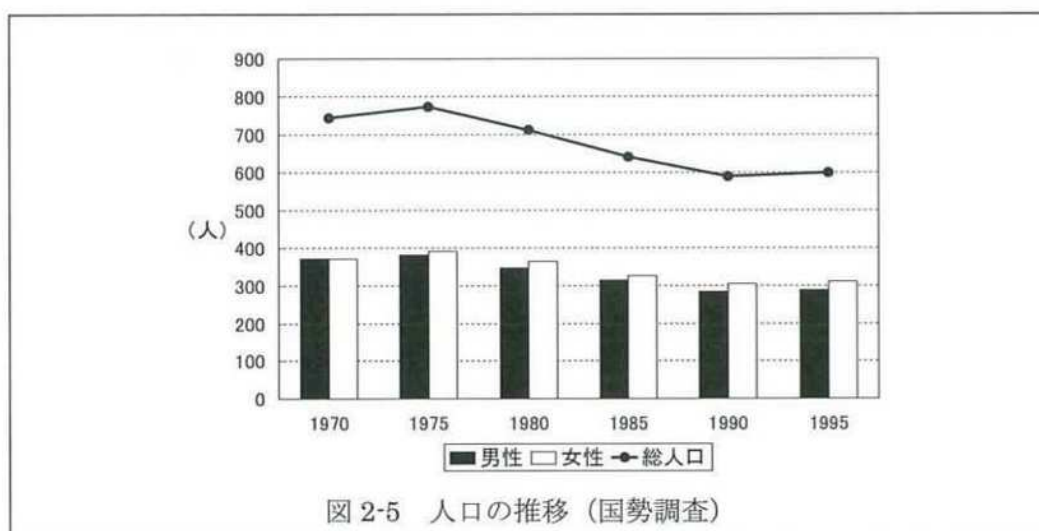


図 2-5 人口の推移 (国勢調査)

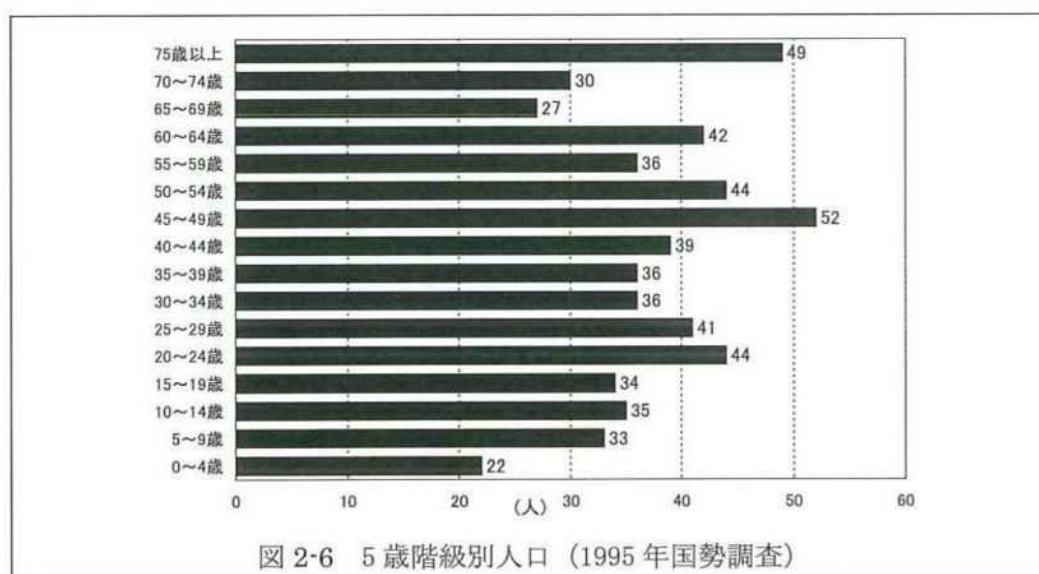


図 2-6 5 歳階級別人口 (1995 年国勢調査)

(2) 職業

高校生以上を対象にしたアンケート調査によると、全体的には会社員等の恒常的勤務やパート等の臨時的勤務従事者が農業従事者に比べ圧倒的に多いです。また年金・仕送りによって収入を得ている人と専業主婦も多いです。年代別にみると、農業従事者は30歳代と60歳代に多く、勤労年齢の30歳代から50歳代では会社員等の恒常的勤務者の占める割合が高い傾向にあります。定年後の60歳代以上では年金等の仕送り生活者が多く、定年後に農業をする人は少ないようです。また、パート等の臨時的勤務者の占める割合はほぼすべての年齢層を通じて2割を超えています。

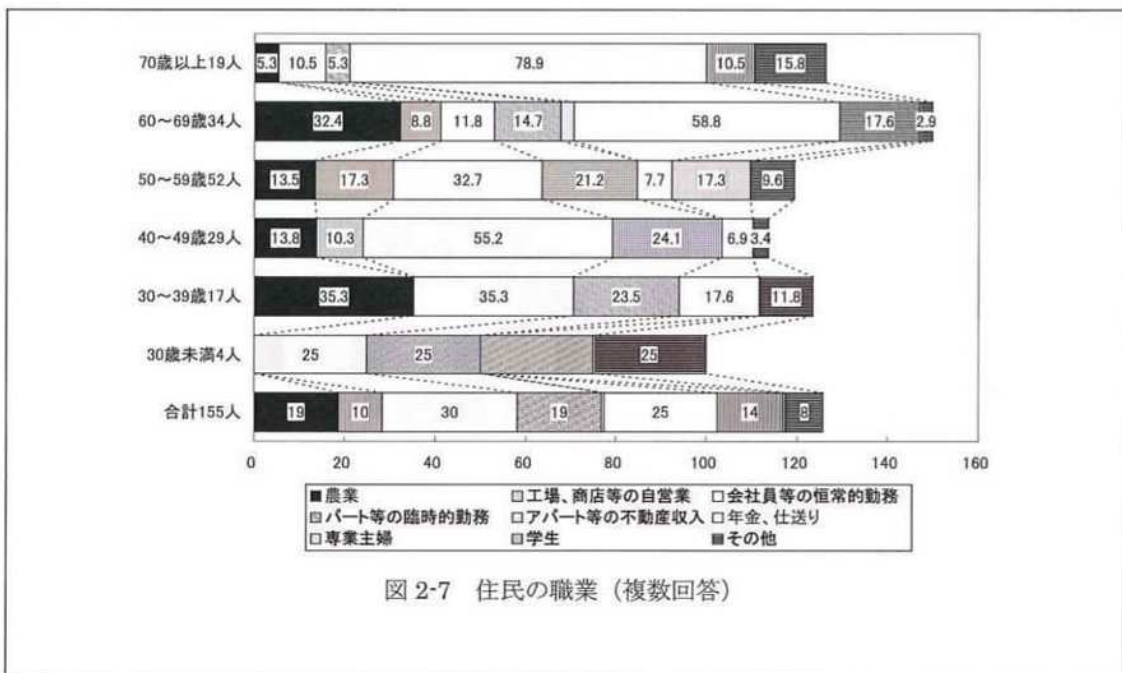


図 2-7 住民の職業（複数回答）

2-2-5 西戸田地区の自治組織

①老人会

65歳以上の人から構成されており、任意入会のため、65歳以上でも入会していない人が15～16人います。平成12年8月時点で会員は76人で役員は6名、会費は年間1000円、運営にあたっては神戸市や自治会からの助成があります。主な活動としては、週2～3回ゲートボールを行っています。また、1年に2～3回旅行があり、最近では25人程で淡路花博に行ったとのこと。老人会に入っている人も農業に従事している人が多いので、西戸田地区単独の活動は少なく、平野町全体の老人会との合同活動が多く、年に4回平野町全体の老人会の会合に出席します。年に2回行われる演芸の集いにも参加します。清掃活動が年に2回（1回は平野老協と、1回は自治会と共同で行う）あります。自治会館は年に1回総会のときに使用します。

他には個人的にカラオケや詩吟を行ったり、平野福祉センターのサークル活動に参加したりする会員もいます。

②婦人会

会長1名、副会長3名を置き、それぞれ任期は1年です。またこの他に民踊リーダー2名、スポーツリーダー2名、各隣保の班長12名がおり、主な活動として地区外のふれあいセンターで行っている民踊の練習、明石川河川敷の広場でのバレーボールの練習があります。民踊では神戸まつりに出場し、バレーボールについては西戸田地区で1チームを結成、試合に出場しています。12の隣保の班長は、月1回班長会に出席します。この他の婦人会の活動として、ホウ酸ダンゴを作って各家庭に配ることと、手芸活動が挙げられます。

この他、婦人会組織でも触れたように近くの2～6軒の家が集まって隣保組織を形成しており、この西戸田地区には合わせて12の隣保があります。隣保組織の分布の様子を図2-8に示します。

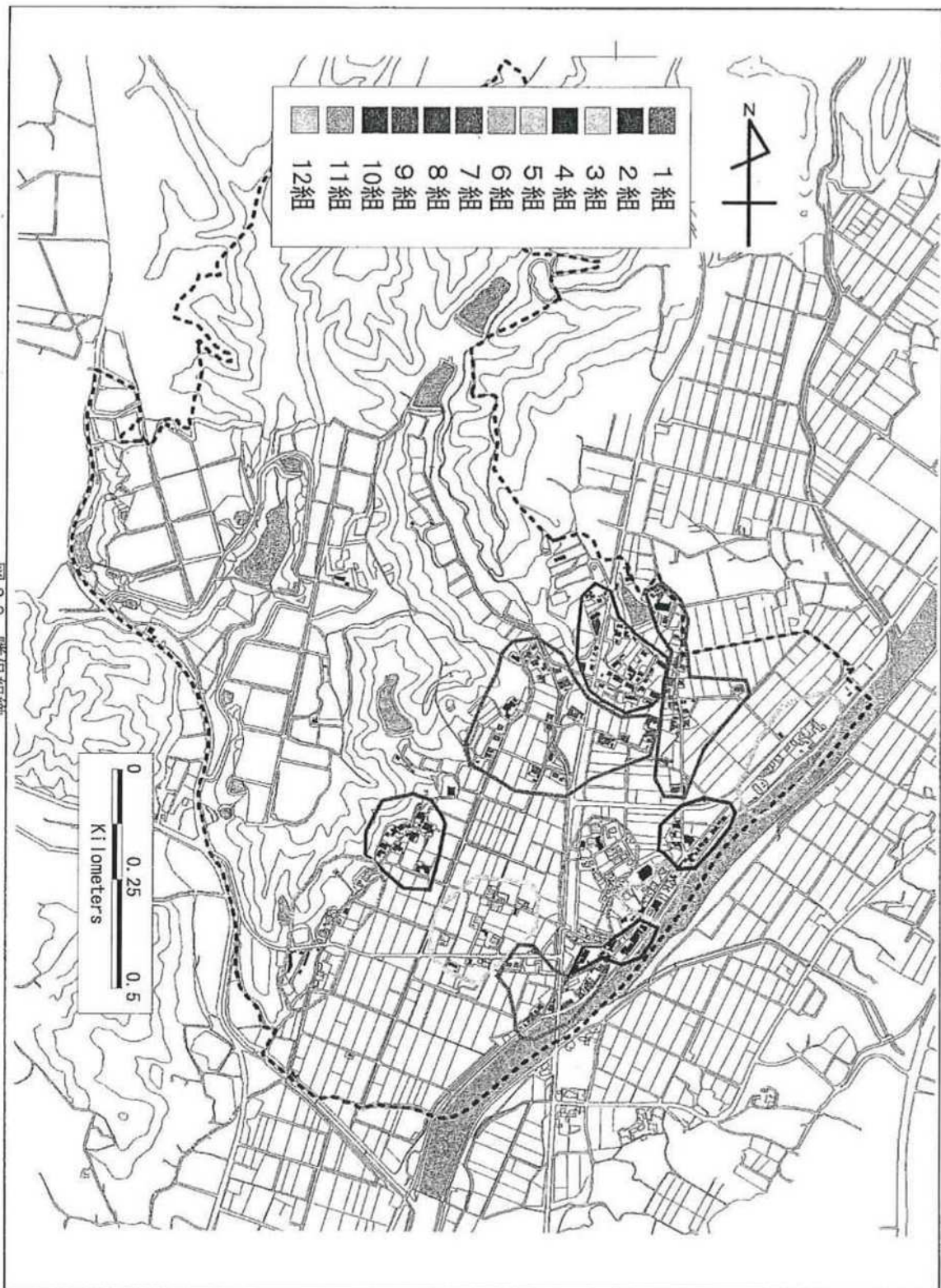


図 2-8 隣保組織

第3章 計画対象地区の現況

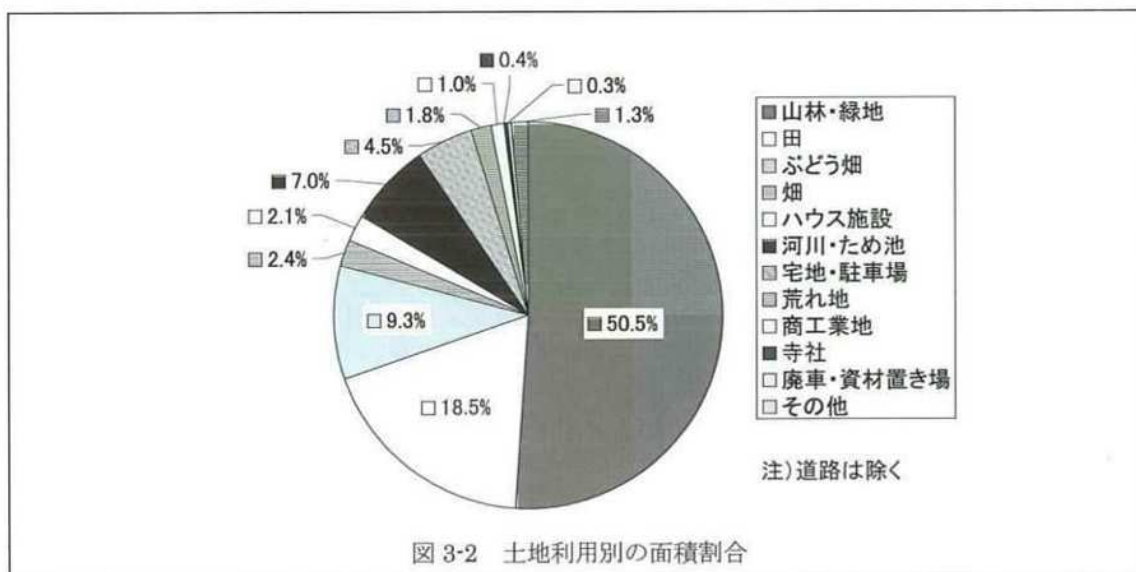
本章では、農業センサス、地区住民を対象にしたアンケート、2000年8月に行った対象地区の現地調査、関連法律、及び営農部会の資料などを用いて西戸田地区の現状を述べます。

アンケートは、西戸田地区に住む高校生以上を対象としたものと農家世帯主を対象としたものの2種類を用意し、2000年7月に実施しました。高校生以上の住民対象のアンケートでは、生活環境に関する評価や今後の地域整備の方向について尋ね、全部で161名（そのうち農家世帯主53名）から回答を得ました。また農家世帯主対象のアンケートでは、農業経営の現状や今後の意向などを尋ね、53名から回答を得ました。

3-1 土地利用

本計画の対象地区である平野町西戸田地区の土地利用現況図を次ページ図3-1に示します。概況を述べると北北東と南南西を結ぶ線を境として、北西部は山林・緑地とブドウ畑、南東部は明石川に沿って農地と宅地、というように土地利用がはっきりと分かれています。この地区において山林・緑地と農地が高い割合で占めることが一目瞭然です。また昭和63年（1988年）に国有林が開発されて利用が始まったワイン用ブドウ畑の占める割合も大きい一方、資材置場などの住民にとってあまり望ましくない利用に供されている土地は少ない状況です。

現況地図をもとに、それぞれの土地利用区別に面積を求め、地区全体の面積に占める割合を計算したものが図3-2です。まず北西部にある山林・緑地が全面積の半分以上を占め、自然に恵まれた地域であることがわかります。これに農地を加えると、全体の84%が地区住民にとって緑とふれあえる空間であるといえます。北東部に集中する農地は全体の31%を占め、そのうち6割近くが水田です。また神戸ワインの原料の主要な産地であるブドウ畑は農地の3割弱（全体では1割弱）を占めます。一方、廃車置場や資材置場といった土地利用の割合は1%未満で非常に低いと言えます。



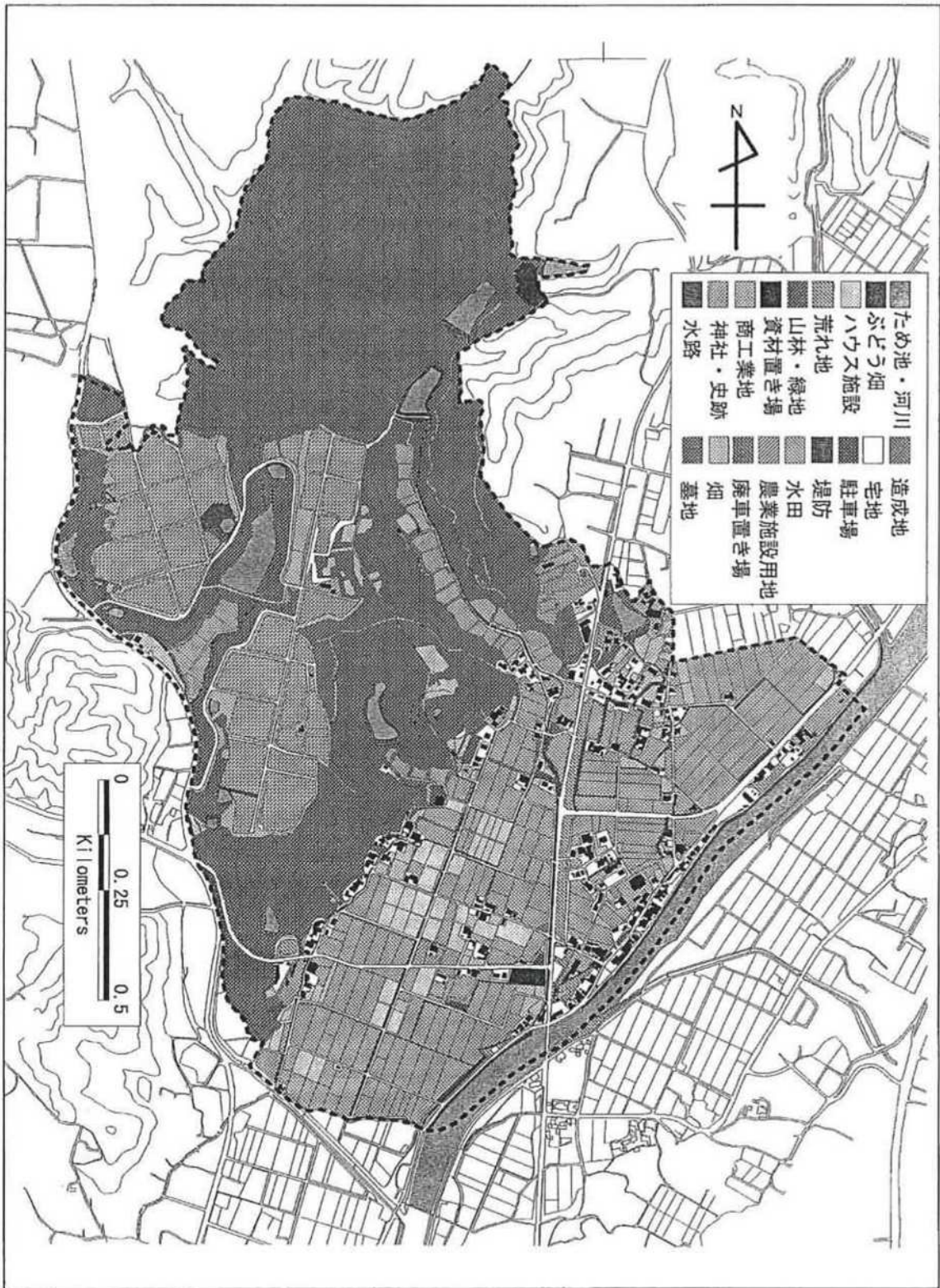


図 3-1 土地利用の現況

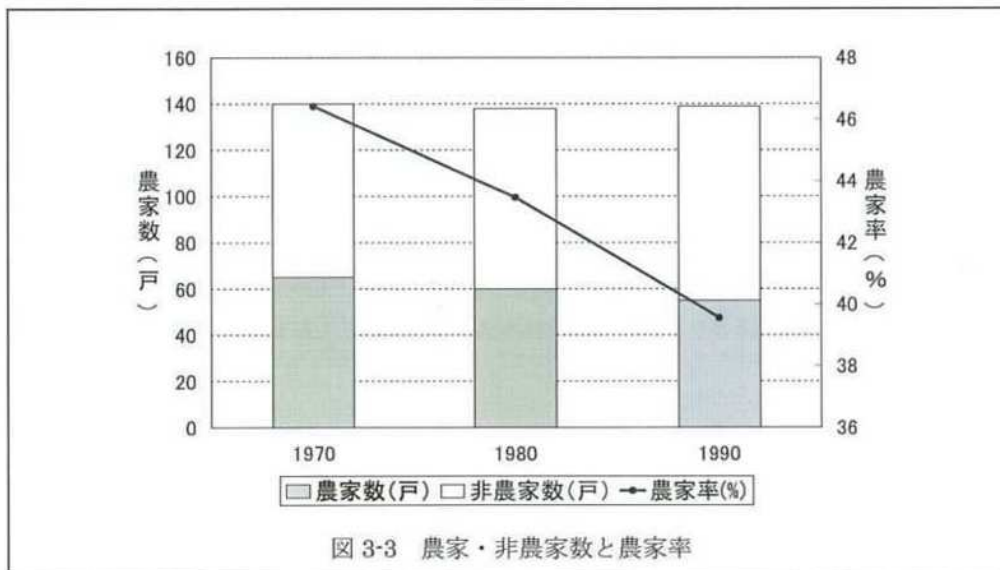
3-2 営農状況

3-2-1 現況

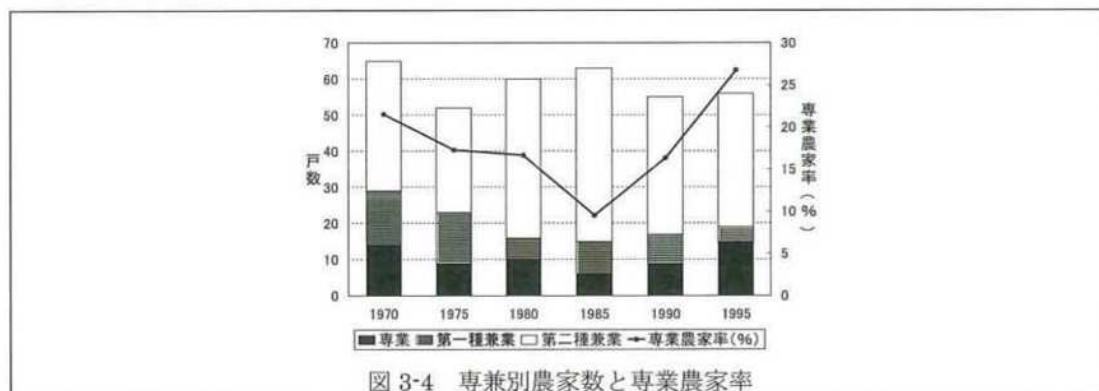
(1) 農業従事者について

① 農業センサス

まず農家・非農家戸数についてみると（図 3-3）、総戸数は一定していますが、農家数が若干減少したため、農家率もやや低下しています。しかし全体的には総戸数 140 戸、農家数 60 戸、農家率 40%とこの 20 年間それぞれほぼ安定しています。



次に農家を専兼別に分けて見ると（図 3-4）、当地区は兼業農家の占める割合が高いことがわかります。専業農家率は 1970 年以降低下し続けていましたが、1985 年を境に上昇しています。これは 1979 年（昭和 54 年）から 1984 年（昭和 59 年）にかけてこの地区で圃場整備が行われたこと、そして、更に圃場整備によりハウス栽培が可能となり、農業専業で生計を立てられるようになったことが要因と考えられます。



農業就業人口を年齢別に分けてみると（図 3-5）、年を経るごとに 65 歳以上の農業就業者の割合が増加していることが大きな特徴として挙げられます。これは 65 歳以上の農業就業者数が増えたためではなく、64 歳以下の農業従事者数、特に 30 歳～64 歳の壮年農業就業者数が減少したためだといえます。しかし詳しくみると、65 歳以上の女性農業就業者の占める割合が上昇しています。これは男性に比べて女性の寿命が長い現代日本の特徴が表れていると考えられます。

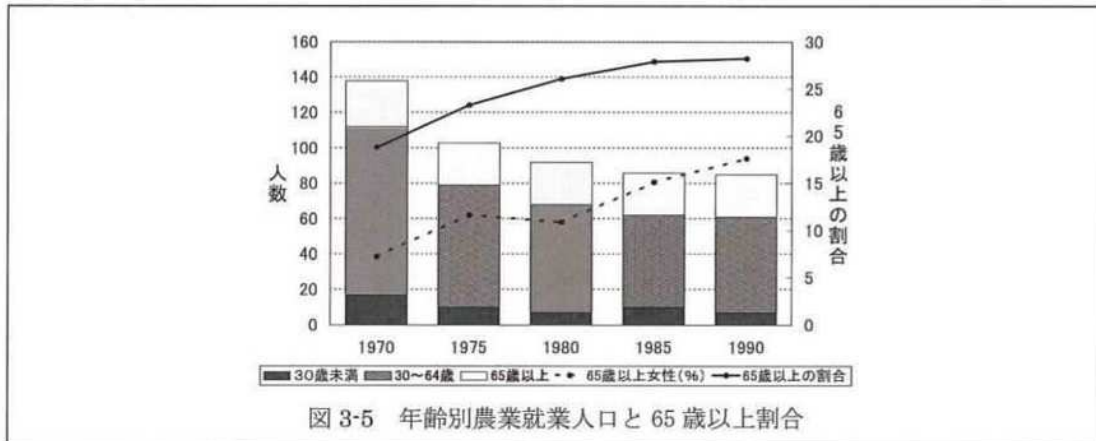


図 3-5 年齢別農業就業人口と 65 歳以上割合

②アンケート結果

高校生以上の地区住民を対象に農業との関わりの程度について尋ねたところ（図 3-6）、「農業と関わらない」という回答は全体の 46%を占め、男性よりも女性にその傾向が強くみられます。一方「農業のみに従事」する人は全体の 10%弱を占め、男女差はみられません。また全体の 8.9%を占める「主として農業に従事」を回答したのは男性だけです。

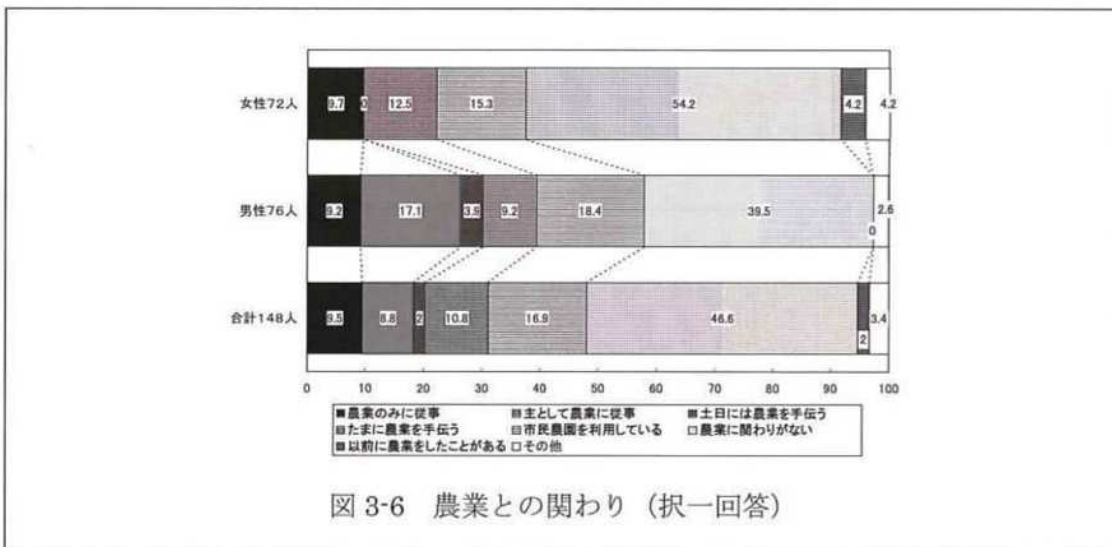
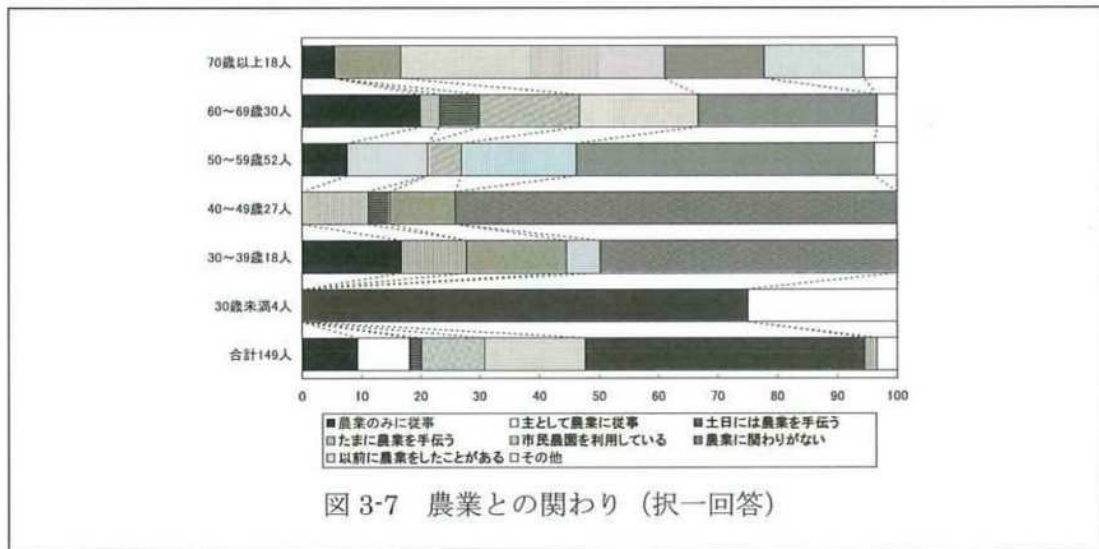
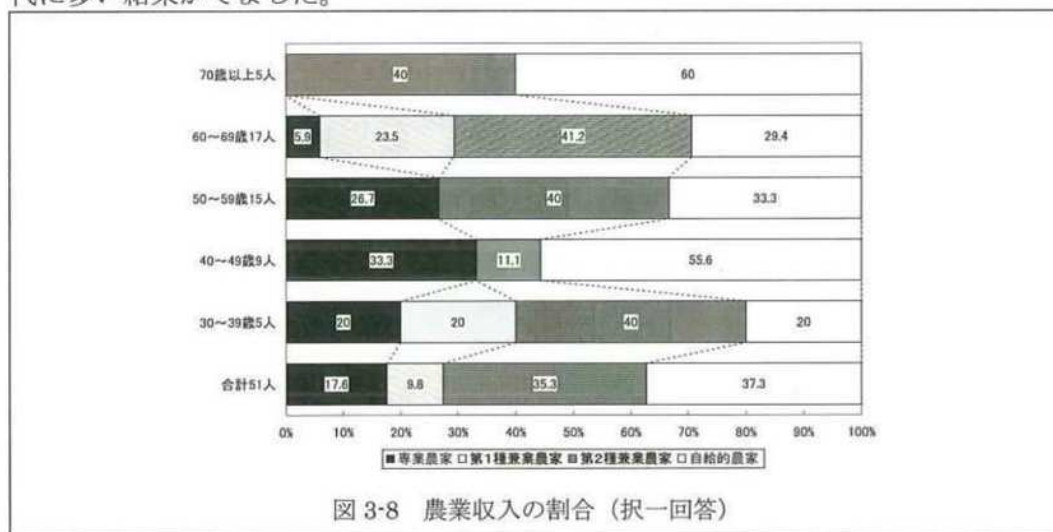


図 3-6 農業との関わり（択一回答）

これらから当地区の農業従事者は男性の方が圧倒的に多く、年齢別にみると（図 3-7）、「農業のみに従事する」に回答した人が 30 歳代と 60 歳代に多いことがわかります。また 30 歳未満の人は農業と全く関わりがなく、現在農業に少しでも携わっている人は 30 歳台では約半数を占めますが、40 歳代ではその割合は低くなります。そして 40 歳代から 60 歳代にかけては、年齢層が上がるごとに農業従事者の占める割合が上昇しています。また 70 歳以上になると市民農園を利用する人の割合が増え、市民農園を利用して農業することは定年後の余暇を楽しむ手段の一つとなっていると考えられます。



次に、農家世帯主を対象に、農業収入の割合について尋ねたところ（図 3-8）、全体的には第Ⅱ種兼業農家と自給的農家が多いことがわかりました。年齢別に見ると、第Ⅱ種兼業農家については 40 歳代に極端に少ないことを除くと世代を通じてその占める割合が高く、自給的農家は 40 歳代と 70 歳以上に多い。第Ⅰ種兼業農家は全体では 1 割と少なく、年齢別では 30 歳代と 60 歳代にのみ見られ、専業農家については 40 歳代、50 歳代に多い結果がでました。



以上より、現在当地区では第Ⅱ種兼業農家が多く、圃場整備後に専業農家が増加したこと、また農業従事者は男性が多くを占めるが、40歳代には特に少なく、65歳以上の女性農業従事者が多いことがわかりました。

(2) 経営農地について

①関連する法律による区域指定

西戸田地区は、都市計画法によって全域が市街化調整区域に指定されています。

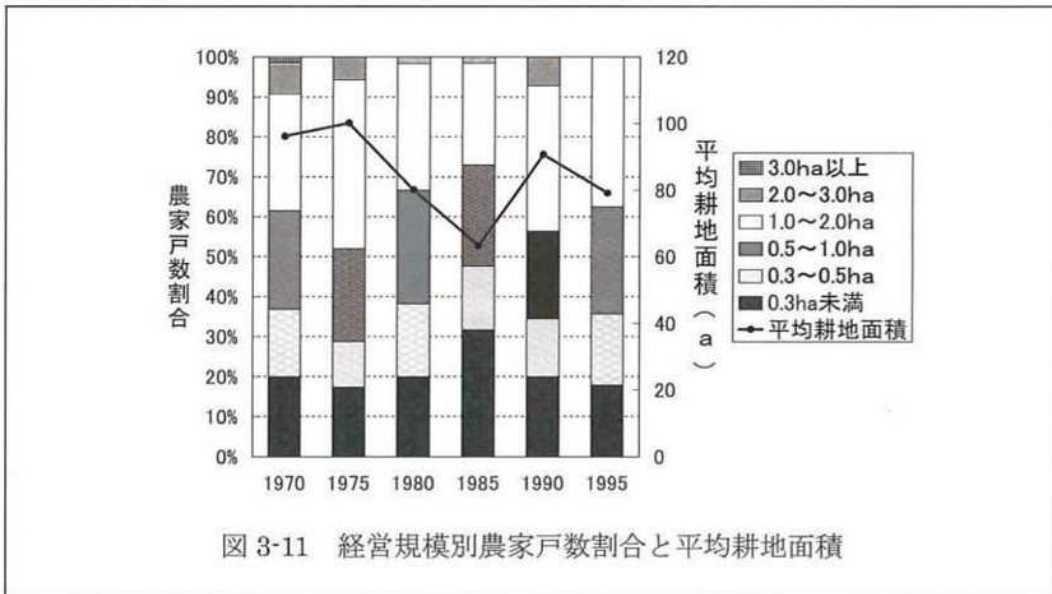
また農振法によって地区のほとんどが農業振興地域に指定されています。さらにその中で山林・緑地を除いた農地の大部分が農用区域に指定されています。西戸田地区での農振法による指定状況を図3-9に示します。

さらに、共生ゾーン条例施行に伴い農村用途区域区分が指定されていますが、条例制定当初（平成11年2月15日時点）からの地区における用途区域区分は、農業保全区域と環境保全区域の2種類です。

共生ゾーン条例による里づくり計画前の西戸田地区における農村用途区域区分を図3-10に示します。

②農業センサス

経営耕地面積別の農家戸数割合を見ると（図3-11）、圃場整備が行われた直後の1990年以降、1ha以上の大規模農家数が増えています。ただし、1ha以上の大規模といっても2ha以上の耕地を経営している農家はほとんどいません。また、0.3ha未満の零細農家は依然全体の約2割を占めています。1985年の平均耕地面積の大幅な減少は圃場整備によるもので、一時的な状態です。なお平均耕地面積は1995年で80aとなっています。



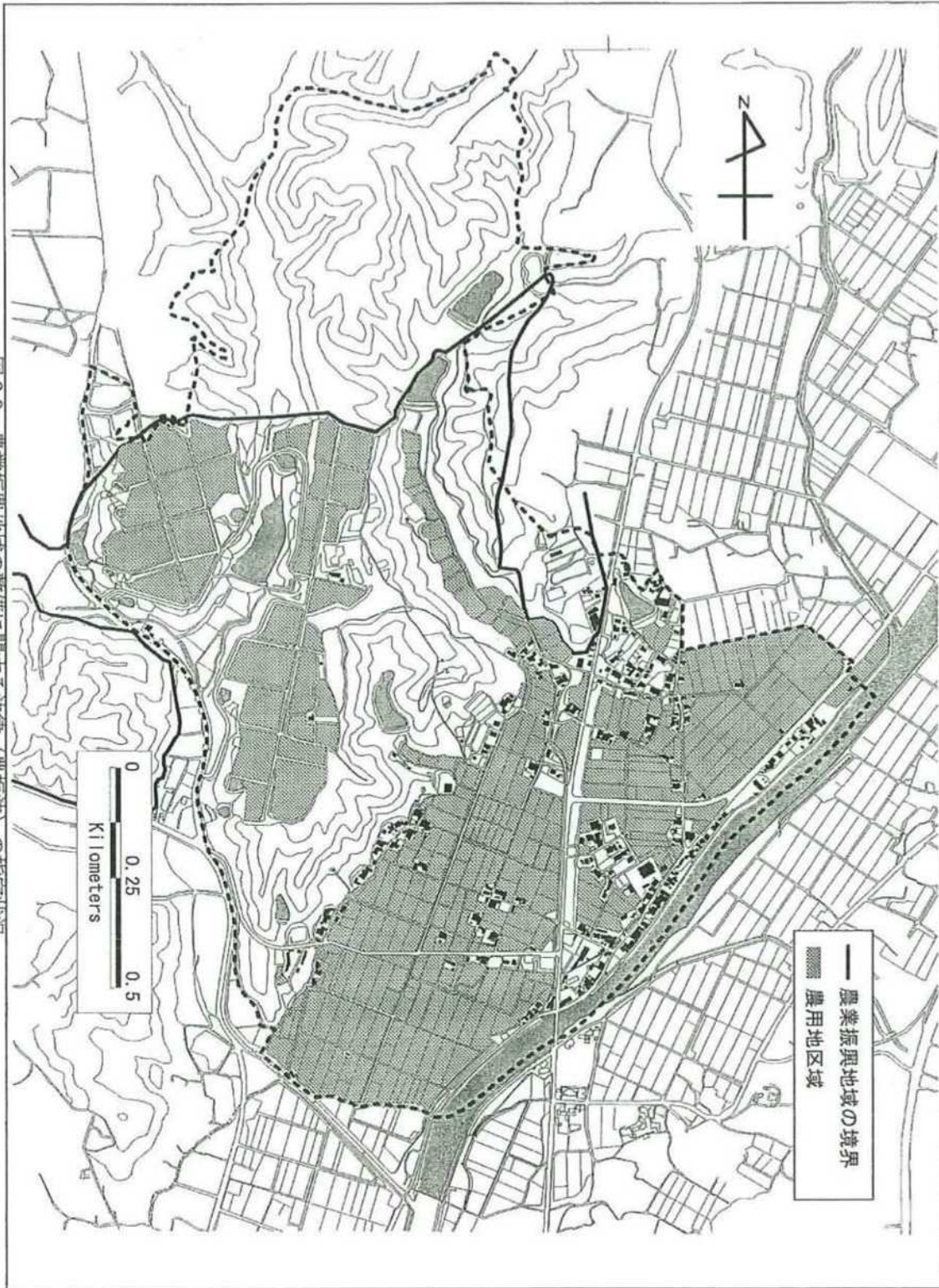


図 3-9 農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の指定状況

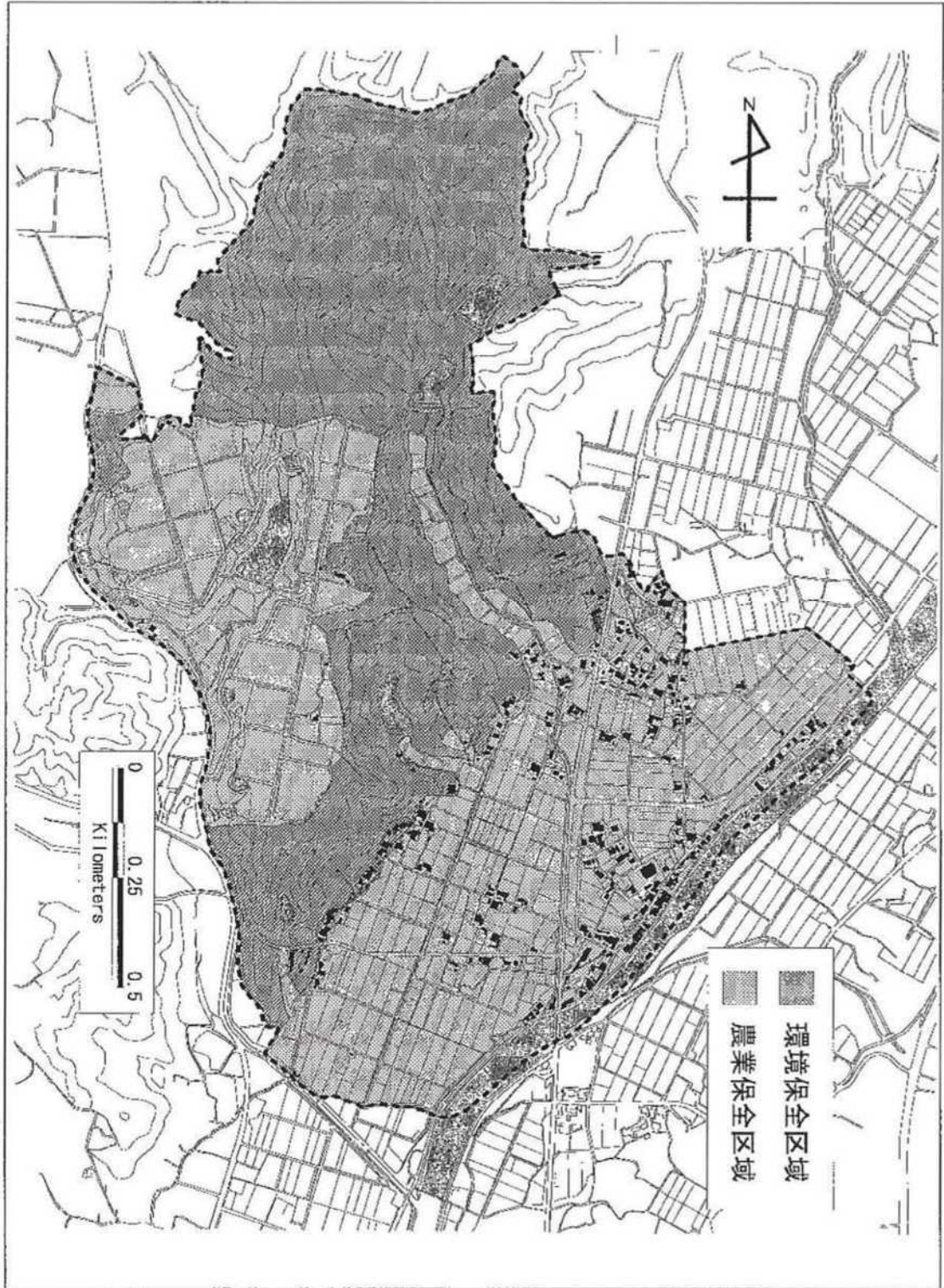
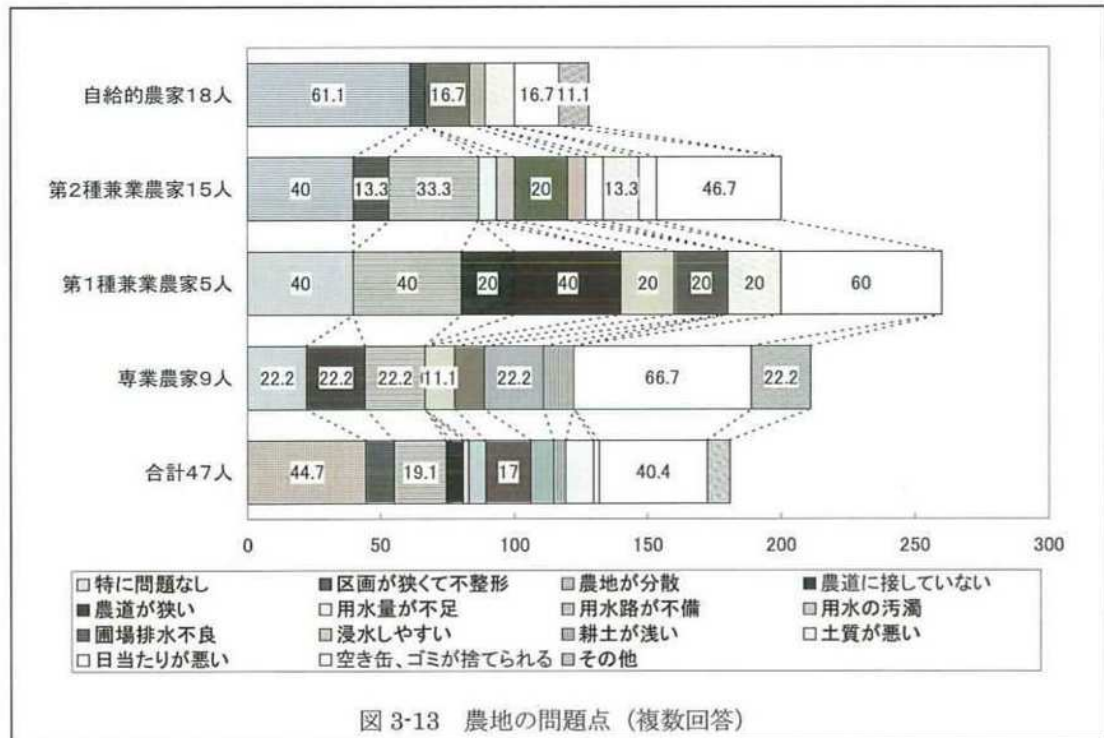
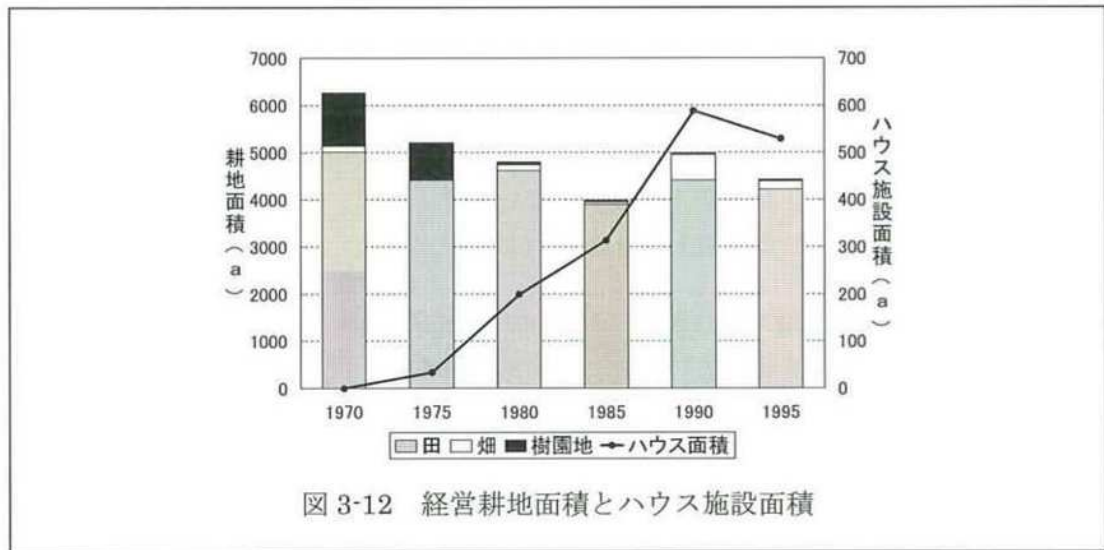


図 3-10 現在の農村用途区域区分

次に、経営用途別の耕地面積をみると（図 3-12）、そのほとんどが水田で、地区全体の水田面積は約 40ha になります。1970 年代に樹園地が大幅に縮小したので、全体的な耕地面積も減少しています。1985 年までは小規模だった畑は、1990 年に 530a の規模にまで拡大しましたが、1995 年には 180a に縮小しています。また、ハウス施設面積の増加が著しいですが、この地区で圃場整備の行われた時期と重なっていることから、圃場整備事業で整備されたほ場でトマトなどの施設野菜の栽培が盛んに行われるようになったためと考えられます。なお、ワイン用ブドウ畑はセンサスには含まれていません。



③アンケート結果

農地の問題点について尋ねたところ（図 3-13）、「特に問題なし」という回答が 4 割強を占めました。しかし「空き缶・ゴミが捨てられる」の回答が 40.4%あり、車からのポイ捨てなどに悩まされている農家が多いことがわかります。そして第 I 種兼業農家のみが「農道に接していない」「農道が狭い」と回答しています。また圃場整備が行われた後でも、農地が分散している、圃場排水不良に困っている、と感じる農家がそれぞれ 2 割弱いることがわかりました。この他、付近住民が飼っている犬の糞の不始末に困っている、東播用水の使用料が高いという意見もありました。

④営農部会資料

<転作に伴う農地荒廃について>

農地は大切であるという潜在的な意識があるため、現時点では荒廃農地は少ないですが、転作率は 45%に近づいており、自家用飯米農家が多い西戸田地区では個人でこの転作目標面積を達成することに限界が見えてきています。ただ、ブロックローテーションの実施は地区の農家同士の話し合いを十分に行わないと難しいと考えられます。

<圃場状態について>

当地区の圃場整備事業済みのほ場は、平均 30a 区画が標準です。平野町でも他の地区では大区画圃場整備事業を進めているところもありますが、西戸田地区では土地の所有権意識が高く、大区画圃場への変更には抵抗があり、今以上の区画整備の可能性はないと思われまます。また、特に水利費が高いので、農地の利用集積が進みにくい現状ですが、現在の区画は園芸作物主体の農業には適しています。

また個別の問題点として次のことが挙げられています。

- ・地下水位の高い圃場があり、一部で作物が作りにくい。
- ・掘割からの漏水が影響して、大雨時には排水しきれない。

以上より、農地についての現状をまとめると、圃場整備によってハウス栽培が容易になりましたが、整備後も同様に排水面で支障をきたしているところがあります。また、空き缶などのポイ捨てに悩まされている農地が多いです。現時点では荒廃農地は少ないですが、転作率の現行以上の引き上げが見込まれるため、何らかの新たな対応が必要と言えます。

(3) 農業経営について

【ワインブドウ団地】

昭和 63 年（1988 年）の東播用水活性事業計画によって、西戸田字矢の谷の国有林は加工用ブドウ栽培の畑地として造成されました。園内には東播用水岩岡支線水路から取水するファームポンドがあり、そこから常時必要用水が供給されています。なお、この東播用水事業に伴うブドウ畑・ファームポンド造成によって結果的に西戸田圃場への用水供給がより容易なものとなりました。



写真 3-1 ワインぶどう畑

農業組合法人西戸田生産組合は、西戸田地区に居住している6人で結成され、収穫したブドウは農業公園内のワイナリー（葡萄酒醸成所）で醸造し、熟成させて神戸ワインとして売り出されています。

①農業センサス

西戸田地区の作付け状況を以下の表3-1に示します。水稻栽培面積が最も多く、中でもコシヒカリの作付面積が大きいのが分かります。コシヒカリは日本で一番おいしいお米として知られていることから、おいしい米の生産が盛んといえます。水稻に次いで多いのは野菜です。これにもトマトのハウス栽培が盛んなことが表れています。

表3-1 西戸田地区の作付け状況

	水 稻						計	野菜	花卉	その他	合計
	どんとこい	コシヒカリ	日本晴	キヌヒカリ	アキタコメ	秈					
面(a)	612.2	1、561.3	11.9	275.9	108.6	2.5	2、572.4	1、013.9	6.4	752.7	4、345.4
率(%)	23.8	60.7	0.5	10.7	4.2	0.1	59.2	23.3	0.1	17.3	100

このうち、1995年の野菜の収穫面積は表3-2のようになっています。トマト、ネギ、ほうれん草などの軟弱野菜の栽培が盛んなことがわかります。

表3-2 野菜の収穫面積（単位：a）

年	ネギ	トマト	白菜	ほうれん草	スイカ	ダイコン
1995	45(3、2)	99(9、3)	6(8、2)	44(7、5)	3(1、0)	11(2、1)

※()内は農家数。左が栽培農家数、右が販売農家数

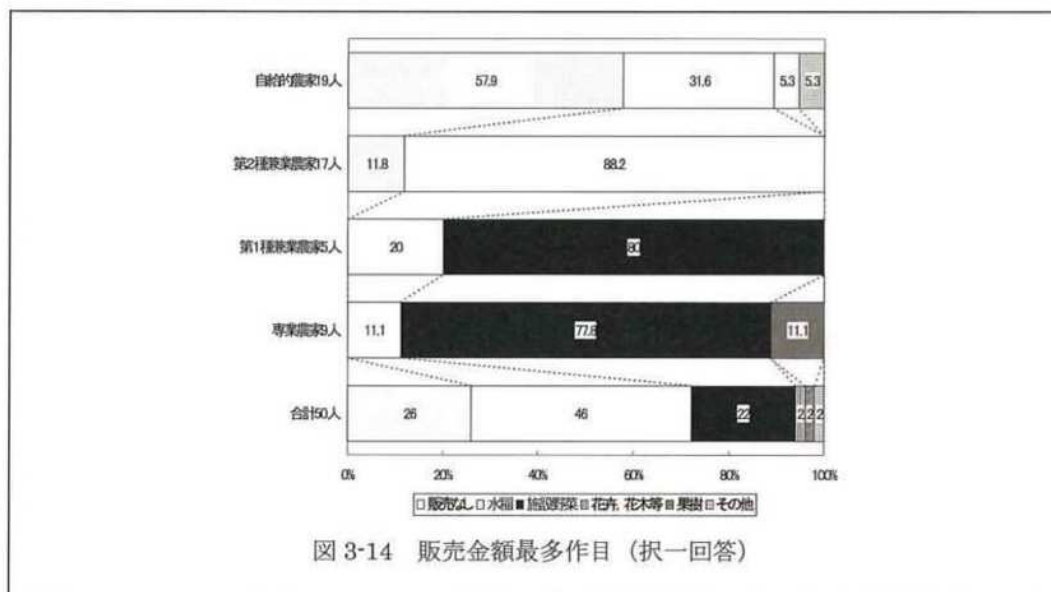
この他に、大豆（2戸・販売1戸）、ピーマン（1戸・販売1戸）、イチゴ（2戸）、ナス・キュウリ・キャベツ（6戸・販売1戸）、飼料作物45a（1戸）が挙げられます。

また、西戸田地区の農業機械の所有率を表3-3に示します。トラクターは全ての農家が所有し、コンバインの所有率も高く、地区全体的にみても農業用機械は過剰にあると言えます。

表3-3 農業用機械の所有率

	トラクター		田植機		コンバイン		乾燥機	
	農家数	台数	農家数	台数	農家数	台数	農家数	台数
	47	61	22	27	29	29	16	17
割合(%)	100		46.8		61.7		72.3	

②アンケート結果



この1年間の販売金額最多作物を尋ねたところ(図3-14)、全体では水稲と施設野菜という回答が多く得られました。専業農家と第I種兼業農家は施設野菜を多く販売し、第II種兼業農家は米の販売が多い結果となっています。これは生計を立てるための農業形態として、主に施設野菜栽培が営まれていると考えられます。

③営農部会資料

<米について>

西戸田地区で収穫される米は美味しく、昔から西戸田地区は神戸の穀倉地帯と言われています。

<貸し農園について>

市民農園を借りたい希望者は多く、特に市街化区域に近接している区域には多いと思われる。設備の整った農園を作れば、使用料が高くて借る人はいると考えられます。しかし、農家から見ると市民農園利用者の農業に対する感覚は全く違っており、時々農園に来て土に触れられたら良いという考えている様子に見えるようです。

<転作に対応するための新規栽培作物について>

現在、地区では大豆栽培が行われていますが、出荷は行っていません。価格は安いものの麦よりは採算の取れる可能性が高いとの意見がありました。この他に以前栽培したことのある作物では柿、かぶら、つげな、いちじくがありますが、いずれも栽培中止もしくは縮小していて、新規に導入栽培する可能性は小さいと言えます。

<農業機械について>

水稲関係の農機具は各個人対応のため、機械については過剰投資だと思われます。また機械は手入れが大切で、手入れの仕方によって利用可能期間が違ってくるとのことです。

現在、補助対象となる共同利用のコンバインは六条刈りコンバインよりも大きい超大

型という条件があり、西戸田地区では区画の制約から導入は難しいという意見でした。

<集落営農について>

他の地区で行われている法人化、農業の共同化を西戸田地区で実施するのは難しいという意見が多くみられました。また現在、地区で水稲栽培作業を受託している農家はいません。

<地域特産物トマトについて>

西戸田地区の特産物としてトマト、軟弱野菜が挙げられます。トマト生産農家の平均耕地面積は60aです。西戸田では現在、JTと契約栽培しているトマトを導入しています。この品種は種から繁殖できないのでJTから苗を購入しています。経験上から外見でトマトの糖度が判別できますが、農協で糖度計測システムが導入されれば、もっと安定した品質の確保が可能です。しかし、そうなれば機械使用料の問題が生じることとなります。トマトはすべて契約出荷で4戸が各自直売所を運営しています。トマトの出荷時期はトマトの着色状況に左右されて出荷適期が短いため、精神的な負担が大きいようです。また、トマトの販売は生産量の多い他産地に押されてきています。

<出荷について>

出荷についてはインターネット上での取引が増えてきつつありますが、経費と手間がかかる点が問題とされています。農家がまとまって出荷し、プール精算ができれば良いが、現在は「ともに運送する」だけの共同組織にとどまっています。共販でやるには検査人を限定して厳しくする必要があり、また経費もかかることが予想されます。

四国の産地との販売競合では、明石海峡大橋の影響が少しありますが、明石の市場に出荷している軟弱野菜の販売については、橋の直接の影響はないようです。

<直売について>

農産物の直売所は、品物さえそろえば人気があるとのこと。直売所は現在1軒あり、スイカ、インゲンなど少量の旬の野菜も含めて販売しています。経済センター隣接の農協の直売所へ出荷している農家は、西戸田では1軒だけで、その直売所にはすでに出荷希望農家60戸が順番を待っています。またそこでは出荷量も予め決められています。

<ワイン用ブドウについて>

生産農家は6戸12人。完全協業で実施しています。剪定は技術が必要なために生産者が直接行い、収穫は一時に労力が必要なため、シルバーなどのアルバイトを雇って行っています。現在後継者の心配はなく、この先10年は今の状態が維持できる見込みです。

ブドウ団地の土質は砂レキ質で加工用ブドウの栽培に適しています。また、地力増進のため堆肥を購入して施用しています。共同機械として、トラクター、スピードスプレアー（農薬散布）、マニユアスプレッダー（肥料散布）を導入していますが、一番省力化を進めたいのが除草作業です。果樹栽培の特性として、収入が入ってくるのが数年遅れになるので、新たな設備投資が難しい点が挙げられます。味は生食用と同じくらいおいしいが、ワイン用で粒が小粒なため生食には不向きとのこと。

以上より、水稲栽培については、コシヒカリを中心とする美味しい米の栽培が盛んで、この水稲を主要作物としているのは主に自給的農家と第Ⅱ種兼業農家であり、水稲栽培

は他の作物栽培に比べて手間がかからないことによると考えられます。ただ、その結果として水稲用農業機械の過剰投資の問題が浮かび上がっています。

専業農家、第Ⅰ種兼業農家が多く販売している施設野菜、特にトマト栽培については直売所の活用など販売の面で有効な対応策が必要と考えられます。ワインブドウ栽培は最盛期を迎えておりますが、現在も生産組合結成当時の状態が維持できている状況で、特に問題はありません。

3-2-2 今後の展望

(1) 農業従事者について

① アンケート結果

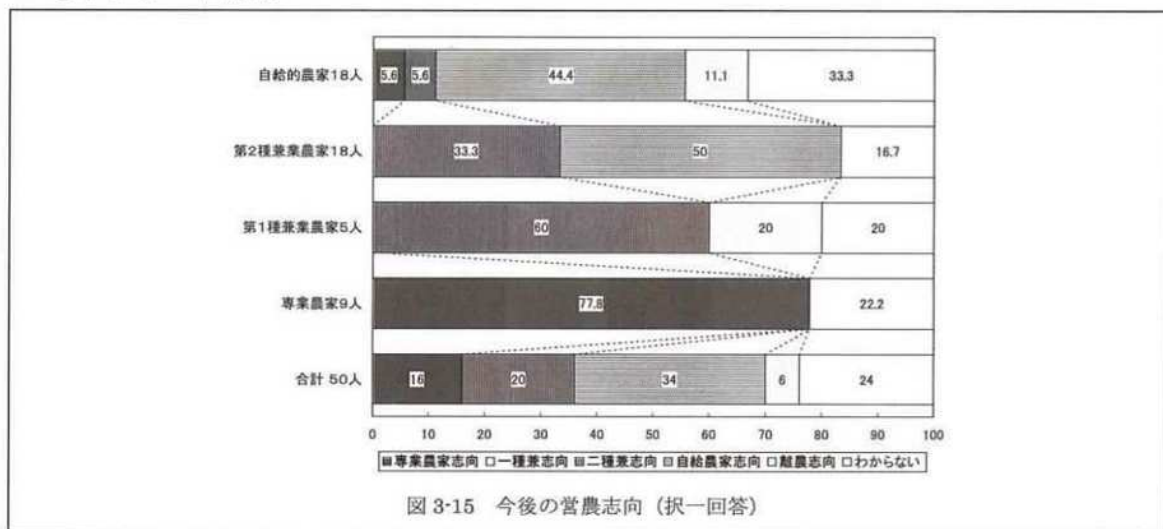


図 3-15 今後の営農志向 (択一回答)

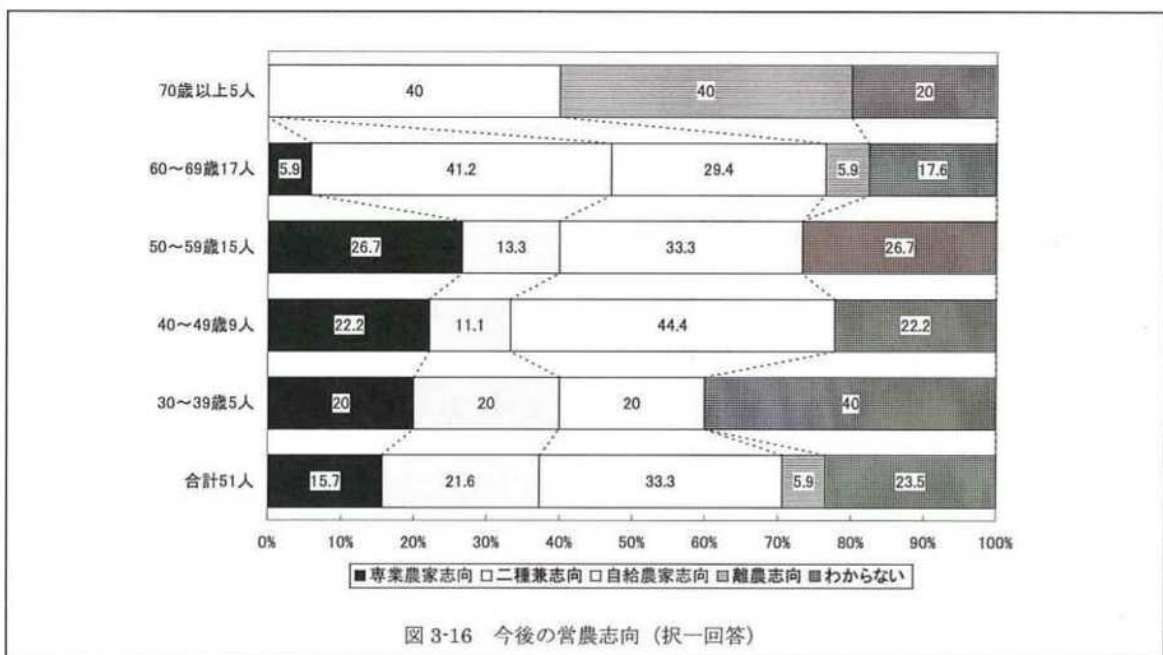


図 3-16 今後の営農志向 (択一回答)

現在の農業従事者に今後の営農志向について尋ねたところ（図 3-15）、全体では離農志向は弱く、農業を続けると答えた人が7割を占めています。専兼別に見ると、自給的農家と第Ⅰ種兼業農家に離農志向がみられました。また第Ⅰ種兼業農家には第Ⅱ種兼業農家志向が、第Ⅱ種兼業農家には自給的農家志向が強くみられました。したがって農業収入の占める割合を下げる意向を農家が持っていることが分かります。ただし専業農家は、そのまま専業を続ける意向を持っています。これを年齢別に見ると（図 3-16）、離農志向があるのは60歳以上で、30歳代から50歳代にかけては年齢が高くなるにつれて専業農家志向の占める割合が高くなっています。

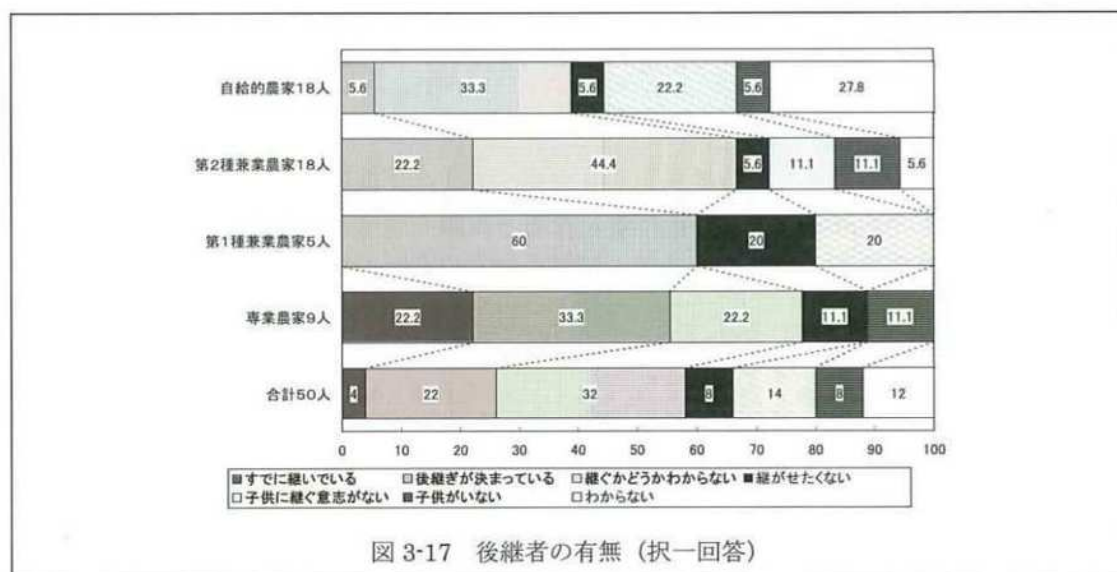


図 3-17 後継者の有無 (択一回答)

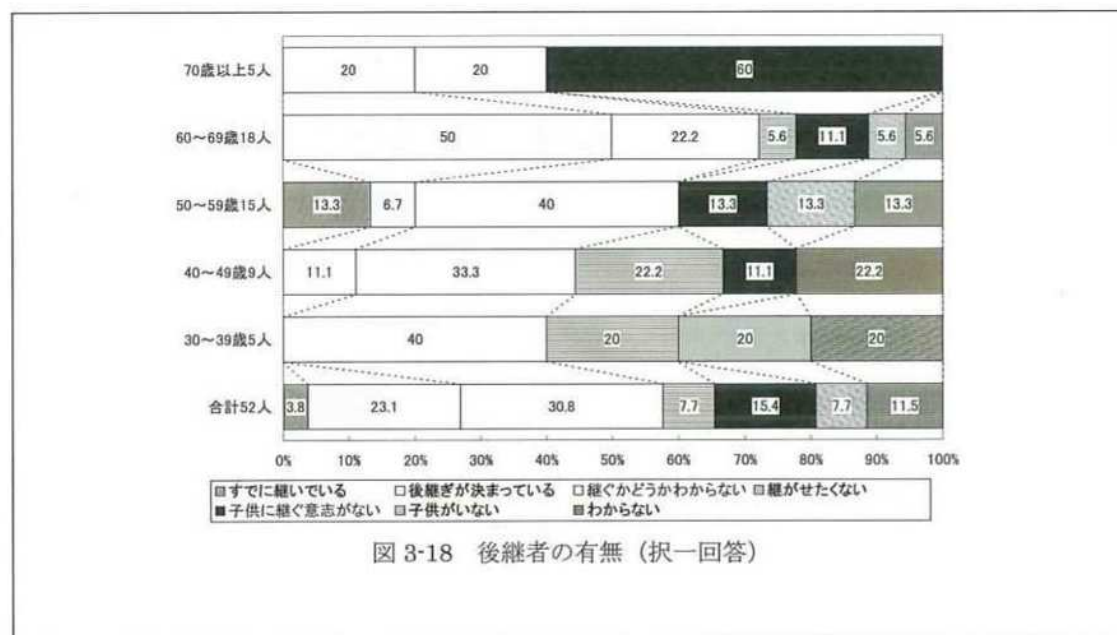


図 3-18 後継者の有無 (択一回答)

次に農業の後継者の有無について尋ねたところ（図 3-17）、「すでに継いでいる」と「後継ぎが決まっている」回答が全体の 26%を占め、逆に「継がせたくない」「子供に継ぐ意思がない」「子供がいない」と回答した人は 30%でした。つまり全体の 4 分の 1 の農家には後継者がもうすでにおり、3 分の 1 程度の農家には後継者がいません。後継者のいない農家の方が多いですが、後継者不足に悩まされている一般的な日本における農家の現状に比べると、この地区での後継者問題はそれほど深刻ではないようです。専兼別に見ると、自給的農家、第Ⅱ種兼業農家に後継者が少ないです。これは総収入に対する農業収入の割合が低いことが影響しているものと思われます。年齢別に見ると（図 3-18）、「継がせたくない」と思っているのは 30 歳代、40 歳代に多いことがわかります。60 歳代では「すでに後継ぎが決まっている」の回答の占める割合が高く、このことから、現時点で後継者不足に悩んでいる農家は比較的少ないとみられます。

②営農部会資料

当地区にはしっかりとした後継者があります。表 3-4 に農家の後継者年齢別人数を示します。表中の後継者は農業の後継者になるとは限りませんが、農家の後継者が農業の後継者になると考えられますので、農業後継者の有無の参考になると思われます。

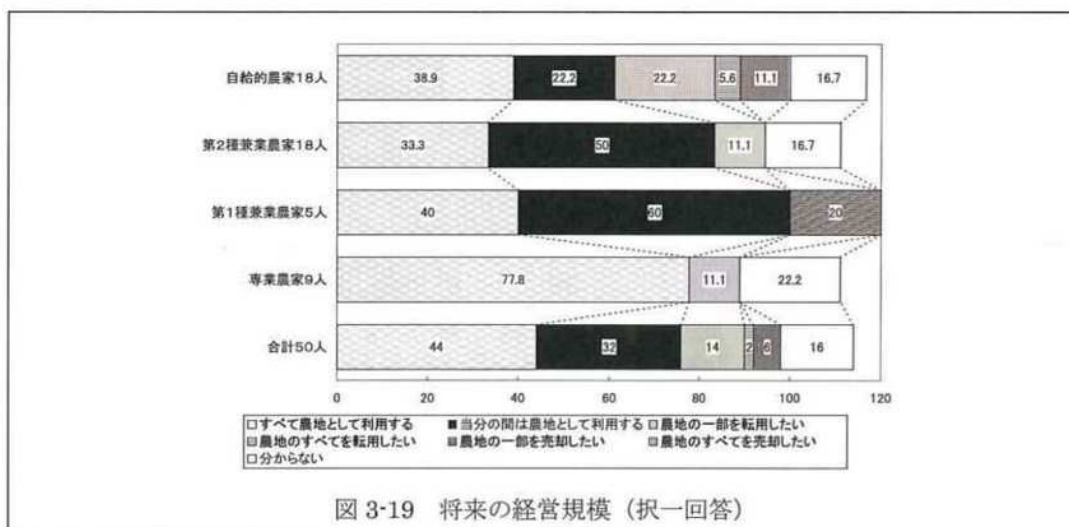
表 3-4 農家の後継者年齢別人数

年齢	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～	合計
人数	3	3	4	4	5	2	1	0	22
割合%)	13.6	13.6	18.2	18.2	22.7	9.1	4.5	0	100

以上より、兼業農家、自給的農家は農業収入を下げようとする意向にありますが、専業農家は依然農業に積極的で、後継者不足に不安があるものの、緊急に対応すべき事態ではないことがわかります。

(2) 経営農地について

①アンケート結果



将来の経営規模についての質問で（図3-19）、全体では「現状を維持」という回答が約60%を占めました。さらに営農に積極的な「経営内容を変えたい」「規模拡大したい」という回答は全体の18%を占めました。逆に、「規模縮小したい」「農業をやめたい」という消極的な回答は20%を占めています。したがって現状維持を積極的と捉えれば、全体的にはこの地区は営農に積極的と言えます。専業別に見ると、専業農家は積極的に営農を考え、第Ⅱ種兼業農家は現状維持の意向が強いことが分かります。

次に、農地の将来の利用方法についての設問では（図3-20）、「農地として利用」と回答した人が全体の約7割、「転用・売却したい」と回答した人が2割を占めました。これを専業別に見ると、専業農家と第Ⅰ種兼業農家には農地として利用する意向が見られますが、自給的農家に転用・売却意向が強いことがわかります。

②営農部会資料

現在の日本に米が余っているのは事実ですが、長期的・世界的な観点からすると世界の人口が増えてきているので食料危機になるのは間違いないと予測されています。しかし、一方で来年の転作目標面積は増えるとみられますが、転作面積が増えると転作休耕から将来、荒廃農地が出てくる恐れもあります。そこで、ブロックローテーションを導入して転作に対応する必要があります。

以上から、農地を他用途へ転用することを考えている農家は少なく、農地を引き続いて維持活用する意向が強いからこそ、今後の転作面積の増加に対して、新たな対応が必要と考えていることがわかります。

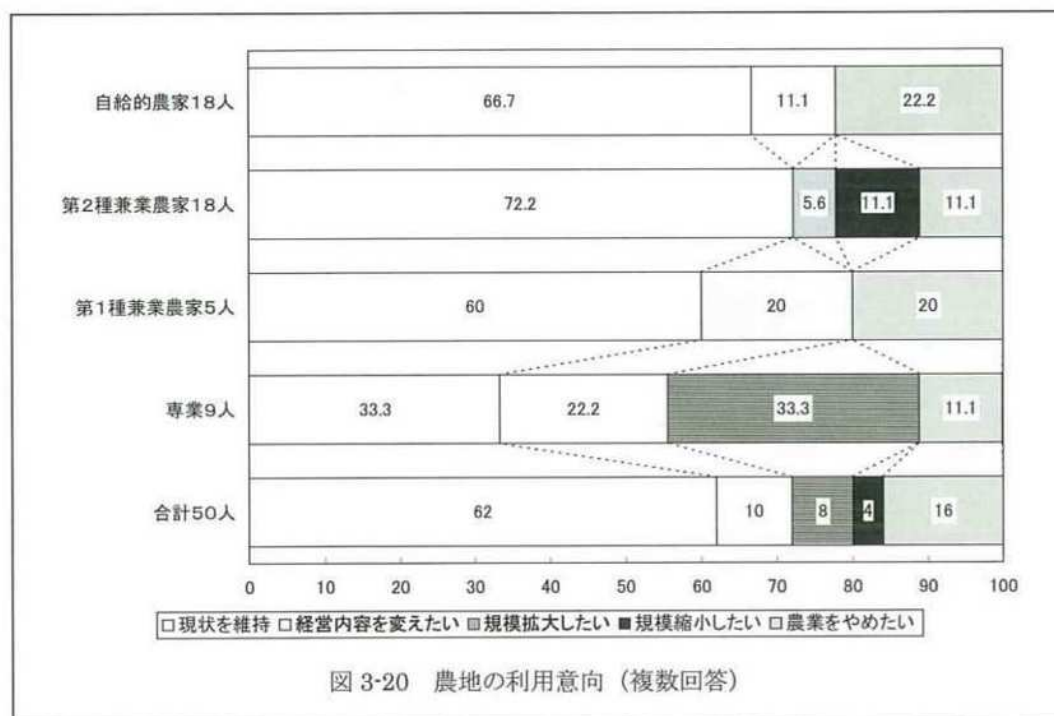




図 3-21 生産組合について (複数回答)

(3) 農業経営について

① アンケート結果

農協による請負や生産組合の組織化への要望についての設問では (図 3-21)、全体の 7 割の農家が「委託するつもりはない」「委託に不安」の回答をし、生産組合の組織化に消極的であることがわかります。逆に、生産組合の組織化に積極的な「農協ならば委託したい」「生産組合に参加したい」「生産組合に委託したい」と回答した農家は全体の 3 割を占めました。専兼別にみると、特に第 I 種兼業農家の中に消極的な回答者が多くいますが、これは第 I 種専業農家では高齢者の占める割合が高く、離農意向が強いという傾向で、これまでの分析結果とつながっています。一方、年齢別に見ると

(図 3-22)、40 歳代から 70 歳代までは年齢が高くなるほど生産組合の組織化に積極的な意見を持っていることがわかり、自給的農家が最も多い 40 歳代が最も消極的であることがわかります。

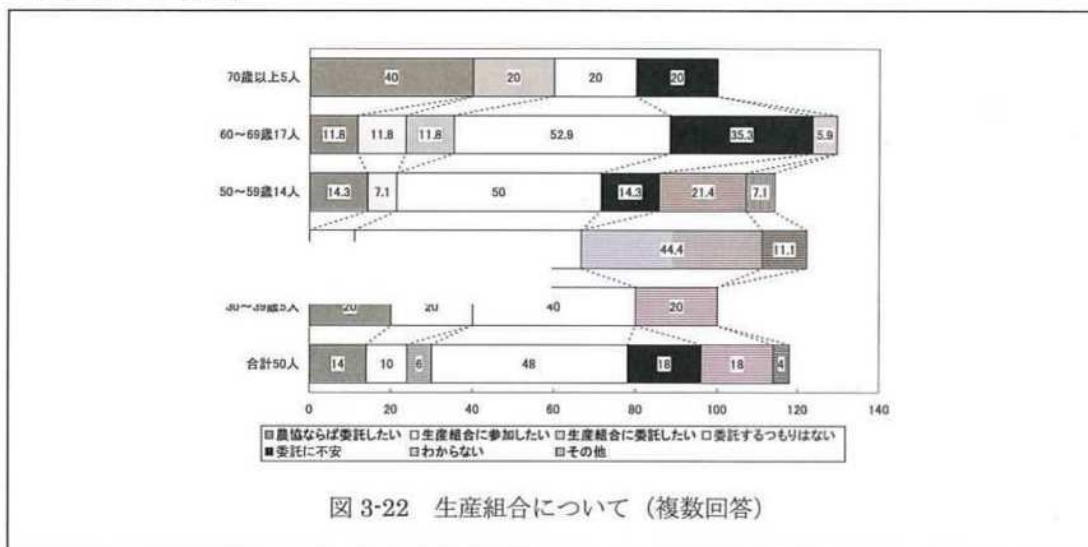
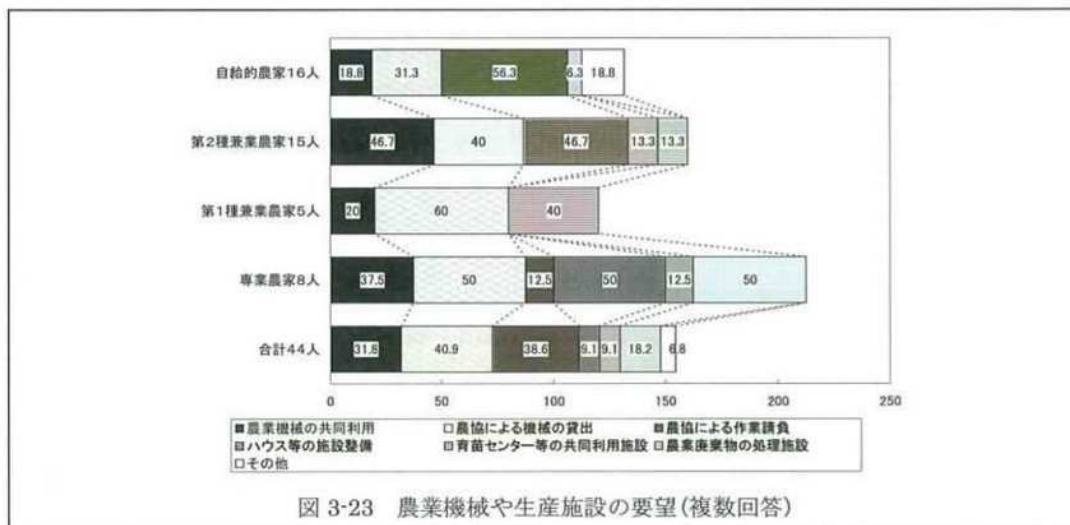
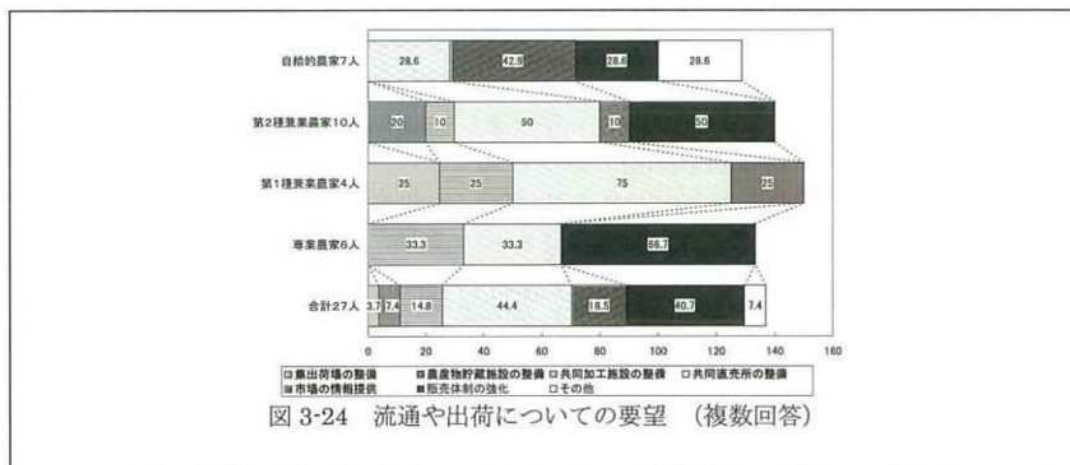


図 3-22 生産組合について (複数回答)

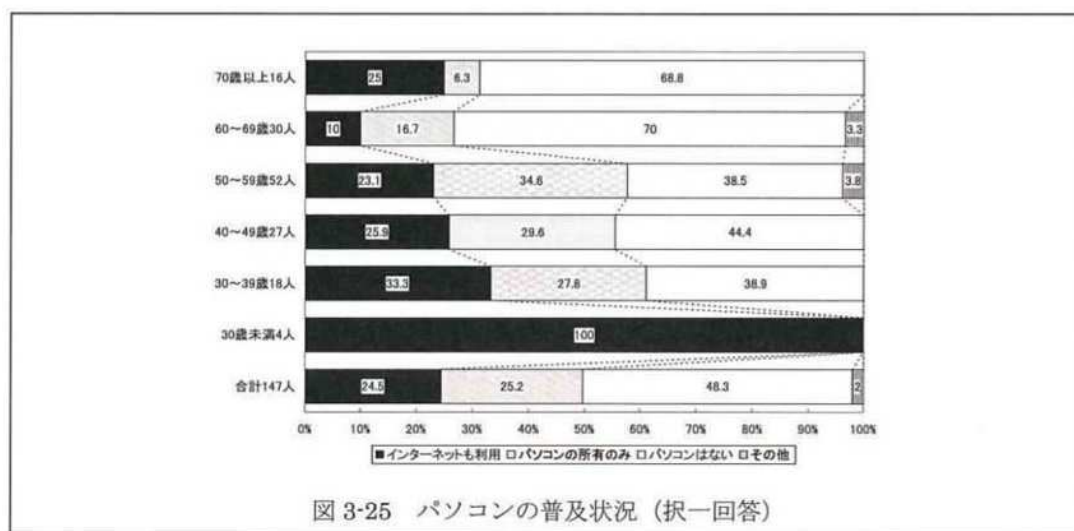


農業機械や生産施設の要望に関する質問に対しては(図3-23)、全体的には「農業機械の共同利用」「農協等による農業機械の貸し出し」に回答した人が合わせて70%を超え、農業機械の共同利用への要望が高いことがわかりました。また、農協等による農作業の請負を望む回答も多いです。専兼別に見ると、専業農家と第I種兼業農家、第II種兼業農家に機械の共同利用を希望する人が多く、第II種兼業農家と自給的農家に農作業請負を希望する人が多いことがわかります。専業農家と第I種兼業農家は機械の共同利用による生産コストのさらなる削減をめざし、第II種兼業農家と自給的農家は自身の農業に割ける時間が少なく、高齢化も影響しているため請負を望んでいるものと考えられます。

また流通や出荷についての要望に対しては(図3-24)、「共同直売所の設置」や「農協による販売体制強化」というように販売分野への要望が強く、専兼別に見ると第II種兼業農家と専業農家のほぼ全員がこの要望2つのいずれかに回答していることがわかります。また市場価格などの情報提供を望む回答が全体の18%以上を占め、第I種兼業農家と自給的農家にその傾向が強く見られます。したがって新たな販路の開拓や情報提供のようなソフト的サービスに対する要望が強いといえます。



一方市場価格などの情報収集の手段としてパソコン・インターネットの利用が考えられます。地区内におけるパソコンの家庭での普及状況を尋ねたところ（図 3-25）、パソコンの所有者は約半分であることがわかりました。年齢別にみると、60歳未満では半数以上の方が所有し、2割から3割の方がインターネットを利用していることがわかります。



②営農部会資料

<米について>

現在の日本では米を食べる人や、1人あたりの消費量が減ってきているので、米価格が下がったからといって消費が伸びるとは考えられません。また、輸入米も増えてきているので、価格的に高騰は期待できません。しかし、冷えてもおいしいコシヒカリ等の米を家庭に勧めると消費量は必ず増えると考えられます。米屋と地域が契約栽培し、売りやすい品種を作ったり反収の多いハイブリット米で生産コストを下げたりすれば少しでも採算は改善されると考えられます。

<貸し農園について>

西戸田の全農地を管理するため、市民農園の整備も1つの方法です。ただ、貸し農園は儲かるとは思われませんが、現在のように損をして米を作るよりは良いと考えます。貸し農園を運営するにはコミュニケーションが大切だといわれていることから、利用者の栽培指導や運営を高齢者の生きがいとして位置づけることも有効な手段です。

<転作に対応するための新規栽培作物について>

西戸田地区でも転作目標面積を消化するために、収益の見込める特産物を考えていかなければなりません。いちじく・いちごは輸入ができないので、近郊農業の品目として有望です。ネットメロンをトマトと一緒に試験的に栽培している農家もあります。まだ直販や販売は本格的には行っていませんが、ネットメロンは栽培初期段階に人手を必要とする反面、結実すると特に人手は要らない利点もあり、収穫時期をずらしていけば、継続的に出荷できる点で魅力的です。

<集落営農について>

水稲栽培については、集落営農、集団化で対応するのも将来的な方向の一つです。集落営農の糸口として、コンバインの導入と、それに伴うオペレーター組織の結成が考えられます。そして集落営農をする場合は、灌漑排水の調整作業をローテーションで行うような一歩踏み込んだ集落営農内容が必要です。

<出荷について>

今後の農業は、コストを下げ販売量を伸ばすか、付加価値をつけて販売単価をあげて販売額を確保するかのどちらかが目指す方向となります。ただし、付加価値は真似をされないように、真似のできない技術を確立するか、常に新たな付加価値を考えていく必要があります。また、これからは農家もセールスが必要で、農産物を生産するだけではやっていけません。

以上から、転作問題の対応として、農業機械の共同化をはじめとする集落営農、市民農園の開設、新規作物の導入に目を向けている農家が多いこと、また、出荷方法の一つに直売所の設置を望んでいることがわかります。

3-3 生活環境

農業従事者にとって農地は大切な労働の場です。しかし、土地は農業に活用するだけでなく、住居や公共施設、道路などとして、生活を営む上で農地と同等に必要なものです。この点で西戸田地区のすべての土地は、農業従事者のみならずその家族、さらにはこの地区に住む非農家の人にとっても、大切な生活の場といえます。そこで、本地区を地区住民全体の生活環境の場としてとらえ、高校生以上の地区住民を対象にしたアンケートと現地調査の結果をもとにその現状を把握します。

ここでは生活環境を、現在問題が多いと思われる西戸田地区の地区内道路環境、地区内環境、および地区外を含めた広域的な環境、の3つに分けて考察します。

3-3-1 地区内道路環境

西戸田地区には、国道 175 号線という幹線道路が通っていることが大きな特徴です。この地区の道路の幅員状況を図 3-26 に示します。

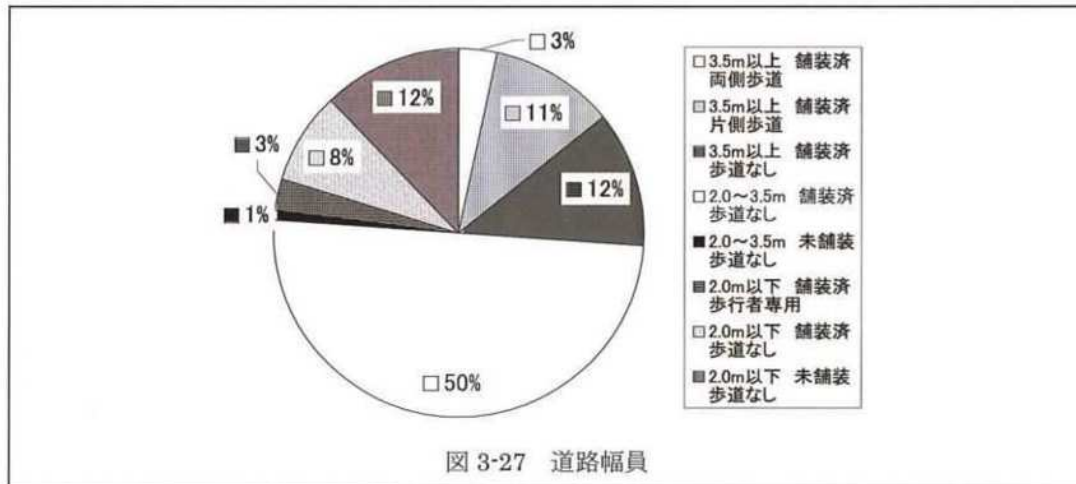
車の通行が不可能な幅員 2.0m 以下の道路は、北西部の山林・緑地に一部ありますが、住宅の集まっているところや、水田に挟まれた道路で、地区住民が日常よく利用する道路のほとんどは車一台の通行が可能な範囲の幅員をもっていることがわかります。このことより主な交通手段が自家用車の地区住民にとっては、車通行にある程度便利な道路状態にあるといえます。しかし同時に、国道 175 号線への通過交通の場ともなっており、交通事故の危険性を高めていることが大きな問題です。

図 3-26 をもとに本地区内の道路を幅員・舗装状況別に分類し、道路長によってその割合を求めると（図 3-27）、地区内道路の半分が 2.0m～3.5m 幅の舗装済み道路であるこ



写真 3-2 地区内の幅員 3.5m 以下の道路

と、そして普通自動車がかろうじて離合可能な幅員 3.5m 以上の道路は全体の 25%を占め、車通行が困難な幅員 2.0m 以下の道路は残り 25%という状況にあることがわかります。



次に、道路状況についての聞きとりの結果をみると (図 3-28)、付近の道路の通過交通に伴う交通渋滞、騒音、交通事故の危険の指摘が多いことがわかります。さらに通学路など歩行者がよく利用する交差点で、通過交通による事故の危険性がかなり高いにもかかわらず信号がないことが特に問題です。また交通量が多いにもかかわらず道幅が狭いなど、道路幅員拡張の要望があがっているところが3ヶ所あります。この他、農作業のために一般車両の進入を規制してほしいという要望や、騒音がひどいという苦情がありました。



写真 3-3 市道西戸田・中村線(拡幅工事中)

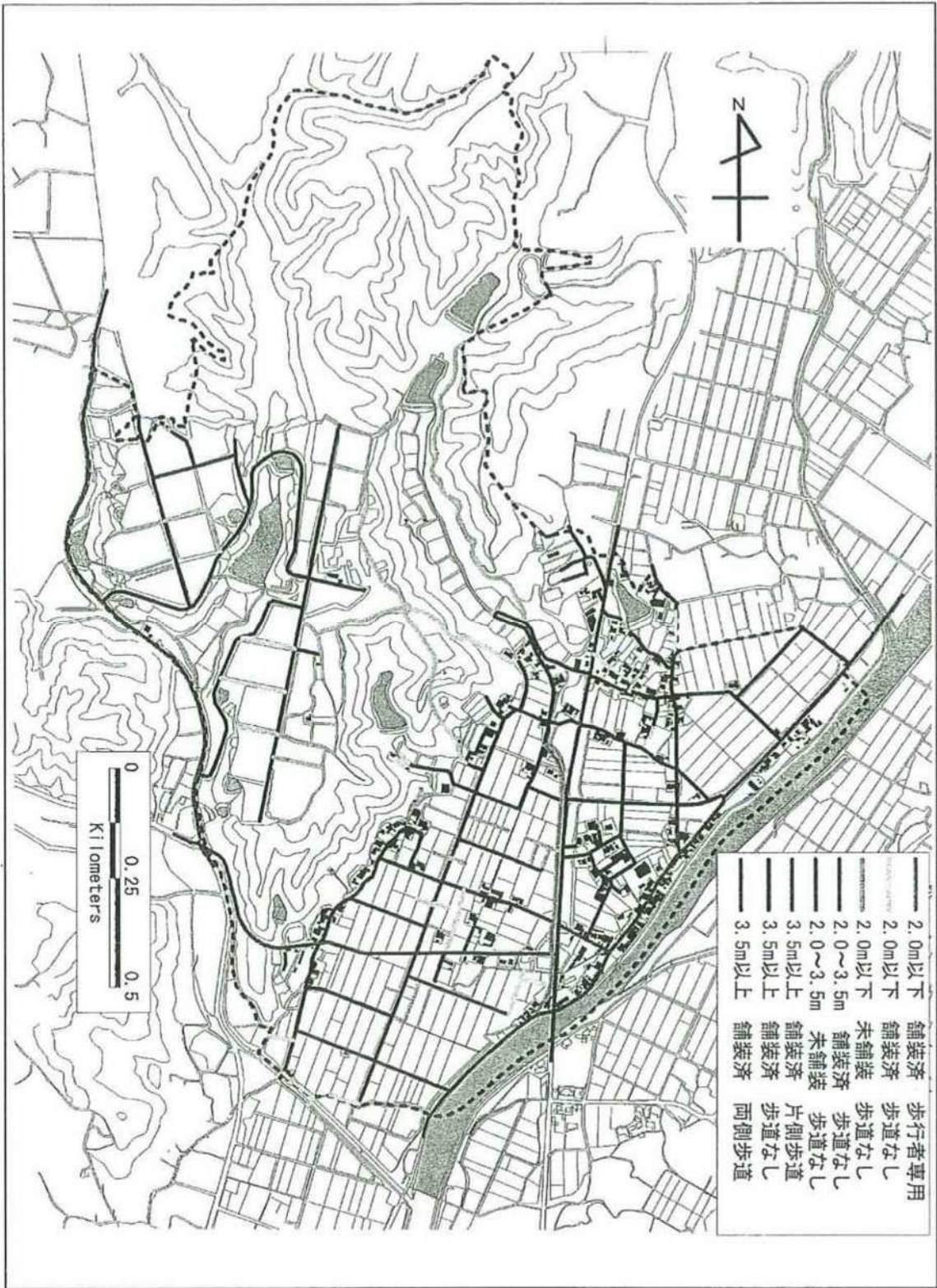


図 3-26 道路復員

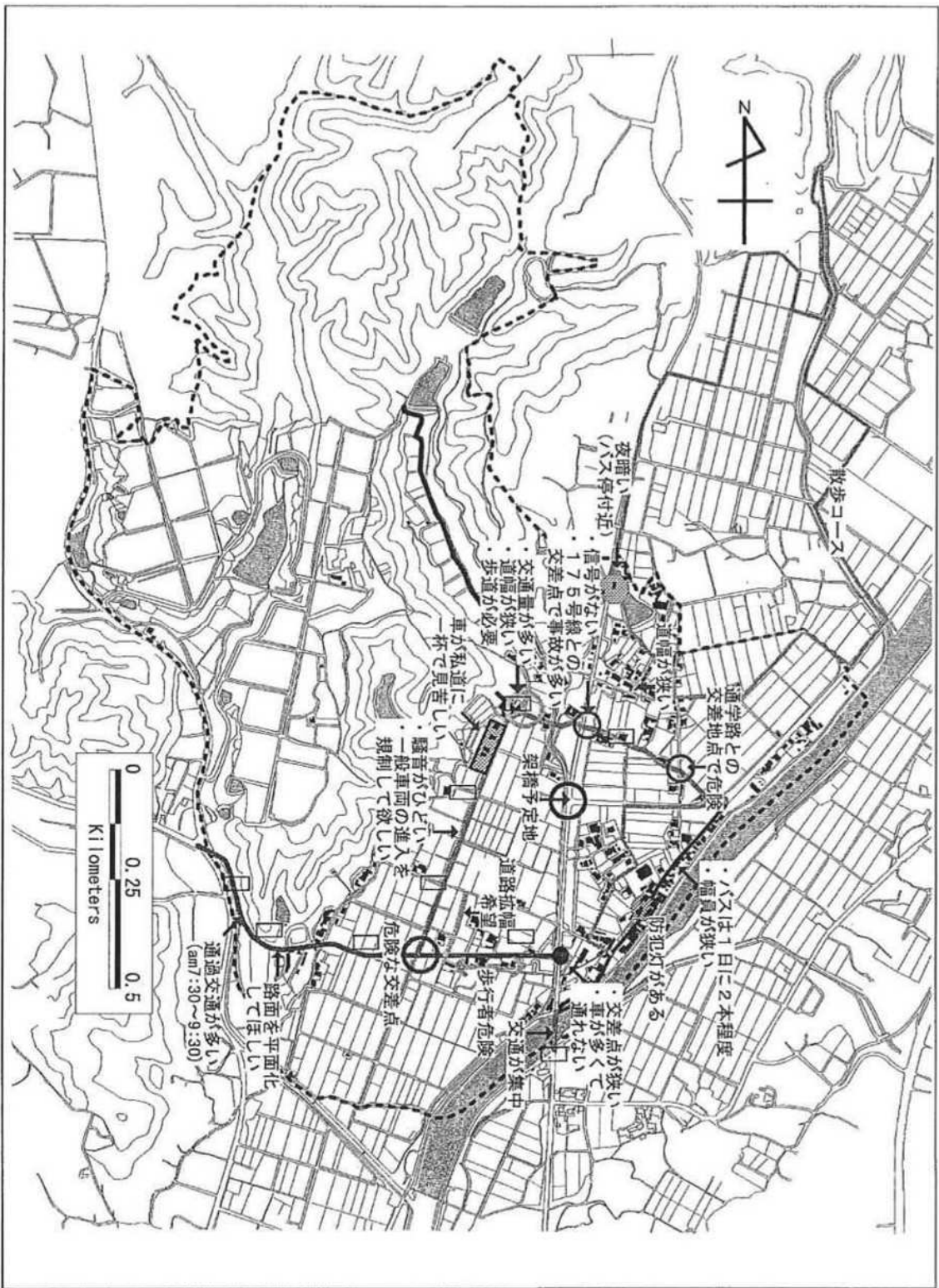


図 3-28 道路に関する住民の指摘

3-3-2 地区内環境

(1) 現状

アンケートの結果から、家の周囲で危険や不安に思っていること（生活の安全性）についての設問で（図 3-29）、「交通事故の危険性」や「防犯灯が少ない」という回答が多く、地区住民は第一に道路交通関係に最も不安を感じているということがわかりました。これは国道 175 号線への抜け道としての通過交通が多い本地区の現状を反映していると言えます。性別に見ると、「通学路が危険」と感じている人は女性よりも男性に多く、従来の子供の面倒を見る母親という一般論から導き出される予測からは逆の結果となっています。年齢別に見ると（図 3-30）、「防犯灯が少ない」と回答しているのは 20 歳代から 60 歳代で、夜中に外出する人は街路灯の少なさに不安を感じていることがうかがえます。

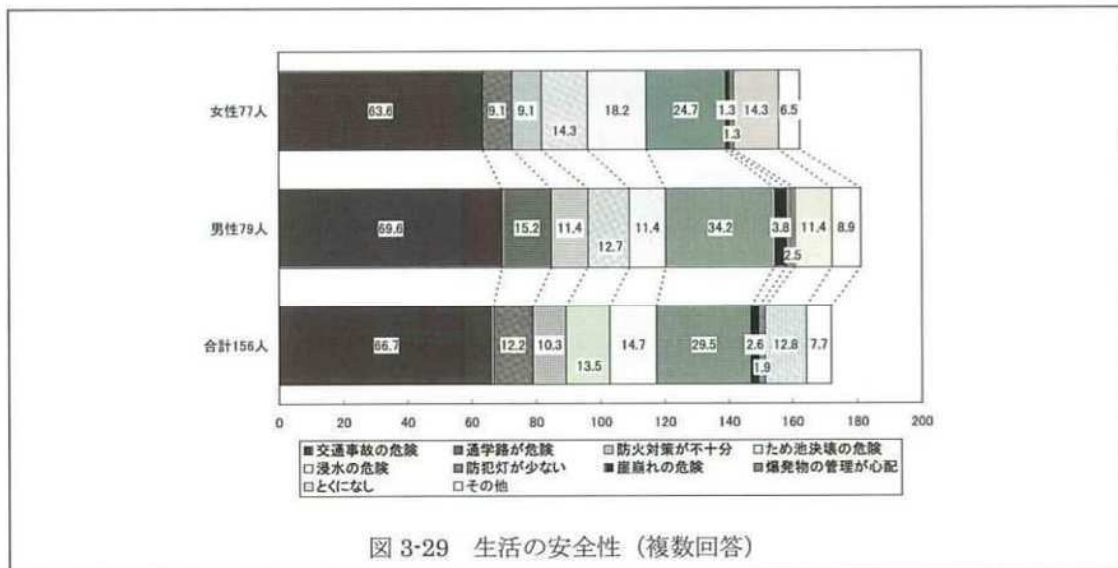


図 3-29 生活の安全性（複数回答）

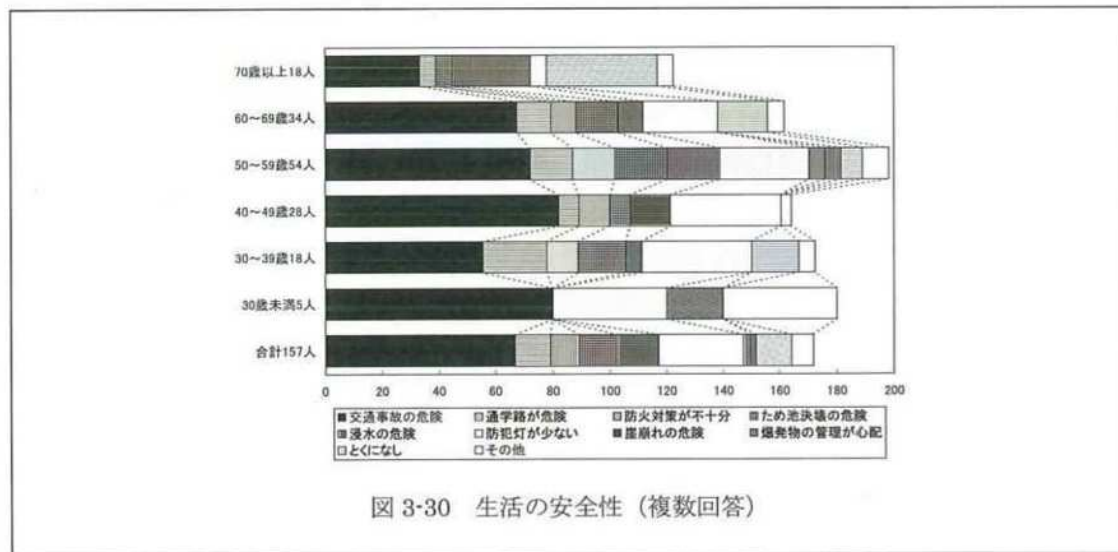


図 3-30 生活の安全性（複数回答）

生活の保健性についての設問（図 3-31）については、全体では国道 175 号線やバイパスの通過交通によるものと考えられ、「空気の汚れ」「騒音振動がひどい」の回答が多く、また「雑草やゴミの不法投棄」に回答した人が 3 割近くあります。性別に見ると、「空気の汚れ」に不満を感じる女性が多く、環境問題への関心の深さが表れています。また女性に「蚊、ハエ等が多い」と答える人が多いことも注目されます。年齢別にみると（図 3-32）、まず 50 歳代の人が平均で 2 項目以上に不満を感じると答えており、不満を強く感じていることがわかります。また、「蚊、ハエ等が多い」と感じる人がどの年齢層でも 5 割程度を占めています。そして騒音・振動に不快感を覚えている人は 50 歳以上に多く 30 歳未満には少ないことがわかります。その他としては飼い犬の糞の不始末に不満を感じるという意見がありました。

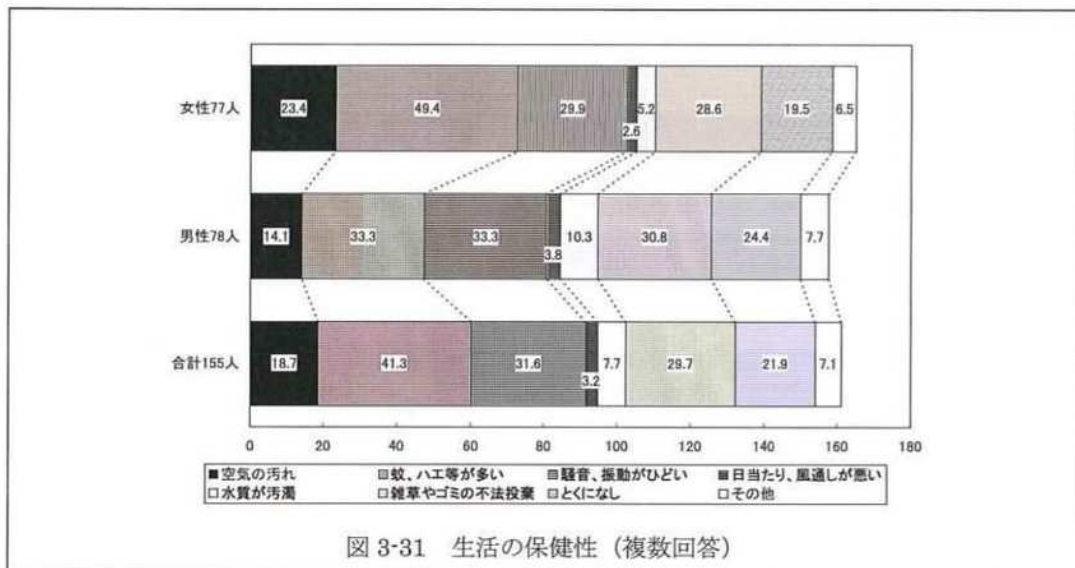


図 3-31 生活の保健性（複数回答）

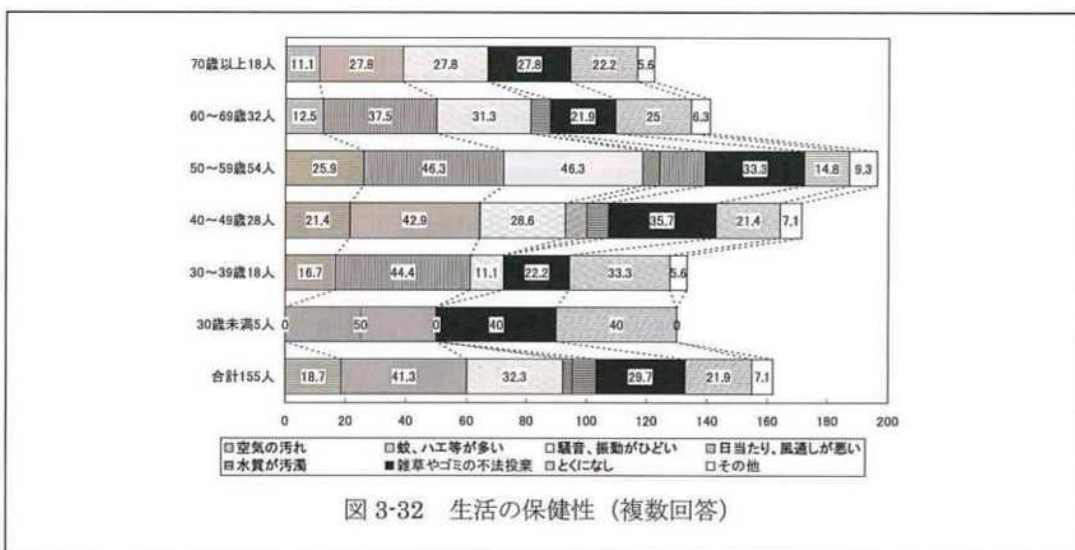
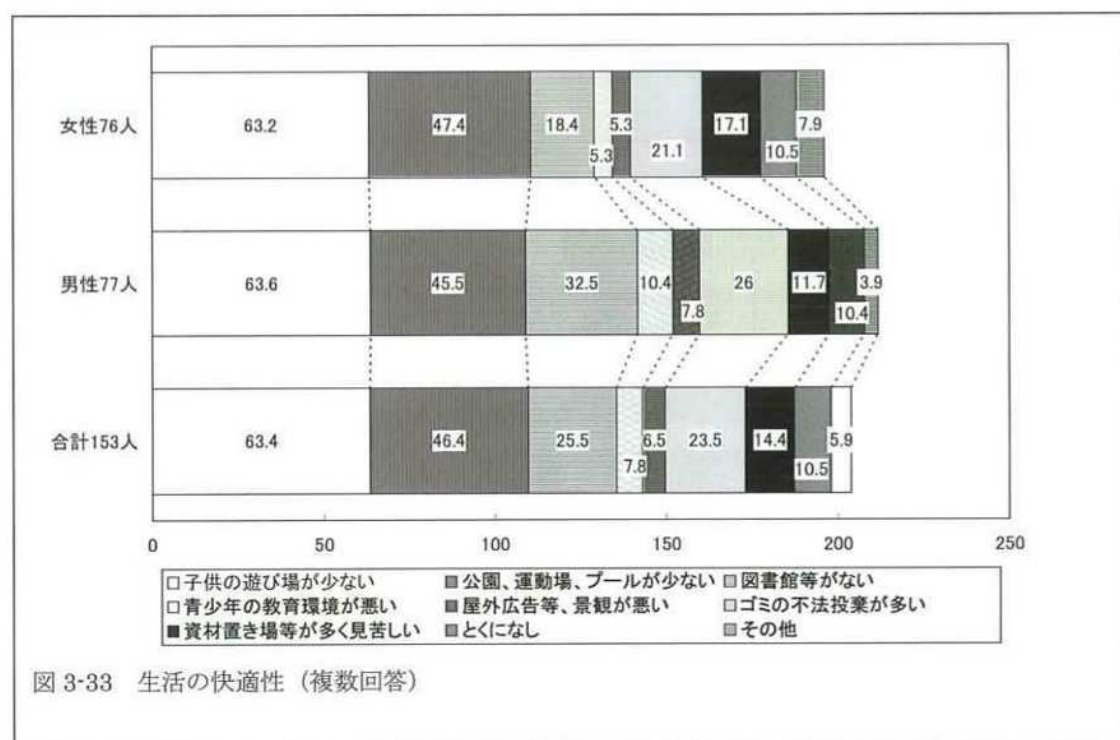


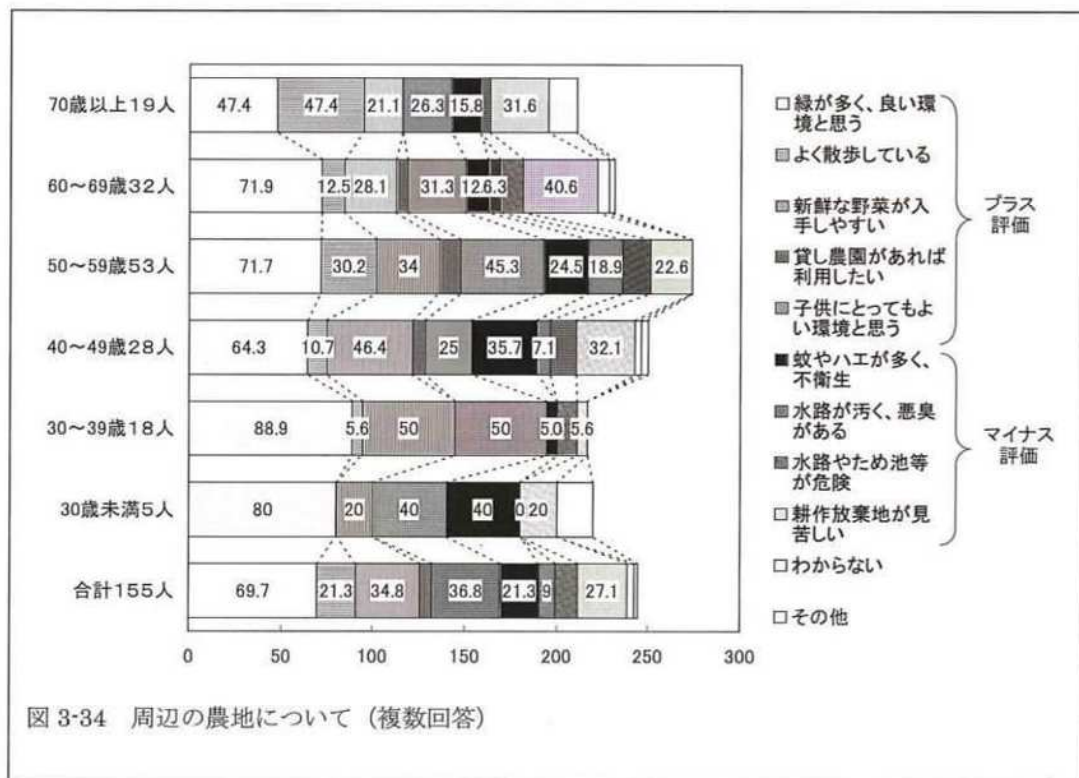
図 3-32 生活の保健性（複数回答）

生活の快適性についての設問（図 3-33）では、「子供の遊び場が少ない」「公園、運動場、プールが少ない」という回答者の割合が高く、これらを合計すると 100%を超えています。つまり地区住民のほぼすべての人がこの回答のいずれかを選択したといえます。これは、地区に公園がない現状への不満の表れと考えられます。また、「図書館等がない」と答えた人も、全体では4分の1を超えています。したがってこの地区の住民は、公園、図書館などの公共施設の充実を強く要望していることがわかります。また「ゴミの不法投棄が多い」「資材置場等が多く見苦しい」という周辺環境への不満も高く、その傾向は男性に強いという結果となっています。その他の意見として犬の放し飼いによる糞の不始末への不満が記されています。



周辺の農地についての設問（図 3-34）では、農地を農業経営の場として大切に思っている農家と、農地を単なる周辺環境としてみる非農家の両方ともに農地を生活環境の一部として捉えています。

「緑が多く、良い環境と思う」「新鮮な野菜が入手しやすい」「子供にとってもよい環境と思う」というプラス評価の回答が多く、地区住民が農地に対して良いイメージを持っていることがわかります。年齢別に見ると、特に 30 歳代にその傾向が強くみられます。また「よく散歩している」に回答した人は 50 歳以上に多く、周辺環境が高齢者にとって良い散歩の場を提供しているといえます。逆にマイナス面としては、「蚊やハエが多く不衛生」「耕作放棄地が見苦しい」との回答が多くありました。特に 50 歳代の人はやや強く感じ、60 歳以上になると「耕作放棄地が見苦しい」とする回答の割合が高くなります。これは政府の政策によって近年転作地が増加し、60 歳以上の人々が昔作っていた農地さえも耕作放棄地になってきたことへ不満を感じていることの現われと考えられます。その他の意見には農薬の心配が挙げられています。



(2) 今後の展望

まず生活の安全性・保健性・快適性についての質問を踏まえた上で、居住地区の生活環境を快適にするために必要と感じられることについて尋ねたところ（図 3-35）、公園の整備という要望が 65%と最も多く、次いで街路灯の整備を 37%の人が要望しています。また、花壇の多いきれいな町並みを望む人が多く、この傾向は男性に強く見られました。年齢別に見ると（図 3-36）、街路灯の整備への要望はどの年齢層にも見られましたが、集落内道路の整備への要望は年齢によって偏りがあり、30 歳代では要望は弱いようです。他に自由記述として、「美しい自然の確保と多少便利な生活」というものがあり、自然の確保に重点を置く住民の気持ちを示しています。

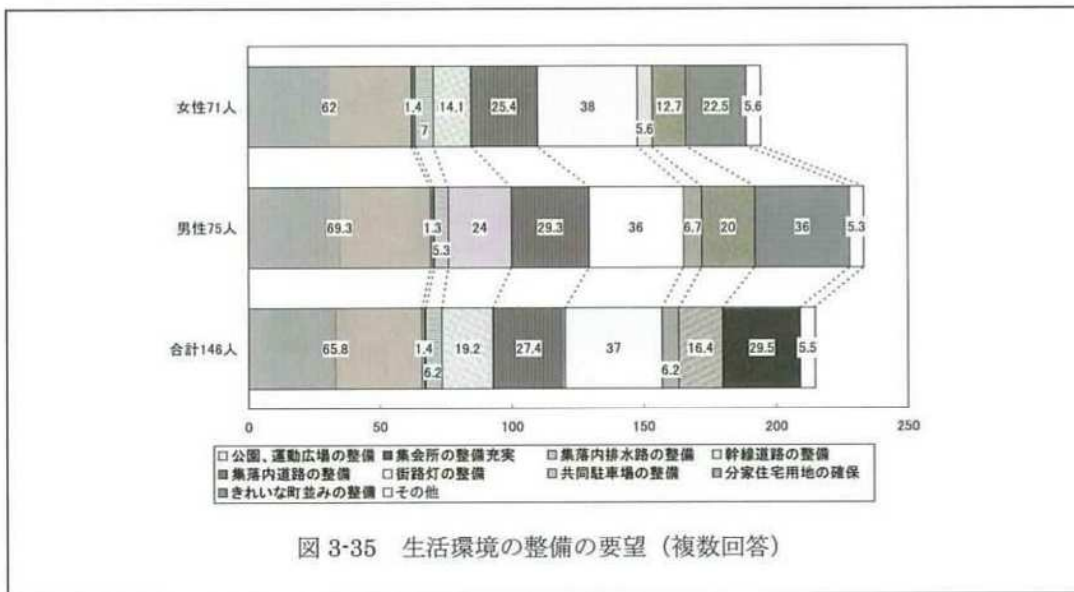


図 3-35 生活環境の整備の要望 (複数回答)

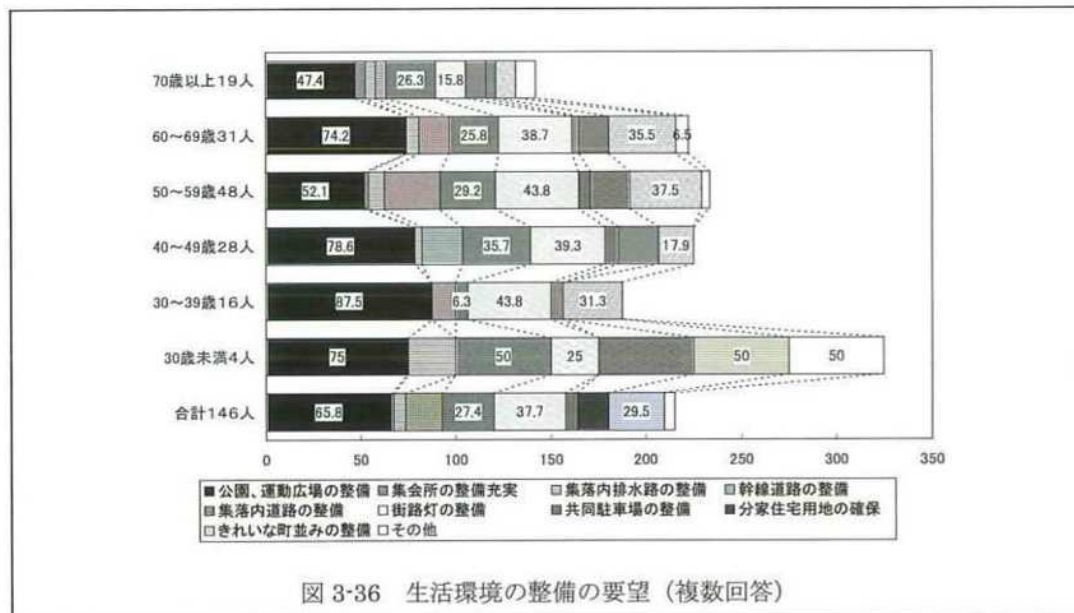
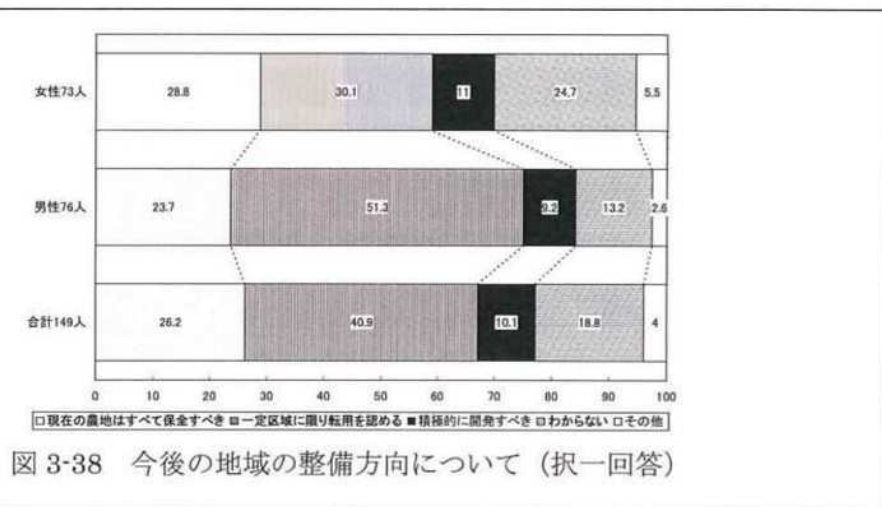
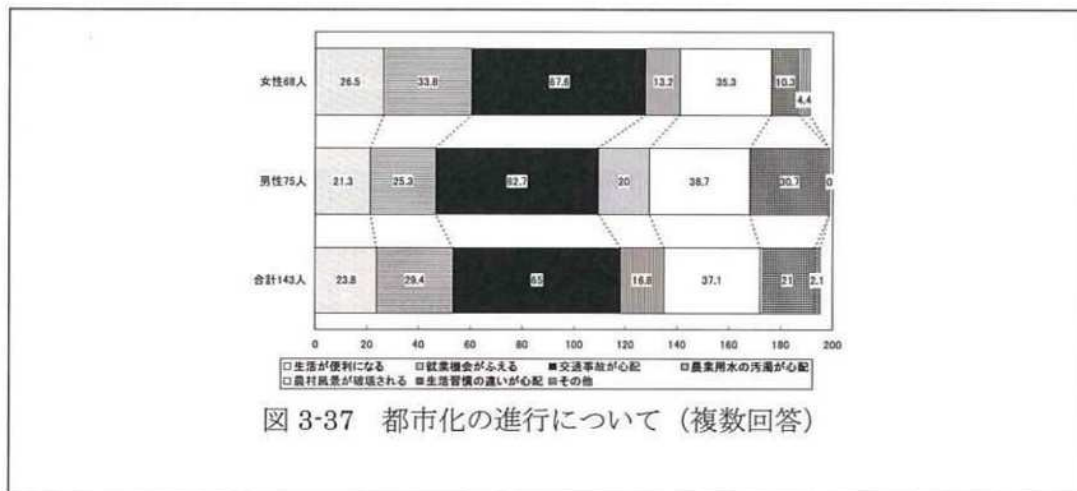


図 3-36 生活環境の整備の要望 (複数回答)

都市化の進行についての設問（図 3-37）では、「生活が便利になる」や「就業機会がふえる」と都市化を好意的にとらえた回答が全体の 53.2%を占めています。しかし「交通事故が心配」「農村風景が破壊される」などの否定的な回答の方が 139.9%と圧倒的に多く、性別で見ると、男性より女性の方が都市化を積極的にとらえていることがわかります。また「農業用水の汚濁が心配」と感じている女性の割合が低いのは、女性の中で農業に関わりがない人が多いためと思われます。新たな開発で、就業機会や新しい入居者が増えるのは良いが、公害は困るというのが本音のようです。

今後の地域整備の方向についての設問（図 3-38）では、「積極的に開発すべき」と考える人が約 1 割ありました。また「一定区域に限り転用を認める」の回答が最も多く 4 割を占めました。これは公園の不足などの現状に対する不満から転用を求める意味だと思われます。性別で見ると男性にその割合が高いことがわかります。その他の記入として休耕田などの空き地を利用するべきだという意見がありました。



2000年8月に行った地区住民への聞き取り調査（老人会、婦人会、子供会、自治会）結果をもとに今後の地区整備の方向をさぐると、まず、地区内で保全したい所として（図3-39）、ワイン用ブドウ団地、皇大神社、大歳神社、春日神社、立石の道しるべという意見に加え、神戸の市街地がすぐ近くにあるという状況にもかかわらず、今なお残っている昔ながらの緑豊かな自然風景を誇りに思っているという意見が目立ちました。さらに毎年秋に行われる春日神社の祭りのときに行われる太鼓行列も注目に値します。

改善すべきところ（図3-40）については、先ほど“昔ながらの自然風景”として挙げられた場所が、その一方で雑木・雑草が生い茂って見苦しいと指摘されています。また、現在利用しているお年寄りのゲートボール場や女性のバレーボール場はきちんと整備された運動場ではなく、単なる広い空き地を利用しているだけなので、新しく公園・運動場を整備してほしいという要望が多くありました。



写真 3-4 地区内の集团的優良農地



写真 3-5 景色の良いワインブドウ団地



写真 3-6 明石側堤防

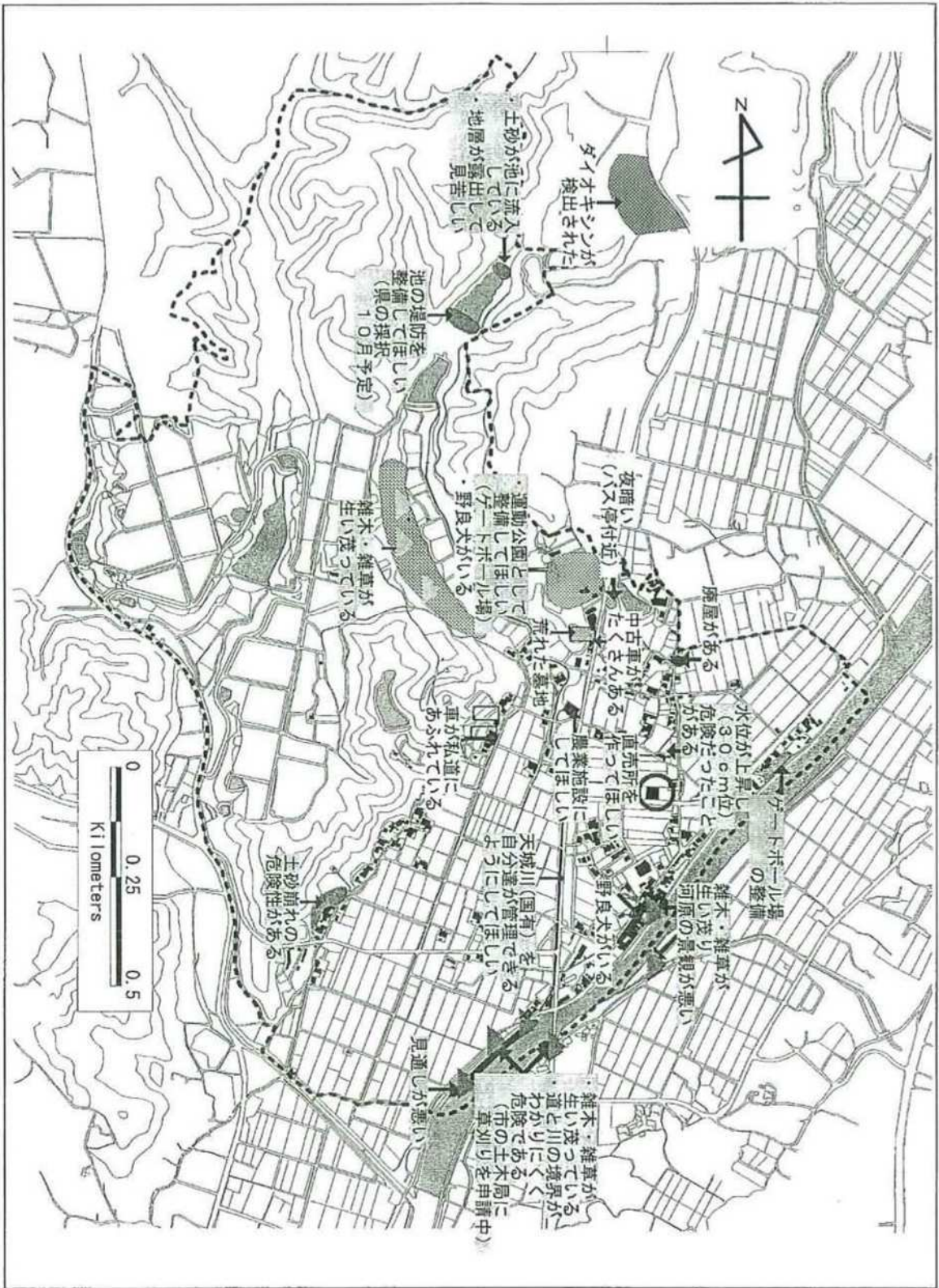


図 3-40 改善すべきところ

3-3-3 広域的な環境

地区には集会所や西戸田郵便局などの公共施設があります。しかし医療施設や大きな商業施設、体育館などを利用したいときには地区外へ出かけなければなりません。平野地域福祉センターなどは地区外とは言えずぐ近くにありますが、買い物には西神ニュータウン方面へ出かける人が多いようです。

(1) 地区外周辺施設

西戸田地区の住民が利用する平野町内の施設は前述した通りで、ここでは西神方面にある施設を以下に示します(図3-41)。

①西区区民センター

市民のための文化活動、レクリエーション、地域活動の場として平成元年4月に開館しました。多目的ホールや6つの会議室、音楽室や視聴覚室などを備えており、また初心者を対象にした半年の定例的な春・秋講座が行われています。コンサート、発表会、名画劇場などの催しやイベントのほか、地域の行事なども行われています。

②西図書館

平成元年に西区区民センター1階に開館しました。一般図書、児童図書、絵本、新聞・雑誌など約5万冊の蔵書を誇り、コンピューターの導入による図書館サービスの迅速化を図り、中央とのオンラインシステムによる蔵書検索などが行えます。

③西神医療センター

神戸市西神地域の医療拠点として、平成6年に開院しました。地上10階、地下1階の構造で、内科、小児科、外科など17診療科目を持つ総合病院で、病床数500床を誇る。また、2次救急の中核病院として、地域の医療機関や3次救急医療施設との連携のもとに、24時間体制で救急患者を受け入れています。

④埋蔵文化センター

センターのある西神中央公園には人、馬、家、朝顔型の埴輪、銅鐸のモニュメントが並んでいます。これらは本物から型をとった精巧なもの。銅鐸は実際に鳴らすことができる。また、館内には高塚山古墳から移築復元した本物の石室も展示しています。学習オリエンテーリングコースでは、古代人が生活に利用していた樹木を栽培。3コースに分かれて、楽しみながら古代人の暮らしが学べます。

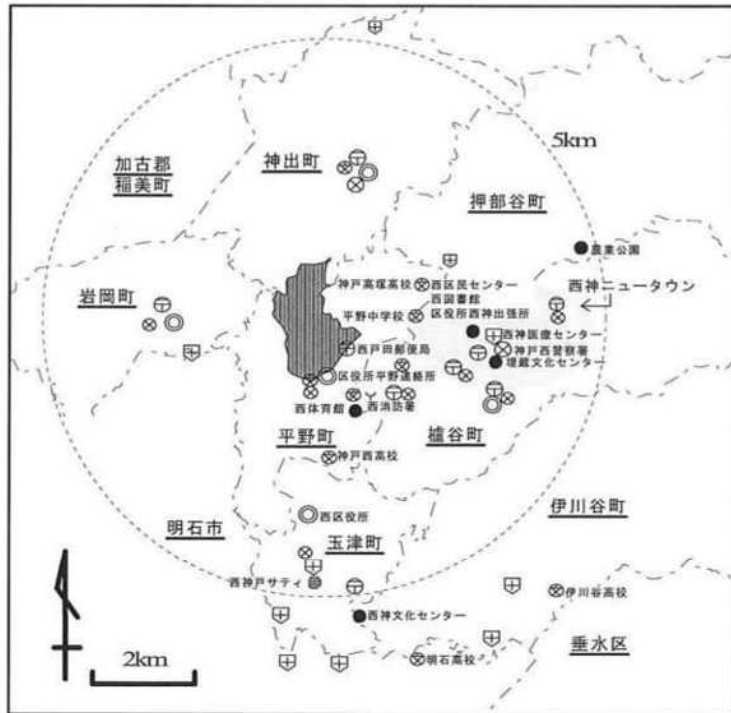


図3-41 地区住民が利用する諸施設の位置

⑤西体育館

平成元年に、区民が気軽にスポーツを楽しめる施設として開館しました。およそ 1000 m²の広さを持つ競技場、体育室、トレーニング室や会議室などを備えています。また、年間を3期にわけ、健康エアロビクス、卓球、バドミントン、親子体操などの教室やトレーニング機器講習会、スポーツ相談なども行っています。

⑥農業公園

昭和 59 年に市民の憩いの場としてオープンした神戸市を代表する施設の一つ。南欧風のワイン城をはじめ、バーベキュー広場やプールなど、レクリエーションゾーンとして様々な施設が設けられています。周辺にはワイン専用ブドウ団地や、なし団地が広がり、存分に自然を満喫できます。春と秋のワイン祭りをはじめ、一年を通して多彩なイベントが催されています。

高校生以上の住民が仕事や買い物、レジャーで外出することの多い方面(図 3-42)は、西神中央方面が 56%と圧倒的に多く、これは買い物などの主な生活関連施設が西神中央に集中しているためだと考えられます。年齢別にみると、どの年齢層でも多くの人が西神中央へ出かけていることがわかりますが、50 歳代と 70 歳以上には当地区内の施設を主に利用している人が 20%近くいることがわかります。その他には玉津・岩岡方面、東播地区、大阪方面という回答がみられました。

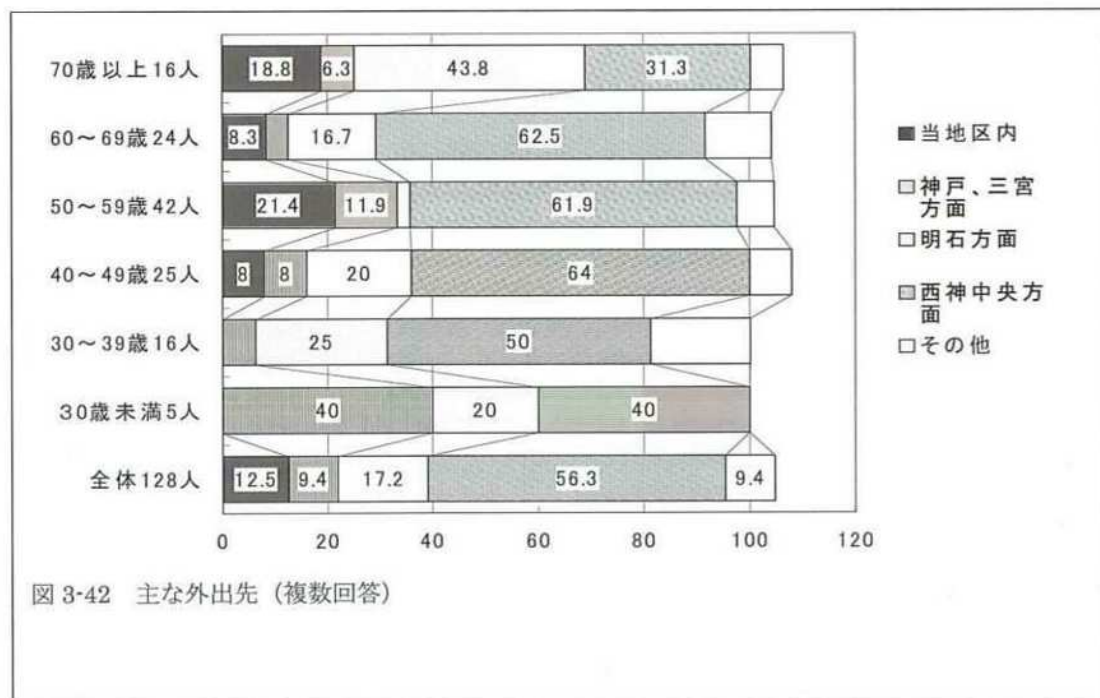


図 3-42 主な外出先（複数回答）

(2) 道路・交通網

本地区周辺の生活関連施設へ通じる道路・交通網の様子を図 3-43 に示します。

西戸田地区を南北に貫く国道 175 号線は、南は明石市から、神戸市西区、三木市、兵庫県東部、福知山市、京都府北部舞鶴までつながっています。この道路は地域における主要幹線道路で、朝晩の通勤・帰宅時間に深刻な交通渋滞を引き起こすだけでなく、昼夜を問わず、大型トラックから軽自動車までが通行しています。この他に第 2 神明道路(国道 2 号線)

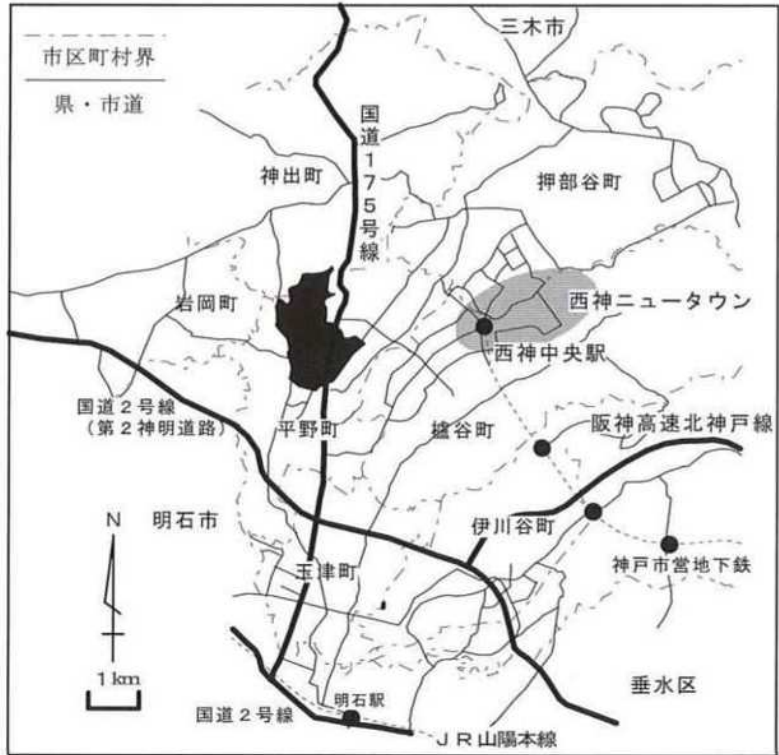


図 3-43 地区周辺の道路・交通網

があり、瀬戸内海沿いを大阪から下関方面まで走っています。

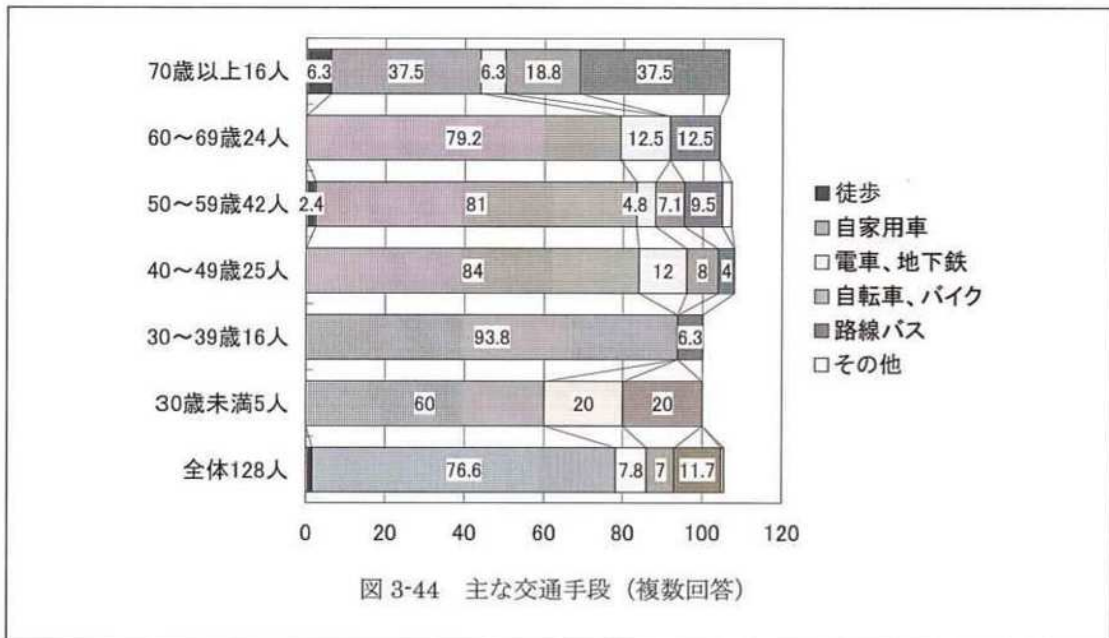


図 3-44 主な交通手段 (複数回答)

鉄道は神戸市営地下鉄が西区の西神中央方面から神戸市の中心部へ乗り入れており、また JR 山陽本線が明石市を走っています。

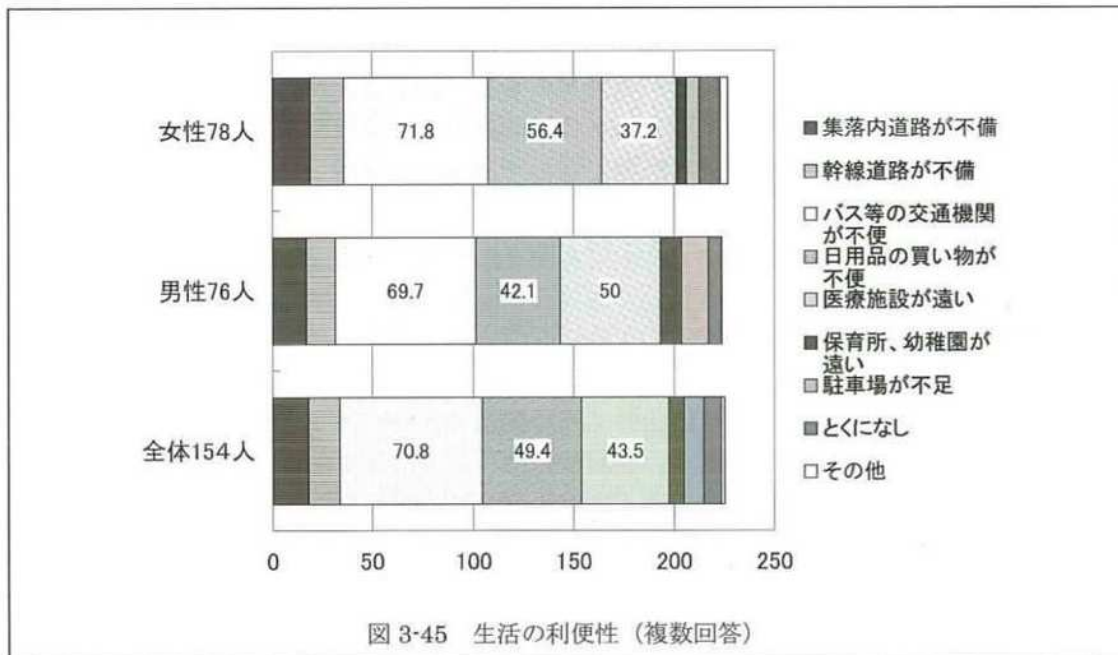
また、路線バスでは、神姫バスが明石方面から三木方面、175 号線—野村明石線の印路—中村西戸田線—平野三木線—堅田線を経て西神中央方面へ、国道 175 号線—西神 5 号線を経て西神中央へ、175 号線—高和宮前線經由西神中央方面へなどがあります。神戸市バスでは、西神中央方面体育館—175 号線—高和宮前線—堅田經由西神中央方面への 1 路線があります。しかし自家用車の年々の普及に伴い、175 号線を運行している神姫バス路線の本数は減少の傾向にあります。

高校生以上の住民に対する仕事や買い物で出かける際に利用する主な交通手段の設問（図 3-44）については、自家用車を利用すると回答した人が圧倒的に多く、76%を占め、年齢別にみると、30 歳代から 60 歳代までは自家用車の利用が多いですが、70 歳以上になると路線バスの利用に回答する人が多くなり、37%を占めています。

生活の利便性についてのアンケートでは（図 3-45）、「バス等の交通機関の便が悪い」の回答が全体では 7 割を超えています。この地区から西神中央方面へ行くバスは 1 日に 2 本程度しかない現状を反映しているといえます。食料、日用品の買い物先や医療施設が遠いのは西神中央方面へのアクセスを指しています。自家用車を利用できる人にとっては西神中央方面へのアクセスにあまり不便は感じないでしょうが、主にバスを利用している人にとっては時間やお金の面からかなりの不便があると考えられます。



写真 3-7 県道平野・三木線沿いのバス停



第4章 計画対象地区の課題

4-1 土地利用の課題

本地区の土地利用は現況分析から明らかになったように、山林・緑地の占める割合が高く、昔ながらの自然風景が多く残されています。地区住民の今後の土地利用に関する意向はアンケートの自由回答欄に書かれた「これ以上田舎の風景をなくさないでほしい」という言葉に代表されるように保全志向といえます。

農家世帯主の中では2軒が、今後10年以内に農地の一部または全部を転用、あるいは売却する希望がありますが、具体的な転用内容は不明です。農業振興地域内での農地の転用については、許可を得ない限り希望する用途に変更することはできません。また、市街化調整区域でもあるため、転用できる内容は厳しく制限されています。必要以上の資材置場や廃車置場への転用が増えないように、共生ゾーンの「農村用途区域」を皆で検討・設定し、皆で守っていく姿勢が必要です。

4-2 営農の課題

(1) 農業従事者について

本地区では圃場整備後に専業農家数が増加したものの、全体的にみると第Ⅱ種兼業農家が圧倒的に多く、30歳代と60歳代の男性農業従事者が多い状況です。さらに年齢が高くなるにつれて農業従事者の割合が上昇し、70歳以上になると市民農園利用者が増加しています。

離農志向は60歳以上に強く見られます。さらに全体的には農業収入の占める割合を下げる方向に考えている人が多いですが、現状のまま農業を続けると考えている人も多い傾向にあります。

このような特徴をもった地区における農業従事者に関する課題としては、後継者問題があげられます。アンケート結果によると自給的農家と第Ⅱ種兼業農家に後継者が少なく、また自由回答欄に「農業後継者問題に悩んでいる」とも書かれていました。一方で営農部会では、総体的に「当地区にはしっかりとした後継者がいる」という意見であり、この問題はそれほど深刻ではないように思えます。ただ、「後継者不足問題に全く悩んでおらず、これから先も悩むことはない」と断言できる状況ではないので、この問題については、将来の農地保全や食料確保のためにも何らかの対応が必要と思われます。

(2) 圃場状況について

当地区では1979年から1984年にかけて圃場整備が行われました。その結果ハウス施設栽培に専業で取り組む農家が増え、圃場整備は一定の成果を上げたといえます。しかし、一部では整備後も依然水位が高く、排水状況の悪い圃場が存在するという問題があり、本計画の対象課題とします。

(3) 転作について

西戸田地区の転作率は45%近くにまで上昇し、転作目標面積を達成するための個人対応は限界にきています。国内で米が余っているのは事実ですが、世界の人口が増え続けているため、長期的・広域的な観点からみると、将来食料危機になると予測されていま

すが、当面は、「圃場整備によって農地は整えられる一方で減反政策は続く」ことは明らかです。

本地区では「田んぼは大切である」という潜在的な意識があるため、現時点での荒廃農地は少ないですが、今後さらに転作面積が増えて人手がなくなると、転作休耕から荒廃農地が増える恐れがあります。農地が荒廃していくことに不満をもっているのは農家だけでなく、農業に携わっていない非農家の中にも周囲の荒廃農地に対して見苦しいと不快感を覚えている者は少なからずいる状態です。したがってこの転作に関する問題はこの地区の農業における大きな課題であると同時に生活環境における課題として、早急に対応しなければいけません。

(4) 農業機械について

現在本地区においては、各農家がそれぞれ水稻栽培に必要な農機具を所有し、機械に対する過剰投資が目立っています。農業機械の過剰投資を農家自身は自覚していることは、専業農家と兼業農家を中心に農業機械の共同利用を強く希望しているというアンケート結果からも導き出せます。農業機械の共同利用は、機械の過剰投資の対応策として農業の生産効率を上げるだけでなく、さらには集落営農への足がかりになるだろうと思われれます。

(5) 流通・出荷について

流通・出荷についてのアンケートによって、第Ⅱ種兼業農家と専業農家は直売所の設置、農協による販売体制の強化を要望し、第Ⅰ種兼業農家と自給的農家は市場などの情報の提供を要望していることがわかりました。「これからの農家は生産するだけでなくセールスを行うことが必要である」ことを認識している表れだといえます。現在は“つくる農家”から“つくって売る農家”への移行期だと考えられる。この状況に置かれている農家は、売る農家としてさまざまな試みをしなければならず、地域の販売拠点となる直売所の設置を第一の課題として、流通・出荷に対して、さまざまな方法を画策することが課題といえます。

(6) ゴミの不法投棄について

農地における問題点として第一に挙げたのがゴミの不法投棄でした。この問題に関しては農地を生活環境の場としてとらえることとし、生活環境の課題として取り上げます。

4-3 生活環境の課題

4-3-1 道路環境の課題

当地区は国道175号線、県道平野・三木線、市道中村・西戸田線における通過交通が大きな問題となっています。具体的には車の交通量が多い割に幅員が狭い、継続的な通過交通のため歩行者が容易に横断できない、車の騒音がひどい、という指摘が地区住民から挙がっています。また交通量が多いため歩行者の危険性が増すという根本的な問題は無視できません。これらの通過交通に伴う問題に対処し、通過交通のための道路として、というよりむしろ地区住民が日常生活で快適に利用できる道路として整備することが、地区住民の安全性・保険性等を向上するためにも必要だといえます。

また、道路の幅員が狭く拡幅してほしいという希望が出ている地点が4箇所、雑木・雑草が生い茂り、道と川の境界を判断しにくいと指摘を受けている地点がいずれも明石川沿いに2箇所あり、これらへの対応が必要です。さらに通過交通に対応するだけでなく、自家用車が主な交通手段である地区住民の通行のためにも必要な道路幅員の確保などの道路環境改善が課題として挙げられます。

4-3-2 生活環境の課題

生活環境の整備の要望についてのアンケート結果によって、地区住民は西戸田独自の新しい公園・運動広場の整備を強く要望していることがわかりました。本地区には地区住民が利用できる公園がないため、西戸田地区に住む子供がバレーボールの練習をする時などには、小学校の運動場や隣接する常本地区の公園まで足を運ばなければなりません。また西戸田地区の婦人がバレーボールの練習をする場所、地区の高齢者がゲートボールをする場所はいずれも明石川沿いの県の管理地ですが、その場所は運動広場として整備されていないので、休憩する場所などがなく、不満の声が上がっています。したがって、公園、運動公園の整備は重要な課題といえます。

また、ゴミの不法投棄の問題があります。特に農地に空き缶などのゴミが捨てられた場合には、景観が悪くなるだけでなく農業にも支障が生じます。自分達の住む地区にゴミを捨てるという人はいないと考えられることから、ゴミの不法投棄は地区内道路を通過する運転者によるものが大きいかと思われます。したがってこのゴミ不法投棄問題は地区内住民だけが対処すべき事柄でなく、地区外住民も対象に対処すべきであり、またそうするように促すものでなければなりません。同じ種類の問題点として飼い犬の糞の不始末への苦情が多く、この問題への対応も必要です。

一方、本地区に残されている昔ながらの自然風景については、雑木・雑草の処理作業で管理を行えば、見苦しいところが自慢できるところに好転することが現況分析により明らかになりました。除草作業に加え、その後の管理問題も視野に入れた自然環境保全策が必要であるといえます。

第5章 里づくり計画

平成12年5月からの点検調査や里づくり協議会で本地区の問題点がいろいろと浮かび上がってきましたが、これらの問題点を明確にして、解決をめざすことが「里づくり計画」の趣旨です。

この章では、まず基本方針を設定し、この基本方針に基づく問題解決のための方法を「土地利用」、「営農」、「道路環境」、「生活環境」の4項目に分けて述べます。

5-1 基本方針

本地区住民の今後の地域整備に関する意向はほぼ保全志向で、転用を認めたとしても一部のみということであり、本地区は昔ながらの自然の風景が多く残っている地区で、住民もそれを誇りに思っています。したがって、この自然風景をうまく保全活用する方向で、地域にとって利益のある開発以外の開発は抑制する計画とします。

またこの計画の基本は、西戸田地区に住んでいる人が、キャッチフレーズが示すごとく、『住んでよかった、この西戸田に』と感じられるような計画とします。

5-2 土地利用計画（用途区域区分）

本地区の土地利用は、北西の山林・緑地とブドウ畑、南東の農地と宅地という様に、土地利用用途がはっきりと分かれています。また、今後保全活用すべき農地の区域と現在指定されている農振法の農用地区域も現況とほぼ一致しています。したがって、今回の「共生ゾーン条例」に基づく用途区域区分は以下のようになります。

・農業保全区域

ほ場整備事業実施農地を主体とする面的な広がりを持つ優良農地と、農地造成によるブドウ畑を「農業保全区域」とし、営農の拠点区域とします。

・環境保全区域

現在の里山・山林緑地部分を環境保全区域とします。

・集落居住区域

本地区の集落は、主に旧街道（県道平野・三木線）沿いと旧西戸田公会堂付近、および権願寺池付近等に集まっています。この既存の住宅部分を中心に集落居住区域とします。なお、今後予想される分家住宅的な土地利用は、出来る限りこの区域内に誘導します。

・特定用途区域A

神戸市は、保養所跡に建設省の助成によって3年後をめどにCCP（Country Community Park：田園コミュニティーパーク）をつくる予定です。この公園予定地を特定用途区域Aに指定します。

	農業保全区域	環境保全区域	集落居住区域	特定用途区域(A)	合計
面積	101.3ha	86.8ha	22.1ha	2.0ha	212.2ha
率	47.7%	40.9%	10.4%	0.9%	

【CCP（田園コミュニティパーク）】

田園コミュニティパーク整備事業は、平成2年1月に発表された「田園コミュニティパーク構想」に基づくものです。農村地域におけるライフスタイルの変化やコミュニティ活動の活性化を受け、農林業と調和を図りつつ農村生活環境の基盤整備の充実を目指しています。地域住民の交流・スポーツ・レクリエーションの拠点となる都市公園として整備します。この事業は計画から設計・管理に至るまで、地域住民の参加と対話による公園づくりをめざしています。

北区・西区の市街化調整区域内に1町1公園を配置するもので、規模は1.0haを標準とします。西区には現在、樋谷町公園、伊川谷町公園、岩岡町公園、神出町公園がCCPとして整備されています。

・土地利用計画への位置づけ

下記の土地利用を計画に位置づけるものとする。

(1) 位置づけする施設等

① 運動・レジャー施設（サッカーグラウンド）〔令和3年11月9日申請〕	
位置及び面積	神戸市西区平野町印路字二ツ塚 681-1 山林 の一部
	神戸市西区平野町印路字二ツ塚 681-2 山林 の一部
	神戸市西区平野町印路字二ツ塚 681-3 山林 の一部
	神戸市西区平野町印路字二ツ塚 681-9 山林
	神戸市西区平野町印路字二ツ塚 681-35 山林
	神戸市西区平野町印路字二ツ塚 681-36 山林
	神戸市西区平野町印路字二ツ塚 681-46 山林
	神戸市西区平野町印路字二ツ塚 681-50 山林
	神戸市西区平野町印路字二ツ塚 681-55 山林 の一部
	神戸市西区平野町印路字二ツ塚 681-56 山林
	神戸市西区岩岡町印路字二ツ塚 682 山林 の一部
農村用途区域	環境保全区域
用途の概要	上記計11筆・12,050㎡の内9,007.85㎡にサッカーグラウンド等を整備。
計画図	

これらの用途区域区分図を図 5-1 に示します。

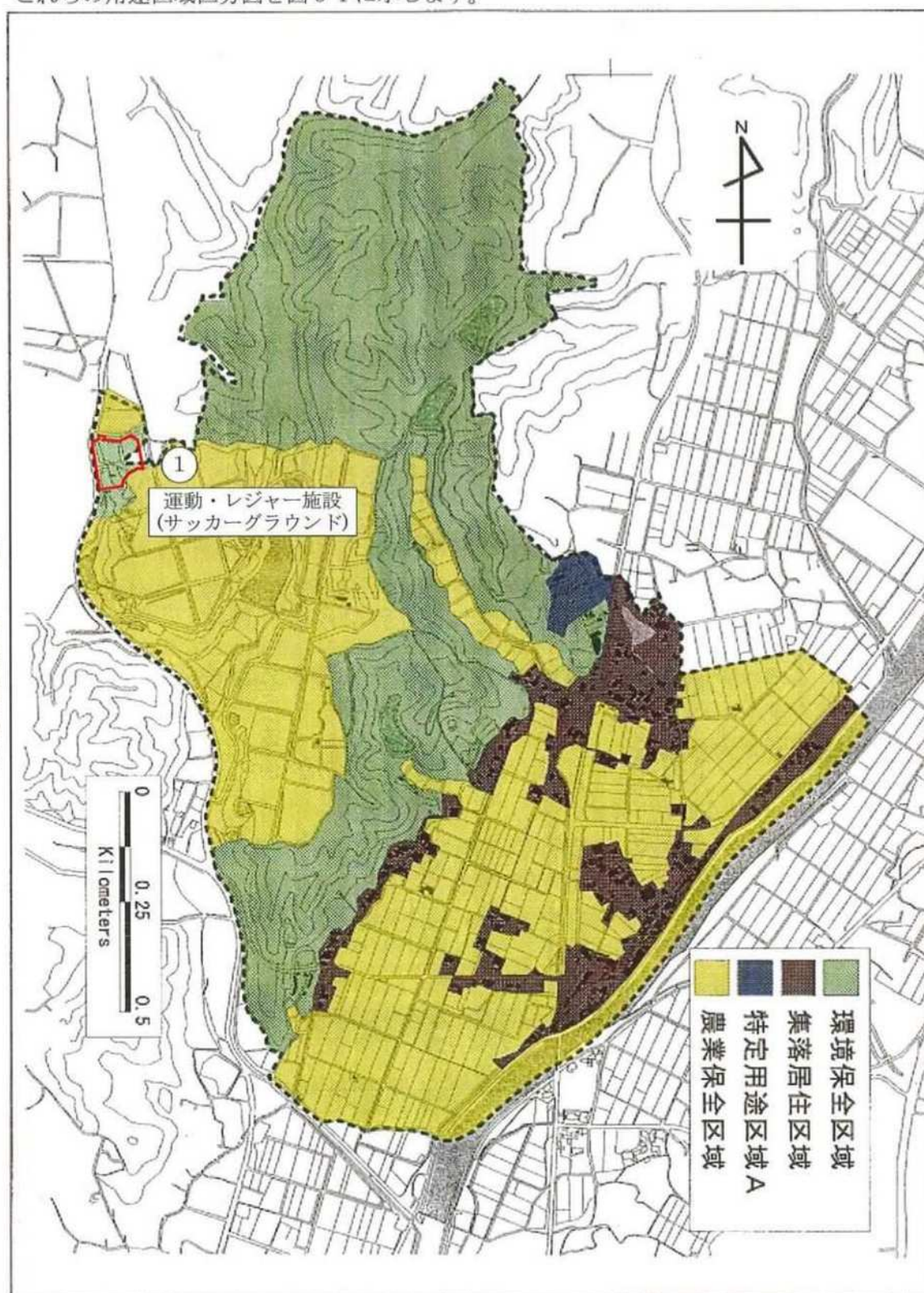


図 5-1 農村用途区域区分

5-3 営農計画

(1) 担い手対策

西戸田地区の農業の中核となるべき認定農業者は現在5名ですが、産業として成り立つ魅力ある農業を展開し、安定的な経営をめざすために、経営構造対策事業による複合経営促進施設等の生産性の高い施設や栽培における新技術の導入を図り、認定農業者としての農業経営者のライセンスをもって経営向上をすすめます。なお、事業実施にあわせて、将来的には7名以上の認定農業者を確保します。

一方で、西戸田地区にはしっかりとした農業の後継者があることから、当面はこの後継者を地区全体で支援していくこととします。

また、定年退職者も含めた新しいUターン後継者も積極的に地区全体で支えていくこととして、後継者をもつ農家だけがその後継者を育てるのではなく、地区内農家全体でその後継者を地区農業後継者として支援していくものとします。

なお、現時点では後継者不足にひどく困っている状況ではないといえますが、この状態がこれから先も続くとは限りません。特に、産業としての農業が必要と認識されながらも、同時に軽視されつつある風潮がこの地区にまで押し寄せてこないようにしなければなりません。そのためには、これからも日々農業の大切さを次世代に伝えることが必要で、農業に幼いころから親しみを持たせ、農業への後継意識を高めることが必要です。

(2) 農地整備

圃場整備実施後も、一部の農地で依然として水位が高く、作物を作りにくい圃場があります。このような不都合な状態の圃場がかたまっているところの土層改良などの農地基盤整備を検討します。また、個別対応の農地基盤整備として、暗渠排水や畦・土手の改良も方法として有効です。

(3) 転作

西戸田地区には自家用飯米農家が多く、転作目標面積の個別対応には限界がきており、これ以上の転作面積の配分はかなり難しい状況にきています。この状況を脱するために、今後はこの転作面積の達成を地域農業の問題として取り組んでいく必要があります。

その手法として「ブロックローテーション」による転作の集団化が挙げられますが、自家用飯米農家の多い当地区においてブロックローテーションを導入するときは農家全員が協力し、同調して導入しないとできません。したがって、前もって農家全体で十分な話し合いを行い、綿密な計画を立てることが必要です。

(4) 貸し農園・市民農園

西戸田地区の農地をこれからも保全・管理し、転作対応策の一つにもなる有効な手法として貸し農園の設置を検討します。

貸し農園を整備するときには、周囲の環境を悪化させないように、駐車場とトイレを必須施設として整備します。ただし、当地区周辺には貸し農園は多くあり、これらの他の貸し農園に負けない魅力を持ったものを整備する必要があります。施設の充実度が増すにつれて施設利用料が増大し、高額な料金を払ってまで借りる利用者がいるかという疑問もありますが、現在の傾向としては、少々高額であっても快適であれば借りる人が多いです。また更に、利用者の標的を、例えば西神ニュータウンにあらかじめしぼって計

画し整備することが望ましいです。

農園の形態としては、整然とした窮屈な雰囲気の農園ではなく、心に安らぎをもてるくらい広々とした、自然環境特有の曲線を基調とする農園を整備します。栽培指導にあたっては高齢者の協力を求め、高齢者にとって生きがいの一つになるようにします。

(5) 地域特産物の生産振興対策

西戸田地区は昔から「神戸の穀倉地帯」と呼ばれるほど、農地は米作に向いており、取れる米はおいしく、水稻栽培をするのに適した気候・水利条件が整った地域であるといえます。また、圃場整備後にはハウス栽培が容易となり、ハウスでトマトや軟弱野菜を栽培する専業農家が増えており、農地造成により植栽された加工用ブドウも最盛期を迎えています。

このため、従来どおり当地区の農業の主要作物は水稻、トマト、軟弱野菜、ワイン用ブドウですが、他に、多様な作物にも対応します。そしてトマトに関しては品質の維持と量の安定確保に努めます。品質を維持するために、農協に糖度計測システム導入を要請し、経験がなくても糖度が計れるようにします。また、転作に対応するため、基幹的なトマト、軟弱野菜を今後も主力にしながら、端境期や裏作として栽培できる作物を試験的に栽培し、市場の需給状況を見て消費が見込まれる適作物を模索します。

また、生産振興対策の一環として、経営構造対策事業(表5-1)を地域の認定農業者が中心になって導入します。なお、施設整備にあたっては、①連棟化により、単棟と比べて側面部材の減量化をすすめ、コストの軽減をはかります。②耐久性の高い外張り資材(硬質フィルム)により、独立基礎と軽量構造部材を採用し、コスト減を可能とします。

ブドウ栽培については、有機質の施用により、品質で特に糖度を高めて、安定的な経営を目指します。

表5-1 経営構造対策事業の内容

事業種目	事業主体	受益戸数(戸)		事業量	事業内容
		受益面積(ha)	うち担い手		
特認事業	兵庫六甲農業協同組合	4戸 1.51ha	4戸	軽量鉄骨ハウス 15,100㎡	複合経営促進施設
土地基盤整備事業	西戸田ハウス生産組合	4戸 0.9ha	4戸	L=330m	用排水改良
経営構造整備附帯事業	神戸市			一式	調査・分析指導研修

(6) 集落営農

西戸田地区においては、平成3年に「西戸田地区農用地利用規程」により集落営農の考え方をもち込み、農用地利用改善団体活動としての取り組みの実績があることから、里づくり計画を策定にあわせて、再度、農用地利用規程による農業活動を見なおし、新たな農業的土地利用を考えるきっかけとします。特に水稻関係の機械の過剰投資を避けるため、農用地利用改善団体活動として集落全体で農業機械の合理化を進めていきます。

この機械の合理化は、集落営農の足がかりとなると思われます。

農業機械の利用時期が集中しないように、機械の共同利用化にあたっては、使用時期や機械の手入れなどの維持管理についてのルールを、あらかじめ取り決めておくことが必要です。また、機械の個別所有から共同利用へ移行するタイミングとしては、現在使っている個人所有機械が故障すれば新しく購入せずに共同利用することが考えられます。共同利用する機械は現在地区内にある個人所有のものを提供し、その提供者が利用料をもらえるようにします。提供者にとっても、利用者にとっても、この機械の共同利用によって生産効率が上がるような料金体系を定めます。

具体的には、まずオペレーター組織を整え、コンバインから導入を検討します。そして集落営農の最終的な目標は、農用地利用改善団体活動により集落全体で米及び転作をブロックローテーションで実施し、灌水調整も共同で実施することを目標とします。

(7) 流通・出荷・直売所の設置

良質な農産物をコンスタントに生産するのとあわせて、市場出荷、直販、インターネットによる通販等あらゆる販売ルートを活用して、有利で安定的な販路の確保に努めることがまず必要です。都市近郊農業地域の特徴を十分に活かして、必要としている消費地へ、鮮度が大切な野菜、果物を直接届けることができるような手法を考える必要があります。

有機野菜の需要が今なお多く、外食産業の中には、“新鮮な有機野菜を産地から直接仕入れ、調理している”ということ売り文句にしているところもあります。付加価値のある農産物を生産するこのような産業と連携することも一つの手段です。

現在、平野には JA 兵庫六甲が運営する直売所が 1ヶ所だけ有ります。ただ、この直売所に出荷を希望している農家は 60 軒あり、予約待ちの状態が続いています。西戸田地区では現在 1 軒の農家しかそこに出荷できておらず、直売所の強い設置要望が強く、それがアンケートの結果にも表れています。

このため、直売所を西戸田地区独自に設置することを検討します。西神地区の需要者を対象に、西戸田地区の農産物の販売拠点としての直売所を設置します。また更に、多品目の販売ができるように、今後も出荷予定者全員で栽培出荷作目の調整に努めます。

5-4 道路・交通整備計画

(1) 国道 175 号線拡幅に伴う安全な横断手段の確保

『国道 175 号線については、道路の拡幅計画により用地買収も完了しており、近々拡幅工事が施工されていく予定です。

安全な横断手段の確保が求められる国道は、従来から西戸田集落の真中を南北に通過しており、集落を二分する状況でしたが、今後の拡幅によって、場合によっては今以上に集落機能が分断され、歩行者は勿論、農業用低速車（コンバイン・田植機等）の横断に支障が生じ、危険がますます増加する恐れがあります。

地域が提案する安全な横断手段として次の二点を提案します。

- ①集落の中心に近い西戸田交差点（三差路信号付）の西側の天城川に新たに架橋し、道路との接続で十字交差点とし、安全に横断可能なように提案する。そうすることで、国道 175 号線の東部に居住する住民の西地区にある自治会館への行き来、並びに国道

を越えての農業作業での最低限の安全性と利便性が確保出来る。

- ②現在自動車の通り抜けが多く、事故発生も多い勝明寺からの横断交差点に信号（押しボタン式でも可）を設置し、歩行者・農業用低速車の安全横断を確保する。
- ③現在国道 175 号線の拡幅に伴い、横断箇所として、集落の南端（十字交差点・信号付）と北端（トンネル式）が計画されているが、右折レーンの設置等、より利便性を高める配慮を期待する。

(2) 道路拡幅・歩道設置

県道平野・三木線は、旧街道で昔からの町並みが残っています。また小学生が通学路として利用している道のひとつです。したがって車の通る道としての役割と同時に、歩道としての役割も十分に果たさなければなりません。

そこで、歩行者の安全を確保できるように、車の減速を促す対策が望まれます。

市道中村・西戸田線については、現地調査時に一部だが両側段差付歩道の設置工事中でした。この道は、通過交通が多いと何度も指摘を受けた道なので、前線拡幅・段差歩道確保で早期整備が必要です。

なお、この地区の道路の幅員状況は、3.5m幅員が全体の 25%、2.0m～3.5m幅員が 50%、2.0m以下が 25%です。3.5m以上の幅員を持つ道路は上記の 3つの道路で、他は 3.5m以下となっています。車が主要な交通手段である本地区住民にとって、道路幅員が車のすれ違うのに難しいものであることは、普段の日常生活を送る上でも不便であると考えられます。そこで地区内の道路のうち、地区住民が日常利用するであろう道路、住宅沿いの道路や家から主要な道路へつながるものについては、用地の確保等非常に難しい面もありますが、将来の目標として、すべて幅員 3.5m以上に拡張することをめざします。さらに通学路として利用されているものには段差歩道の設置、あるいはガードレールの設置を検討します。あるいは最低でも車道と歩道の境界を明確にする 2本線を引くことで対応します。

(3) 街路灯等の設置

当地区には、電信柱に付属という形式で、街路灯は多く設置されています。しかし、夜に外出すると暗くて危険だという指摘はアンケートでも、現地の聞き取り調査でも依然として多くあり、特に国道 175 号線沿いの「西戸田上」と「平野橋」のバス停付近は、聞き取り調査において「夜暗くて危険である」という指摘が多くありました。そこには簡易待合所（屋根のついたもの）と、街灯押しボタン式信号が必要です。

また、自治会館前の進入道路も自治会館への公道として市に移管したうえで、街灯の設置が望まれます。

(4) 騒音対策

騒音がひどいという指摘のあった 1 地点は、スピードの速い車が通るときの騒音だと考えられるので、その地点には速度制限を促す立て看板など運転者の注意を引くものを設置します。また、場合によっては速度制限を促すバンプを設けることも検討されます。（バンプ ⇒ 路面に小さな衝撃物を設置し、振動により車を減速させる突起物）

(5) 散策路・里道の整備

西戸田地区は、昔からの豊かな自然風景が数多くあり、地区住民もそれを誇りにしています。自慢できるところ・保全したいところを取り上げられた自然風景の残る地点を

地元の住民が散策できるように既存の里道の危険箇所を改修整備します。

その一つとして、新池と砂止池に通じ、現在も一部の人が散歩道として利用している道で、この道を安全に利用できるよう危険な箇所を改修整備します。この散策路整備は新池、砂止池の整備と一体的に行うのが望ましく、新池と砂止池の周りも散策路として活用できます。

ワイン用ブドウ団地内の眺めの良い地点は、通常はブドウ生産活動の場であるため、散策路としての通行は不可能であるが、年に1~2度、集落の親睦活動に開放し、集落活動の円滑化に活用します。

最近、歩くことは日頃の運動不足解消につながり、また健康にも良いと改めて注目されているので、住民がこの西戸田地区の昔からある自然に触れてもらえるきっかけになります。ただ、散策中のゴミのポイ捨て問題が生じないように啓蒙対策を講じる必要があります。

以上の計画の対象地点を指摘した地図を図5-2、図5-3に示します。

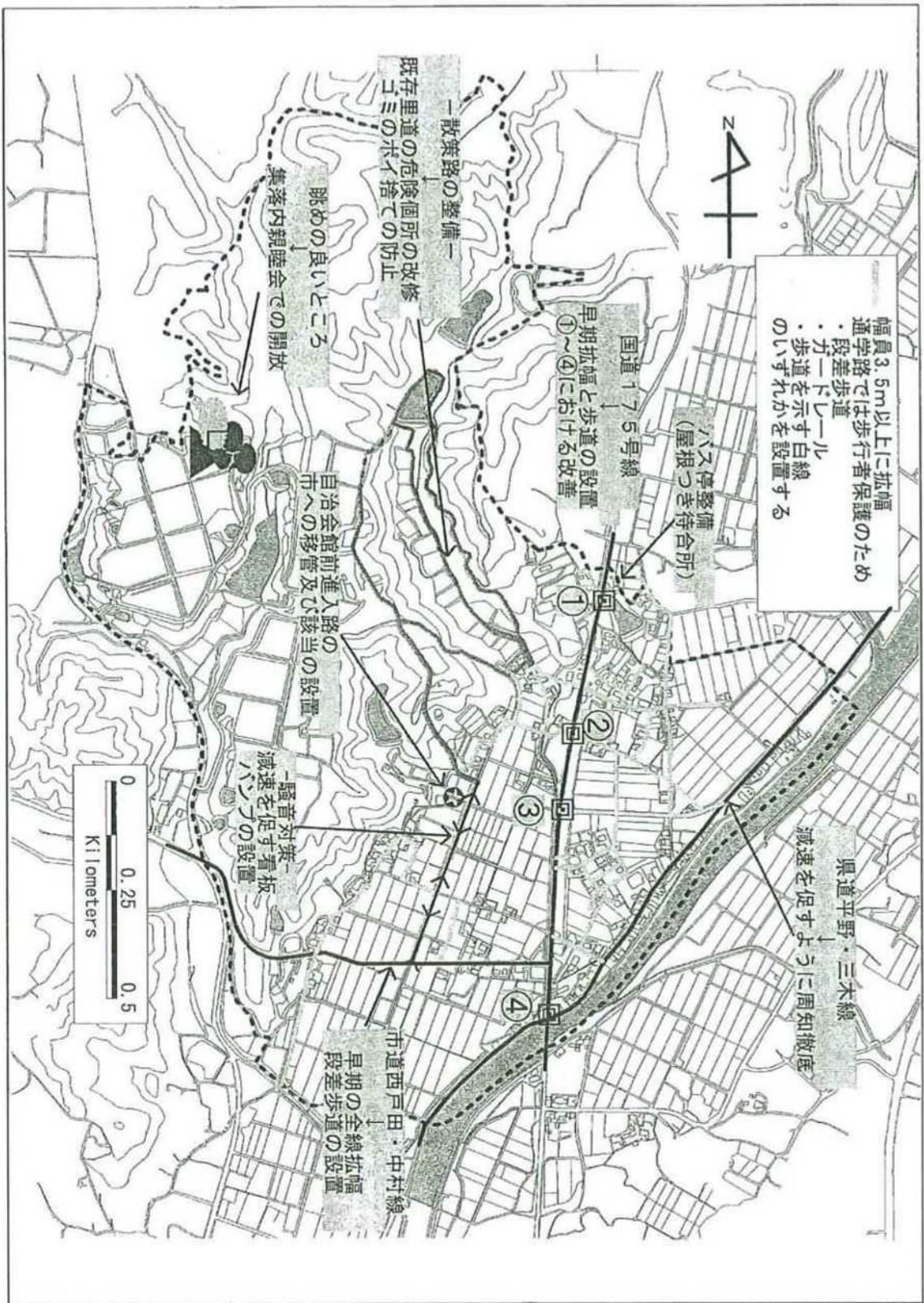


図 5-2 道路・交通整備計画 (全体)



図 5-3 道路・交通整備計画 (R175 関係部分)

5-5 生活環境整備計画

(1) 公園整備計画

アンケート調査で最も要望が強かったのは、新しい公園の整備です。しかし当地区には平野町 CCP（田園コミュニティパーク）の整備計画予定地があるため、西戸田地区固有の公園は新しく整備される予定はありません。CCP は平野町全体の公園として整備される予定ですが、現在公園を持たない西戸田の住民が、おそらく西戸田地区内に新しくできる CCP を最もよく利用するであろうと考えられるので、この CCP を西戸田地区の公園とみなして整備内容を検討します。

CCP は、幅広い年齢層の人の新たな憩いの場として整備されなければなりません。付近の住民に四季を通じて利用してもらえるために、春は桜の下でお花見ができ、夏はバーベキューをして、秋は紅葉や銀杏が色づくのを楽しみ、冬はジョギングができる、という設定をして、子供が遊ぶ遊具のある広場、子供からお年寄りまでがスポーツを楽しめる運動競技場、のんびりとスポーツ観戦ができる空間、春のお花見と秋の紅葉を楽しめる疎林広場の整備が望まれます。

(2) 西戸田ふれあい広場の整備

老人会でゲートボール場として整備してほしいと要望があった県道平野・三木線沿いの県の管理地については、老人会の人々がゲートボール場、グラウンドゴルフ同好会の練習場として利用しているだけでなく、子供が遊び場としても利用しているので、運動場として整備する必要があります。入り口はもう少し広くし、全体をフェンスで囲み、また屋根付の休憩場所を設けます。婦人会の人々がバレーボールの練習場としても利用されるような多目的の運動場がイメージされるので、その他のものは設置しないで、単純な運動場としての整備が望まれます。なお、管理の方法に問題があるものの、トイレの設置が望まれます。



写真 5-1 西戸田ふれあい広場の整備

(3) ゴミの不法投棄

ゴミの不法投棄については、ゴミが捨てられやすい耕作放棄地などを作らないことに対応します。また除草作業と同時に清掃作業を行うことに対応します。

飼い犬の糞の放置については、地区内の回覧版で注意を促し、ひどい箇所には小さい立て看板を設置することで対応します。



写真 5-2 地区のクリーンステーション

(4) 神社などの史跡保全

西戸田地区には、皇大神社、大歳神社をはじめ多くの寺社が存在します。現在これらの神社の管理は主に近隣の住民、氏子が行っ

ており、荒れた状態のものは一つもありません。したがって今後もこれらの神社の管理を継続して行っていくこととします。また、当地区に残っている昔の取水路を親水空間として整備することを検討します。

(5) 自然環境保全

昔からの自然風景で、現在見苦しいとアンケートで指摘されているところは雑草・雑木の除去を行います。明石川付近で、市の土木局に草刈りを申請している地点だけでなく、他に指摘のあった3地点も雑草の除去作業を行う必要があります。

草刈りが行われた後が放置され、また草が伸びてきて景観が悪くなり除去作業を依頼する、という事態が起こらないように、地区住民による維持管理が必要です。現在西戸田地区にある隣保ごとに自分達の隣保区域を定期的に草刈りを行うなど、日頃からの除草作業を住民が主体となって行う必要があります。

現在ごく一部しか使われていない旧開墾畑については、現在の利用者が中心になって環境を改善し、特に農地としての保全の必要が無い土地については、健全な雑木林に戻れることを容認します。

(6) 景観の形成

西戸田地区では、平成5年度に地区内で「共生ゾーンの整備」の一環として桜の植樹を実施し、その後も継続して景観形成を推進しています。また、自治会館の周辺も景観の形成に配慮した維持管理がされていることから、今後も引き続き植樹や管理等を実施して、「四季の花々に彩られる西戸田地区」として、全域の景観を高めていきます。

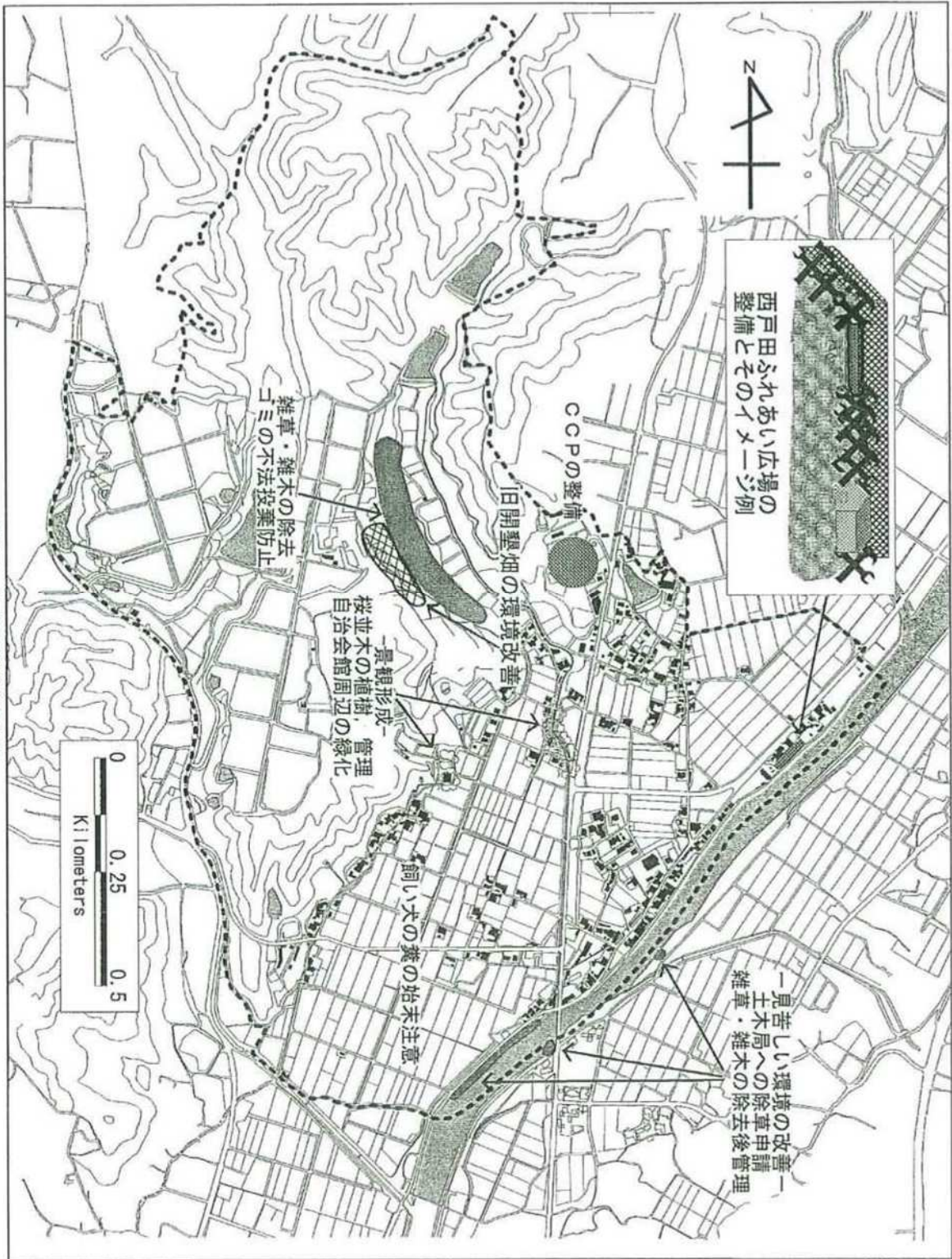


図 5-4 生活環境整備計画

5-7 農村定住起業計画

集落内にある地域資源を活かし、地域の活性化に資するため、下記のとおり農村定住起業計画を策定する。

5-7-1 全体計画

事 項	内 容
<p>里づくり計画の整備方針 地域の目標 ～農村定住起業に 関する方針～</p>	<p>2015年の国勢調査では10年前と比較して75歳以上の高齢者が約1.5倍に増加していた。併せて地区内の総戸数には大きな変化がないにもかかわらず、人口は約70%に減少しており、世帯構成員数の減少・単身世帯化が進んでいると思われる。</p> <p>以上のことから、地区内に現在は5軒存在する空き家が、今後さらに増加することが考えられる。</p> <p>このような地域の課題（高齢化、過疎化、地域活性化）改善に向けて、古民家（空き家）を活用した集落の活性化に地域ぐるみで取り組む。</p> <p>具体的な取り組みは下記に定め、「景膳舎（けいぜんしゃ）」（仮称）をモデルとして事業の進捗に合わせ、その都度、地域住民と起業家において、その成果を検証し、見直しながら段階的に進めていく。</p>
<p>農村定住起業による地域の 活性化の目標</p>	<p>農村定住起業の取り組みでは、里づくり計画の5-3営農計画にある、「都市近郊農業の特徴を活かした新鮮な野菜・果物を消費者へ直接届ける手法」のひとつとして、地域と起業家が協力のもと、里づくりの拠点施設（農村定住起業施設）での従業員雇用、地区内事業者との連携、食材用農産物の生産を調整しながら、将来的には「地域ブランド（ご当地グルメ等）」となる特産品の開発とそのPRを行い、持続的な地域活性化を図っていく。</p>
<p>地域コミュニティへの参加及び受け入れ並びに地域資源の活用の際のルールづくり</p>	<p>地域へ移り住む新たな仲間と将来にわたり、末永く取り組みを継続するためのルールを以下のとおりとし、それぞれが協力し取り組むものとする。</p> <p>〔共通ルール〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家レストラン、カフェ、直売所（農家食堂やマルシェ）では、地域農産物の使用が過半となるように、積極的に起業家と生産者において、企画・計画から食材の提供まで協力のもと行う。 ・地域の課題である近隣道路の交通量の多さに起因する交通安全対策の取り組みとして、公共交通機関での利用を案内する。また、車での利用者に配慮し、駐車場の確保を適切に行い、繁忙期等においては、地区内の安全のため交通整理人の配置等を計画する。 ・騒音、治安等の悪化防止のため、営業時間、酒類等の提供については十分配慮する。 ・地域奉仕として、拠点周辺の清掃等に努め、地域美化に主体的に協力する。

5-7-2 個別計画

地域の活性化に資する農村定住起業の各案件については、下表に定める事項の具体的な内容を定めることとする。

既存建築物の活用に関する事項	
適用区域	原則として、里づくり協議会の全域とする。 ただし、策定時の状況により、やむを得ない場合は、一部区域にする等、地域の実情に応じた設定とする。
施設用途の制限	農村定住起業計画指針に定められた施設用途の中から、可能な施設用途を定める。 なお、専用住宅と兼用して位置づけることも可能とする。
具体的な事業計画	① 地域資源情報として以下の項目を定める。 ・活用する建築物の位置及び所在 ・土地及び建築物の権利関係 ・現在の状況 ② 地域連携情報として以下の項目を定める。 ・連携して活用する地域資源の内容等 ③ 活用者情報として以下の項目を計画書や図面等に定める。 ・活用用途の詳細 ・活用者の住所、氏名 ・地域との連携の状況 ・移住を予定している者の場合は移住予定時期を含めた移住計画
施設周辺における交通機能の確保、駐車場の整備	施設利用者が、周辺交通環境と調和できるように、駐車場等のスペースをあらかじめ確保し定める。
周辺の農村環境や景観等への配慮	良好な住環境の確保や街並みのそろった景観の形成を促進するために定める。良好な集落景観を保全・形成し、地域の個性を発揮するために定める。
その他必要な事項	その他、地域の特性を活かすために必要な事項を定める。

各案件の具体的な内容については、以下のとおりとする。

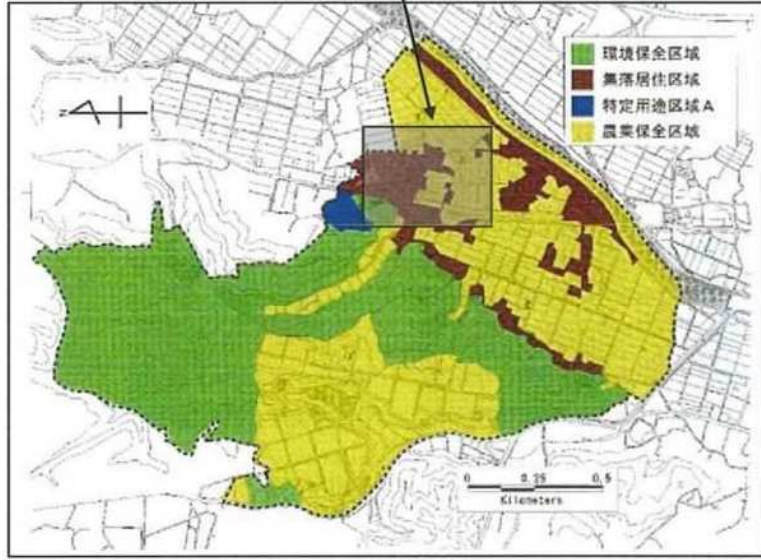
【個別計画①】

既存建築物の活用に関する事項		
適用区域	農業保全区域	
施設用途の制限	里づくりの拠点施設（農村定住起業計画に定める者が設置及び運営するものに限る） レストラン・カフェなどの飲食店及びワークショップ等の開催を目的とした多目的スペース	
具体的な事業計画	① 地域資源情報	
	項目	内容
	活用する建築物の所在地	西区平野町西戸田 611-3、555-1・552-1 合併1
	該当面積	【建物部分】 敷地面積：468.62 m ²

	建物面積：114.27 m ² （1階） 19.38 m ² （2階） 【駐車場部分】 敷地面積：82.00 m ²
土地所有者	
建物所有者	
現在の状況	住居及び農地
② 地域連携情報 上記施設を里づくりの拠点施設のひとつとして再利用し、地元産の米や野菜を中心に活用した料理を提供することで、食を通じて地産地消を図るとともに、西戸田の情報を発信するインフォメーションの場とする。 また、多目的スペースを使用してワークショップ等を開催し、専門家によるセミナー、施設利用者の情報共有、地域資源や食材を使用した特産品の開発、地域の歴史や文化に触れる機会につなげていく。 その他、地域の農家の協力のもと、都市住民による収穫体験イベント等も併せて行い、西戸田地区の魅力を発信していく。	
③ 活用者情報	
項目	内容
定住起業者	
活用用途の詳細	別紙参照
地域との連携状況	地域との連携状況については下記「個別ルール」によるものとする。
〔個別ルール〕	
項目	内容
古民家活用	母屋建物は解体せず活用すること。大規模な建築物の改修、改変は地域住民との協議の上、決定するものとする。
通行ルート	施設への出入りは、原則として「県道 平野 - 三木線」を利用した通行ルートとする。
近隣住民の同意	隣接住民とは協議にて合意を取ること。 また水利組合や隣保などの関係機関とも協議し、合意すること。
周辺環境	治安の悪化、騒音の発生等を防止し、環境保全に留意した運営を行う。また音や熱、反射光、ごみ、臭い等については担当責任者を配置し、対応協議に応じることのできる体制を整えること。
食材等	西戸田地区の農産物を積極的に活用し、確保が困難な場合においては、

		神戸市内のものを活用すること。
	ルール	計画段階においては、地域と協議して上記ルールを順守し、その状況が維持されるよう運営を行う。
	施設周辺における交通機能の確保、駐車場の整備	近隣公共交通機関（神姫バス）の利用を促す。 また、自家用車での来客の駐車スペースは施設内に5台分の駐車場を確保することとする。
	周辺の農村環境や景観等への配慮	既存住宅を活用し、地域の景観に調和した建物意匠とする。 また地域美化等のために、清掃作業を地域とともに積極的に取り組むこと。
その他必要な事項		農村定住起業者は自らの事業のほか、西戸田地区のブランドを高めるため、地域のPRを実施する。

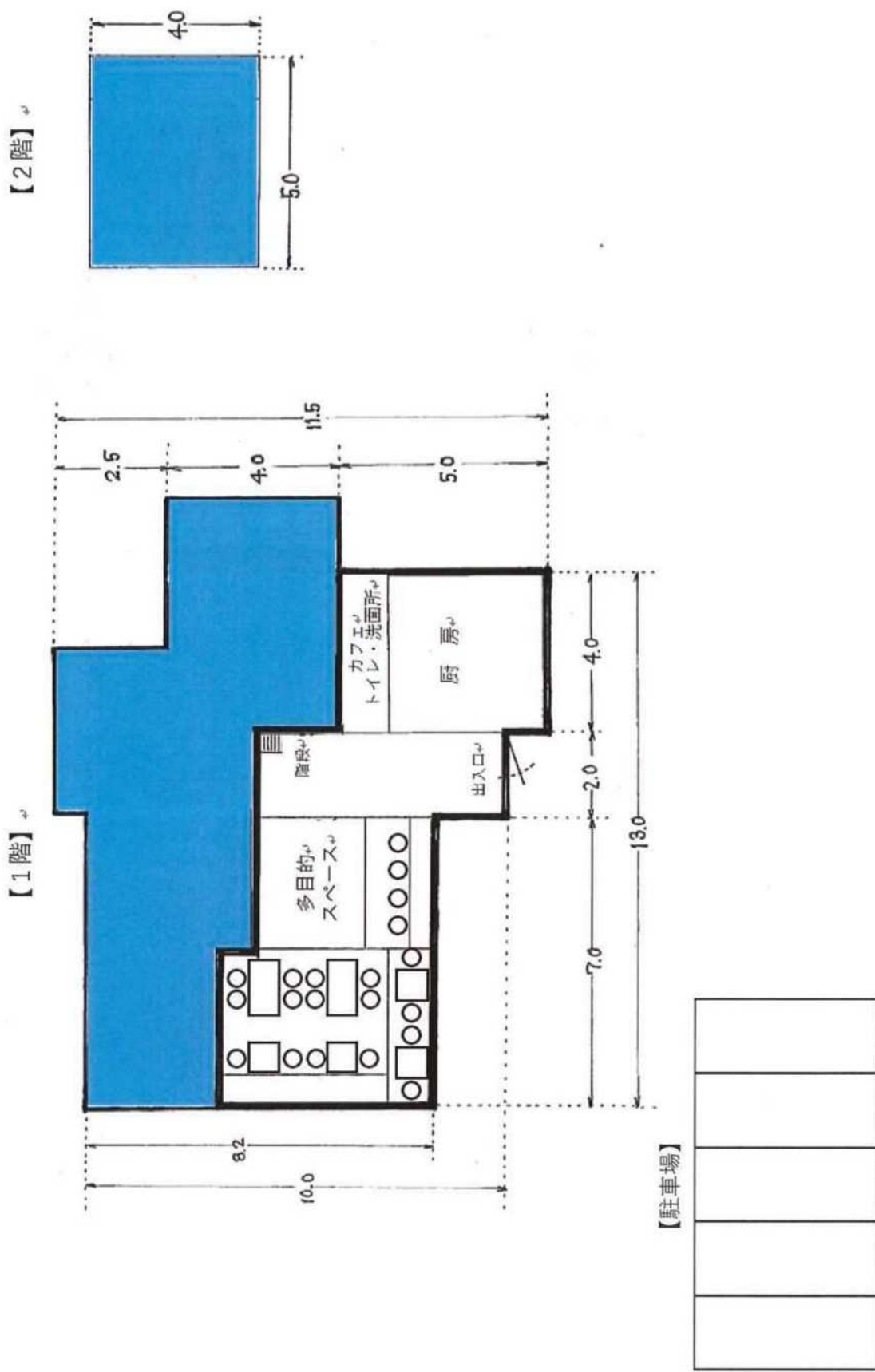
農村定住起業計画位置図（西区平野町西戸田）



農村定住起業施設一覧

番号	氏名	業種	所在地	コミュニティルール
①	<input type="text"/>	農家レストラン・カフェ 多目的スペース、駐車場	西区平野町西戸田 611-8、552-1・555-1 合併 1	古民家活用、通行ルート 近隣住民の同意、周辺環境、食材等

農村定住起業計画平面図（農家レストラン・カフェ）



西戸田 里づくり協議会規約

(設置及び目的)

第1条 平野町西戸田地区の農業地域の各種の資源を活かして、緑豊かで活力ある里づくりに資するため、そこで生活する住民及び土地所有者主体の参加により、「西戸田里づくり協議会」(以下「協議会」という。)を設ける。

(協議会の活動区域)

第2条 協議会の活動区域は、神戸市西区平野町西戸田の区域とする。

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、活動区域内の住民及び土地所有者等を構成員とする。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 里づくり計画の作成に関すること。
- (2) 里づくり事業の調査・研究と集落の土地利用に関すること。
- (3) その他目的達成に必要なこと。

(委員会)

第5条 協議会に、委員会を設置する。

- 1 委員会は、協議会の基本的事項を決定する
- 2 委員会は、会長が必要の都度招集し、会長がその議長となる。

(委員)

第6条 この委員会は、次に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 自治会長
- (2) 農会長
- (3) その他目的達成に必要な者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会長 1名
副会長 2名
会計 1名

- 2 会長・副会長・会計は、委員会で選出する。

(会長・副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。

(委員の職務)

第9条 委員は、協議会の運営に携わるとともに地域内の里づくり事業に関する連絡調整に関し、意見を述べることができる。

(役員及び委員の任期)

第10条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、任期途中で就任するときは、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、協議会員全員をもって構成し、協議会の重要事項を協議決定する。

- 2 総会は、会長が必要の都度招集し、会長が議長となる。

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長、会計をもって組織し、協議会の運営の基本的事項について企画立案する。

(小委員会)

第13条 協議会に、個別の事項について検討するため、必要に応じて小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に関することは、委員会で協議決定する。

(地域協議会等との連携)

第14条 この協議会は、平野里づくり地域協議会と連携及び協力のもとに進める。

- 2 この協議会は、産業振興局西農政事務所及び西区役所と連携して進める。

(処務)

第15条 この協議会の事務は、西戸田自治会で処理する。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って会長が定める。

(附則)

- 1 この規約は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 設立当初の役員及び委員の任期は、第10条の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

西戸田 里づくり協議会委員名簿

平成12年4月

役 職	氏 名	摘 要
会 長		自治会長
副会長		自治会副会長
副会長		農会長
会 計		農会役員
		農会役員
		土地改良区理事
		水利委員長
		消防団々長
		老人会会長
		婦人会会長
		子供会代表
		自治会役員
		自治会役員
		自治会役員
		自治会役員
		自治会役員

平成13年4月～

役 職	氏 名	摘 要
会 長		自治会長
副会長		自治会副会長
副会長		農会長
会 計		農会役員
		農会役員
		土地改良区理事
		水利委員長
		消防団々長
		老人会会長
		婦人会会長
		子供会代表
		西戸田生産組合長
		西戸田ハウス生産組合長
		自治会役員
		自治会役員
		自治会役員
	自治会役員	
	自治会役員	

西戸田里づくり協議会実績

会議名等	年月日	地元参集範囲	内容
西戸田里づくり協議会	平成12年5月8日	里づくり協議会委員	設立と「里づくり計画」の策定について
西戸田里づくり計画策定のための予備調査	平成12年5月22日	里づくり協議会役員	計画策定のための地区内の下見
西戸田里づくり協議会	平成12年7月5日	里づくり協議会委員	アンケートの実施他
西戸田里づくり営農検討会	平成12年7月18日	里づくり協議会役員 農会代表	事業化計画との調整
西戸田里づくり協議会役員会	平成12年7月24日	里づくり協議会役員、 農会代表	計画されている農業活性化事業概況説明
地区点検会議	平成12年8月7日	里づくり協議会役員	地区実地点検
西戸田老人会座談会	平成12年8月7日	老人会	地区点検のための座談
西戸田里づくり協議会	平成12年8月7日	里づくり協議会委員	地区点検
地区点検会議	平成12年8月8日	里づくり協議会役員	地区実地点検
西戸田子供会座談会	平成12年8月8日	子供会	地区点検のための座談
西戸田婦人会座談会	平成12年8月8日	婦人会役員	地区点検のための座談
西戸田里づくり協議会	平成12年9月26日	里づくり協議会委員	アンケート結果の検討
西戸田里づくり営農検討会	平成12年10月20日	里づくり協議会役員 農会代表	営農検討
西戸田里づくり営農検討会	平成12年11月11日	里づくり協議会役員 農会代表	営農検討
西戸田里づくり営農検討会	平成12年12月15日	里づくり協議会役員 農会代表	営農検討
西戸田里づくり協議会	平成13年2月23日	里づくり協議会委員	里づくり計画案の検討
西戸田里づくり協議会	平成13年3月15日	里づくり協議会委員	里づくり計画案の検討
西戸田里づくり協議会	平成13年4月5日	里づくり協議会委員	里づくり計画案の修正

里づくり計画策定指導

氏名	役職
[]	京都大学大学院 農学研究科 教授
	京都大学大学院 農学研究科 助手
	京都大学 農学部 生産環境科学科 4回生

事務局

氏名	役職
[]	神戸市西農政事務所長
	神戸市西農政事務所 地域整備係長
	神戸市西農政事務所 地域整備係 担当